

閲覧用

電話サービス等契約約款

平成 24 年 3 月 1 日

フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

目次

第1章 総則	9
第1条 約款の適用	9
第2条 約款の変更	9
第3条 用語の定義	9
第4条 通話以外の通信の取扱い	14
第2章 電話サービス等の種類等	14
第5条 電話サービス等の種類等	14
第6条 電話サービス等の品目等	15
第7条 外国における取扱いの制限	15
第3章 電話サービス等の提供区間	15
第8条 電話サービス等の提供区間	15
第8条の2 I P電話サービスの提供区域等	15
第4章 契約	15
第1節 電話等利用契約	15
第9条 契約の単位	15
第10条 電話等利用契約申込の方法	15
第11条 電話等利用契約申込の承諾	16
第12条 特定協定事業者の契約約款等による制約等	16
第13条 利用権の譲渡の禁止	16
第14条 電話等利用契約者が行う電話等利用契約の解除	16
第15条 当社が行う電話等利用契約の解除	16
第16条 加入電話等契約の解除等に伴う電話等利用契約の取扱い	17
第17条 その他の提供条件	17
第2節 直収通信契約	17
第18条 契約の単位	17
第19条 契約者回線の終端	17
第19条の2 直収通信サービス区域	17
第20条 直収通信契約申込の方法	18
第21条 直収通信契約申込の承諾	18
第22条 直収通信回線番号	18
第23条 最低利用期間	18
第24条 契約者回線の移転	19
第25条 利用の一時中断	19
第26条 破産等による直収通信契約の解除	19

第 27 条	当社が行う直収通信契約の解除	-----19
第 28 条	その他の提供条件	-----19
第 2 節の 2	直収電話契約	-----19
第 28 条の 2	契約の単位	-----19
第 28 条の 3	契約者回線の終端	-----20
第 28 条の 4	直収電話サービス区域	-----20
第 28 条の 5	他社接続契約者回線の収容	-----20
第 28 条の 6	直収電話契約申込の方法	-----20
第 28 条の 7	直収電話契約申込の承諾	-----20
第 28 条の 8	他社接続契約者回線による制約	-----21
第 28 条の 9	固定電話番号	-----21
第 28 条の 10	最低利用期間	-----21
第 28 条の 11	品目の変更	-----22
第 28 条の 12	契約者回線の移転	-----22
第 28 条の 13	回線収容機能の変更	-----22
第 28 条の 14	最大同時接続数の変更	-----22
第 28 条の 15	通話端末の移転	-----22
第 28 条の 16	固定電話番号の数の変更	-----22
第 28 条の 17	その他の提供条件	-----23
第 2 節の 3	着信用直収電話契約	-----23
第 28 条の 18	着信用直収電話契約申込をすることができる者の条件	-----23
第 28 条の 19	契約の単位	-----23
第 28 条の 20	着信用直収電話サービス区域	-----23
第 28 条の 21	着信用直収電話契約申込の方法	-----23
第 28 条の 22	着信用直収電話契約申込の承諾	-----24
第 28 条の 23	固定電話番号	-----24
第 28 条の 24	最低利用期間	-----25
第 28 条の 25	通話端末の扱い	-----25
第 28 条の 26	当社の他の契約約款等による制約等	-----25
第 28 条の 27	アクセス回線共用化の廃止等に伴う着信用直収電話契約の扱い	-----25
第 28 条の 28	その他の提供条件	-----26
第 2 節の 4	他社直加入電話等付加機能利用契約	-----26
第 28 条の 29	契約の単位	-----26
第 28 条の 30	他社直加入電話等付加機能利用契約申込の方法	-----26
第 28 条の 31	他社直加入電話等付加機能利用契約申込の承諾	-----26

第 28 条の 32	他社直加入電話等会社の契約約款等による制約等	----- 27
第 28 条の 33	他社直加入電話等付加機能利用権の譲渡	----- 27
第 28 条の 34	他社直加入電話等付加機能利用契約者が行う他社直加入電話等 付加機能利用契約の解除	----- 27
第 28 条の 35	当社が行う他社直加入電話等付加機能利用契約の解除	-----27
第 28 条の 36	他社直加入電話等契約の解除等に伴う他社直加入電話等 付加機能利用契約の扱い	----- 28
第 28 条の 37	その他の提供条件	----- 28
第 2 節の 5	特定着信用直収電話契約	-----29
第 30 条	契約の単位	-----29
第 31 条	特定着信用直収電話サービス区域	-----29
第 32 条	特定着信用直収電話契約申込の方法	-----29
第 33 条	特定着信用直収電話契約申込の承諾	-----29
第 34 条	固定電話番号	-----30
第 35 条	その他の提供条件	-----30
第 3 節から第 5 節まで削除		
第 37 条から第 38 条まで 削除		
第 6 節	I P 電話サービス契約	-----30
第 38 条の 2	契約の単位	-----30
第 38 条の 3	I P 電話契約申込を行うことができる者の条件	-----30
第 38 条の 4	I P 電話契約申込の方法	-----31
第 38 条の 5	I P 電話契約申込の承諾	-----31
第 38 条の 6	I P 電話番号	-----32
第 38 条の 7	I P 利用回線による制約	-----32
第 38 条の 8	I P 電話契約申込内容の変更	-----32
第 38 条の 9	当社が行う I P 電話契約の解除	-----33
第 38 条の 10	その他の提供条件	-----33
第 7 節	第三者課金機能利用契約	-----33
第 38 条の 11	契約の単位	-----33
第 38 条の 12	第三者課金機能利用契約申込の方法	-----33
第 38 条の 13	第三者課金機能利用契約申込の承諾	-----33
第 38 条の 14	相互接続事業者の契約約款等による制約等	-----34
第 38 条の 15	第三者課金機能利用契約契約の譲渡	-----34
第 38 条の 16	第三者課金機能利用契約者が行う第三者課金機能利用契約の 解除	-----34
第 38 条の 17	当社が行う第三者課金機能利用契約の解除	-----34

第 38 条の 18	その他の提供条件	-----	34
第 8 節	緊急通報利用契約	-----	34
第 38 条の 20	契約の単位	-----	34
第 38 条の 21	緊急通報利用契約申込を行うことができる者の条件	-----	34
第 38 条の 22	緊急通報利用契約申込の方法	-----	35
第 38 条の 23	緊急通報利用契約申込の承諾	-----	35
第 38 条の 24	特定事業者の契約約款による制約	-----	35
第 38 条の 25	利用権の譲渡の禁止	-----	35
第 38 条の 26	緊急通報利用契約者が行う緊急通報利用契約の解除	-----	35
第 38 条の 27	当社が行う緊急通報利用契約の解除	-----	36
第 38 条の 28	特定 I P 電話契約の解除等に伴う緊急通報利用契約の 扱い	-----	36
第 38 条の 29	その他の提供条件	-----	36
第 5 章	削除		
第 39 条から第 40 条まで	削除		
第 6 章	付加機能	-----	36
第 41 条	付加機能の提供	-----	36
第 41 条の 2	付加機能の利用の一時中断	-----	37
第 42 条	付加機能の接続休止	-----	37
第 7 章	回線相互接続	-----	37
第 43 条	当社又は他社の電気通信回線の接続	-----	37
第 8 章	利用中止等	-----	38
第 44 条	利用中止	-----	38
第 45 条	利用停止	-----	38
第 46 条	接続休止	-----	39
第 9 章	通信	-----	40
第 1 節	通信の種類等	-----	40
第 47 条	通信の種類等	-----	40
第 47 条の 2	相互接続通信	-----	40
第 2 節	通信利用の制限	-----	40
第 48 条	通信利用の制限	-----	40
第 49 条	通信時間等の制限	-----	41
第 3 節	通信時間の測定等	-----	41
第 50 条	通信時間の測定等	-----	41
第 4 節	通信の取扱い	-----	41
第 51 条	国際通信の取扱地域	-----	41

第5節 発信者番号通知	-----	42
第52条 発信者番号通知	-----	42
第10章 料金等	-----	42
第1節 料金及び工事に関する費用	-----	42
第53条 料金及び工事に関する費用	-----	42
第2節 料金等の支払義務	-----	42
第54条 削除		
第55条 基本料金等の支払義務	-----	42
第55条の2 基本料金の支払義務	-----	44
第55条の3 ユニバーサルサービス料の支払義務	-----	44
第56条 通信に関する料金の支払義務	-----	45
第57条 利用者回線変更時の取り扱い	-----	45
第57条の2 相互接続通信の料金の取扱い等	-----	45
第58条 請求事務手数料の支払義務	-----	46
第59条 工事費の支払義務	-----	47
第3節 料金の計算方法等	-----	47
第60条 料金の計算方法等	-----	47
第4節 保証金	-----	47
第61条 保証金	-----	47
第5節 割増金及び延滞利息	-----	48
第62条 割増金	-----	48
第63条 延滞利息	-----	48
第11章 保守	-----	48
第64条 契約者の維持責任	-----	48
第65条 契約者の切分責任	-----	48
第66条 修理又は復旧の順位	-----	49
第12章 損害賠償	-----	49
第67条 責任の制限	-----	49
第68条 免責	-----	50
第13章 雑則	-----	51
第68条の2 他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結	-----	51
第69条 承諾の限界	-----	51
第70条 利用に係る契約者の義務	-----	51
第71条 契約者回線の設置場所の提供等	-----	51
第72条 技術的事項及び技術資料の閲覧	-----	52
第73条 利用上の制限	-----	52

第 74 条	電話等利用契約者からの通知	-----	53
第 74 条の 2	他社直加入電話等付加機能利用契約者からの通知	-----	53
第 75 条	直収通信契約者、直収電話契約者、着信用直収電話契約者 又は着信用直収電話契約者からの通知	-----	53
第 76 条	協定事業者への通知	-----	53
第 77 条	協定事業者からの通知	-----	53
第 77 条の 2	電話帳	-----	54
第 77 条の 3	電話番号案内	-----	54
第 77 条の 4	番号情報の提供	-----	54
第 78 条	協定事業者による電話サービス等に係る料金等の回収代行	-----	55
第 79 条	法令に規定する事項	-----	55
第 80 条	閲覧	-----	55
第 14 章	附帯サービス	-----	55
第 81 条	附帯サービス	-----	55
別記		-----	56
1	電話サービス等の提供区間	-----	57
1 の 2	I P 電話サービスの提供区域等	-----	57
2	契約者の地位の承継	-----	57
3	契約者の氏名等の変更	-----	57
3 の 2	相互接続通信の料金の取扱い	-----	57
3 の 3	相互接続通信に係る協定事業者	-----	58
3 の 4	相互接続通信の接続形態と料金の取扱い	-----	58
4	契約者回線の設置場所の提供等	-----	61
4 の 2	電話帳の普通掲載	-----	61
4 の 3	電話帳の掲載省略	-----	62
4 の 4	電話帳の重複掲載	-----	62
4 の 5	電話帳掲載に係る料金	-----	62
5	自営端末設備の接続	-----	63
6	自営端末設備に異常がある場合等の検査	-----	63
7	自営電気通信設備の接続	-----	64
8	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	-----	64
9	当社の維持責任	-----	64
9 の 2	当社が行う自営端末設備等の状態確認	-----	65
9 の 3	契約者に係る情報の利用	-----	65
10	電話サービス等における禁止事項	-----	66

11	料金明細内訳書の送付	-----67
11	の2 協定事業者の電話サービスに関する手続きの代行	-----67
12	新聞社等の基準	-----67
13	技術資料の項目	-----67
14	他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結	-----67

料金表	-----	68
通則	-----	68
第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）	-----	71
第1 基本料金	-----	71
第2 通信に関する料金	-----	77
第3 付加機能使用料	-----	112
第4 ユニバーサルサービス料	-----	124
第5 請求事務手数料	-----	125
第6 再請求書発行手数料	-----	126
第2表 電話帳掲載料	-----	127
第3表 工事に関する費用	-----	127
第1 工事費	-----	127
第4表 付帯サービスに関する料金	-----	130
第1 料金明細内訳書の送付手数料	-----	130
料金表別表	-----	131
第1 選択制による通信に関する料金の月極割引	-----	131
別表1 協定事業者等	-----	151
別表2 料金表第1表第3（付加機能使用料）に規定する着信課金機能へ通信を 行うことができる利用契約回線等	-----	156
別表2の2 料金表第1表第3（付加機能使用料）に規定する付加番号通知付 特別課金機能へ通信を行うことができる利用契約回線等	-----	158
別表3 基本的な技術的事項	-----	159
別表4 他社接続契約者回線に関する協定事業者の電気通信サービスに係る 契約	-----	159
別表5 特定IP電話契約	-----	160
附則	-----	161

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）、国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この電話サービス等契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより電話サービス及び総合デジタル通信サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。以下「電話サービス等」といいます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、電話サービス等に附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に規定する事項の変更を行う場合、当社のホームページに掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を、電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4 総合デジタル通信	主として64キロビット/秒の伝送速度により符号、音響又は映像を、電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
5 削除	
6 通信	通話又は総合デジタル通信
7 国内通信	通話及び総合デジタル通信のうち本邦内で行われるもの
8 国際通信	通話及び総合デジタル通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）を含み

	ます。) との間で行われるもの
9 通信網	主として通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
10 電話サービス	通信網を使用して通話を行う電気通信サービス
11 総合デジタル通信サービス	通信網を使用して総合デジタル通信を行う電気通信サービス
12 削除	
13 電話サービス等取扱所	(1) 電話サービス等に関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により電話サービス等に関する契約事務を行う者の事業所
13の2 削除	
14 電話等利用契約	当社から一般電話サービス等の提供を受けるための契約
15 電話等利用契約者	当社とあらかじめ電話等利用契約を締結している者
15の2～15の7 削除	
16 直収通信契約	当社から直収通信サービスの提供を受けるための契約
17 直収通信契約者	当社とあらかじめ直収通信契約を締結している者
18 直収電話契約	当社から直収電話サービスの提供を受けるための契約
19 直収電話契約者	当社とあらかじめ直収電話契約を締結している者
20 着信用直収電話契約	当社から着信用直収電話サービスの提供を受けるための契約
21 着信用直収電話契約者	当社とあらかじめ着信用直収電話契約を締結している者
21の2 他社直加入電話等付加機能利用契約	当社から他社直加入電話等付加機能利用サービスの提供を受けるための契約
21の3 他社直加入電話等付加機能利用契約者	当社とあらかじめ他社直加入電話等付加機能利用契約を締結している者
22 特定着信用直収電話契約	当社から特定着信用直収電話サービスの提供を受けるための契約
23 特定着信用直収電話契約者	当社とあらかじめ特定着信用直収電話契約を締結している者

24～27 削除	
27 の 2 I P 電話契約	当社から I P 電話サービスの提供を受けるための契約
27 の 3 I P 電話契約者	当社と I P 電話契約を締結している者
27 の 4 第三者課金機能利用契約	当社から第三者課金機能利用サービスの提供を受けるための契約
27 の 5 第三者課金機能利用契約者	当社とあらかじめ第三者課金機能利用契約を締結している者
27 の 6 緊急通報利用契約	当社から緊急通報サービスの提供を受けるための契約
27 の 7 緊急通報利用契約者	当社と緊急通報利用契約を締結している者
27 の 8 I P 利用回線	I P 電話契約者に係るアクセス回線
28 電話サービス等契約	電話等利用契約、直収通信契約、直収電話契約、着信用直収電話契約、特定着信用直収電話契約、他社直加入電話等付加機能利用契約、I P 電話契約、第三者課金機能利用契約又は緊急通報利用契約
29 契約者	電話等利用契約者、直収通信契約、直収電話契約、着信用直収電話契約者、特定着信用直収電話契約、他社直加入電話等付加機能利用契約者、I P 電話契約者、第三者課金機能利用契約者又は緊急通報利用契約者
30 協定事業者	当社と相互接続協定（事業法の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者（事業法の規定により登録を受けた者に又は届出をした者をいいます。以下同じとします。）
31 特定協定事業者	加入電話等契約（別表 1 の（1）に掲げる契約をいいます。以下同じとします。）及び音声利用 I P 通信契約（別表 1 の（1）の 2 に掲げる契約をいいます。以下同じとします。）を締結する協定事業者
31 の 2～31 の 4 削除	
31 の 5 特定事業者	特定 I P 電話契約（別表 5 に掲げる契約をいいます。以下同じとします。）を締結する電気通信事業者
31 の 6 特定通信設	特定事業者との I P 電話契約等に基づいて設置される電気通信設

備	備であって、電気通信番号規則（平成9年郵政省令82号）第9条第1号に規定する電気通信番号（当社が指定するものに限り）により識別されるもの
32 契約者回線	直収通信契約、直収電話契約、着信用直収電話契約又は特定着信用直収電話契約に基づいて電話サービス等取扱所に設置される交換設備等（交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とその電話サービス等取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線
33 他社接続契約者回線	相互接続点を介して通信網と相互に接続する電気通信回線（別表4に掲げる協定事業者の契約に基づいて設置されるものに限り）であって、協定事業者がその電気通信回線の契約者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
34 契約者回線等	直収通信契約、直収電話契約、着信用直収電話契約又は特定着信用直収電話契約に係る契約者回線又は他社接続契約者回線
35 加入電話等設備	特定協定事業者との加入電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
36 総合デジタル通信設備	特定協定事業者との総合デジタル通信サービスに係る契約に基づいて設置される加入電話等設備
37 直収通信設備	契約者回線及びこれに接続される端末設備その他の電気通信設備であって、直収通信契約に係るもの
38 直収電話設備	契約者回線等及びこれに接続される端末設備その他の電気通信設備であって、直収電話契約に係るもの
39 着信用直収電話設備	契約者回線等及びこれに接続される端末設備その他の電気通信設備であって、着信用直収電話契約に係るもの
39 の 2 特定着信用直収電話設備	契約者回線及びこれに接続される当社の端末設備その他の電気通信設備であって、特定着信用直収電話契約に係るもの
40 公衆電話設備	特定協定事業者が設置する公衆電話又はデジタル公衆電話の電話機等
41 固定端末系伝送路設備	電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備（加入電話等設備、直収通信設備、直収電話設備及び公衆電話設備を除きます。）であって、協定事業者に係るもの
42 携帯自動車電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、協定事業者に係るもの
43 PHS設備	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識

	別される電気通信設備であって、協定事業者に係るもの
44 他社直加入電話等設備	固定端末系伝送路設備のうち別表2に掲げるもの
45 利用契約回線	加入電話等設備であって、電話等利用契約に基づいて当社が提供する電話サービス等を利用するために使用されるもの
45 の2 他社直加入電話等利用回線	別表1の(1)の2又は別表5に掲げる協定事業者の提供する電気通信サービスに係るアクセス回線であって、他社直加入電話等付加機能利用契約に基づいて当社が提供する電話サービス等を利用するために使用されるもの
46 音声通信設備	電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、当社又は協定事業者に係るもの
47 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
48 利用契約回線等	(1) 加入電話等設備、直収通信設備、直収電話設備、着信用直収電話設備、特定着信用直収電話契約、公衆電話設備、固定端末系伝送路設備、携帯自動車電話設備、PHS設備、音声通信設備及び当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
49 削除	
50 契約者識別番号	直収電話サービス、着信用直収電話サービス又は特定着信用直収電話サービスに係る契約者を識別するための数字の組合せであって、直収電話契約、着信用直収電話契約又は特定着信用直収電話サービスに基づいて当社が直収電話サービス、着信用直収電話サービス又は特定着信用直収電話サービスに係る契約者に割り当てるもの
51 固定電話番号	電気通信番号規則第9条第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号であって、直収電話契約、着信用直収電話契約又は特定着信用直収電話サービスに基づいて当社が直収電話サービス、着信用直収電話サービス又は特定着信用直収電話サービスに係る契約者に付与するもの
51 の2 内線番号	内線通信を行うために利用する番号。
51 の3 内線通信	内線番号により特定される端末設備相互間で行う通信で、インターネット経由による接続を含みます。
52 回線収容機能	他社接続契約者回線を収容するために、当社が設置する電気通信設備
53 端末設備	電気通信回線設備の一端(相互接続点におけるものを除きます。)

	に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
54 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
55 自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
56 通話端末	直収電話サービス、着信用直収電話サービス又は特定着信用直収電話サービスを利用するために必要な自営端末設備
57 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金
58 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(通話以外の通信の取扱い)

第4条 電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。

第2章 電話サービス等の種類等

(電話サービス等の種類等)

第5条 電話サービス等には次の種類があります。

種類	内容
一般電話サービス等	利用契約回線を使用して提供する電話サービス又は総合デジタル通信サービス
直収通信サービス	契約者回線を使用して提供する総合デジタル通信サービス
直収電話サービス	契約者回線等を使用して提供する電話サービスであって、その契約者回線等及び通信網においてインターネットプロトコルにより通話を行うもの(着信用直収電話サービス又は特定着信用直収電話サービスとなるものを除きます。)
着信用直収電話サービス	契約者回線等を使用して通話の着信のために提供する電話サービスであって、その契約者回線等及び通信網においてインターネットプロトコルにより通話を行うもの

特定着信用直収電話サービス	契約者回線を使用して通話の着信のために提供する電話サービスであって、インターネットプロトコルに通信を行うもの通信を行うもので、当該通信を当社のIPデータ通信網サービス契約約款で規定する第4種メディアゲートウェイホスティング装置で一旦終端させた後、契約者の内線番号に接続するもの。
IP電話サービス	当社の通信網をIP利用回線により使用して提供する電話サービス
第三者課金機能利用サービス	契約者が指定する携帯自動車電話設備又はPHS設備の電話番号をあらかじめ当社の電気通信設備に登録（以下、「登録電話番号」といいます。）し、その登録電話番号から通信の相手先に係る利用契約回線等（当社が別に定めるものに限り。）の電話番号に当社が付与した番号（003766とします。）を前置して行う通信を、当社の装置に一旦着信させて接続する機能であって、その通信に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者とし、当社が定める料金額をその契約者に課金するサービス
緊急通報サービス	電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号（110、118又は119に限り。）をダイヤルして行う通信のみを提供するもの
他社直加入電話等付加機能利用サービス	他社直加入電話等利用回線を利用して、当社が別に定める付加機能を提供する電話サービス等 （注） 当社が別に定める付加機能は、料金表第1表第3（付加機能利用料）の（3）に規定する着信課金機能とします。

（電話サービス等の品目等）

第6条 電話サービス等には、料金表に規定する品目及び通信の態様による細目があります。

（外国における取扱いの制限）

第7条 電話サービス等の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 電話サービス等の提供区間

（電話サービス等の提供区間）

第8条 当社の電話サービス等は、別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、当社が指定する電話サービス等取扱所において、当社が別に定める相互接続点

の所在場所等を閲覧に供します。

- 3 相互接続点の所在場所等については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

(IP電話サービスの提供区域等)

第8条の2 当社のIP電話サービスは、別記1の2に定める提供区域等において提供します。

第4章 契約

第1節 電話等利用契約

(契約の単位)

第9条 当社は、1の利用契約回線ごとに1の電話等利用契約を締結します。この場合、電話等利用契約者は、1の電話等利用契約につき1人に限ります。

(電話等利用契約申込の方法)

第10条 電話等利用契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を、契約事務を行う電話サービス等取扱所に提出していただきます。

- 2 前項の電話等利用契約の申込みは、オンラインサインアップにより行うこともできます。

(電話等利用契約申込の承諾)

第11条 当社は、電話等利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、電話等利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社所定の契約申込書に記載された内容が、相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (2) 電話等利用契約の申込みをした者が、電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 電話等利用契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (4) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(特定協定事業者の契約約款等による制約等)

第12条 電話等利用契約者は、特定協定事業者の契約約款等に定めるところにより、加入電話等設備を利用することができない場合においては、その設備を利用して電話サービス等を利用することはできません。

(利用権の譲渡の禁止)

第 13 条 電話サービス等に係る利用権(電話等利用契約者が電話等利用契約に基づいて電話サービス等の提供を受ける権利をいいます。)は、譲渡することができません。

(電話等利用契約者が行う電話等利用契約の解除)

第 14 条 電話等利用契約者は、電話等利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ電話サービス等取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う電話等利用契約の解除)

第 15 条 当社は、次の場合には、その電話等利用契約を解除することがあります。

(1) 第 45 条(利用停止)第 1 項の規定により電話サービス等の利用を停止された電話等利用契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 連続する 12 料金月(料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。)の各料金月のいずれにおいても、当該電話等利用契約に基づいて通信が行われなかったとき。

(3) 当社が、電話等利用契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。

2 前項第 2 号の場合において、その電話等利用契約者に特別の事情があるときは、さらに連続する 12 料金月を延長して取り扱います。

3 当社は、電話等利用契約者が第 45 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が電話サービス等に関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、電話サービス等の利用停止をしないでその電話等利用契約を解除することがあります。

4 当社は、前 3 項の規定により、その電話等利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ電話等利用契約者にそのことを通知します。

(注) 当社は、電話等利用契約者から第 74 条(電話等利用契約者からの通知)の規定による通知がないときは、第 77 条(協定事業者からの通知)から通知を受けた住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

(加入電話等契約の解除等に伴う電話等利用契約の取扱い)

第 16 条 当社は、電話等利用契約者から利用契約回線について、特定協定事業者が定める契約約款等の規定による加入電話等契約の解除、利用休止又は電話加入権等(特定協定事業者と加入電話等契約を締結した者がその加入電話等契約に基づき、特定協定事業者の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡をした旨の届出があったとき、又はその事実を知ったときは、その電話等利用契約を解除します。

(その他の提供条件)

第 17 条 電話等利用契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第 2 節 直収通信契約

(契約の単位)

第 18 条 当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の直収通信契約を締結します。この場合、直収通信契約者は、1 の直収通信契約につき 1 人に限ります。

(契約者回線の終端)

第 19 条 当社は、電話サービス等取扱所内において、配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

(直収通信サービス区域)

第 19 条の 2 当社は、料金表第 1 表第 1 (基本料金) に定めるところにより直収通信サービス区域を設定します。

2 当社は、直収通信サービス区域を示す表を当社が指定する電話サービス等取扱所において閲覧します。

(直収通信契約申込の方法)

第 20 条 直収通信契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社が指定する電話サービス等取扱所に提出していただきます。

- (1) 契約者回線に係る終端の場所
- (2) 申込みをする者の住所等その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(直収通信契約申込の承諾)

第 21 条 当社は、直収通信契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その直収通信契約の申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込みのあった直収通信サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 直収通信契約の申込みをした者が、電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 直収通信契約の申込みをした者が第 45 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、電話サービス等の利用を停止されている、又は電話サービス等契約の解

除を受けたことがあるとき。

- (4) 直収通信契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(直収通信回線番号)

第 22 条 直収通信回線番号(電気通信番号規則第 9 条第 1 号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号であって、当社が直収通信契約者に付与するものをいいます。以下同じとします。)は、1 の契約者回線ごとに当社が定めます。

- 2 当社は、電話サービス等の提供上やむを得ない理由があるときは、直収通信回線番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、直収通信回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを直収通信契約者に通知します。

(最低利用期間)

第 23 条 直収通信サービスには、料金表第 1 表第 1 (基本料金)に定めるところにより、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、直収通信サービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。
- 3 直収通信契約者は、前項の最低利用期間内に直収通信契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表第 1 に規定する額を支払っていただきます。

(契約者回線の移転)

第 24 条 直収通信契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 21 条(直収通信契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第 25 条 当社は、直収通信契約者から請求があったときは、直収通信サービスの利用の一時中断(その契約者回線及び直収通信回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(破産等による直収通信契約の解除)

第 26 条 当社は、直収通信契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその直収通信契約を解除します。

(当社が行う直収通信契約の解除)

第 27 条 当社は、第 45 条（利用停止）第 1 項各号の規定により電話サービス等の利用停止をされた直収通信契約者がなおその事実を解消しないときは、その直収通信契約を解除することがあります。

2 当社は、直収通信契約者が第 45 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が電話サービス等に関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、直収通信サービスの利用停止をしないでその直収通信契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第 28 条 直収通信契約に基づく権利の譲渡の禁止及び直収通信契約者が行う直収通信契約の解除については、電話等利用契約の場合に準じて取り扱います。

2 前項に規定するほか、直収通信契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第 2 節の 2 直収電話契約

(契約の単位)

第 28 条の 2 当社は、1 の直収電話契約申込ごとに 1 の直収電話契約を締結します。この場合、直収電話契約者は、1 の直収電話契約につき 1 人に限ります。

(契約者回線の終端)

第 28 条の 3 当社は、電話サービス等取扱所内において、配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

(直収電話サービス区域)

第 28 条の 4 当社は、料金表第 1 表第 1（基本料金）に定めるところにより直収電話サービス区域を設定します。

2 当社は、直収電話サービス区域を示す表を当社が指定する電話サービス等取扱所において閲覧します。

(他社接続契約者回線の収容)

第 28 条の 5 他社接続契約者回線は、当社が指定する電話サービス等取扱所の回線収容機能に収容します。

(直収電話契約申込の方法)

第 28 条の 6 直収電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社が指定する電話サービス等取扱所に提出していただきます。

- (1) 契約者回線又は回線収容機能の品目
- (2) 契約者回線又は他社接続契約者回線の終端の場所
- (3) 料金表第 1 表第 1 (基本料金) に規定する最大同時接続数
- (4) 他社接続契約者回線について協定事業者と締結している契約の内容 (当社が別に定めるものに限りです。)
- (5) 通話端末の設置場所
- (6) 1 の契約者回線又は他社接続契約者回線ごとに契約者識別番号の数
- (7) 申込みをする者の住所等その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(直収電話契約申込の承諾)

第 28 条の 7 当社は、直収電話契約の申込みがあったときは、当社の推奨する通話端末を使用することを条件として、受け付けた順に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その直収電話契約の申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込みのあった直収電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 契約者回線等を介して行われる通話について直収電話サービスに係る総合品質(事業用電気通信設備規則(昭和 64 年郵政省令第 30 号) 第 35 条の 11 の規定に基づいて当社が直収電話サービスのために別に定める総合品質の基準をいいます。以下同じといいます。)その他当社が別に定める接続品質等の基準を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- (3) 直収電話契約の申込みをした者が、電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 他社接続契約者回線との接続に関し、その他社接続契約者回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込みの内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 直収電話契約の申込みをした者が第 45 条(利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、電話サービス等の利用を停止されている、又は電話サービス等契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) 直収電話契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (7) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(他社接続契約者回線による制約)

第 28 条の 8 直収電話契約者は、協定事業者の契約約款等に定めるところにより、他社接続契約者回線を使用することができない場合においては、その他社接続契約者回線を使用して電話サービス等を利用することができません。

(固定電話番号)

第 28 条の 9 固定電話番号は、1 の契約者識別番号ごとに当社が定めます。

- 2 当社は、電話サービス等の提供上やむを得ない理由があるときは、固定電話番号を変更することがあります。
- 3 当社は、契約者回線等を介して行われる通話について総合品質を維持することが困難であると判断したときは、固定電話番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
- 4 前2項の規定により、固定電話番号を変更する場合又は固定電話番号の全部若しくは一部を廃止する場合には、あらかじめそのことを直収電話契約者に通知します。

(最低利用期間)

第 28 条の 10 直収電話サービスには、料金表第 1 表第 1 (基本料金) に定めるところにより、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、直収電話サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 直収電話契約者は、前項の最低利用期間内に直収電話契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表第 1 に規定する額を支払っていただきます。

(品目の変更)

第 28 条の 11 直収電話契約者は、契約者回線又は回線収容機能の品目の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 28 条の 7 (直収電話契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第 28 条の 12 直収電話契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 28 条の 7 (直収電話契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(回線収容機能の変更)

第 28 条の 13 直収電話契約者は、他社接続契約者回線に係る終端の場所について変更の申込みを当社又は協定事業者に行うときは、その内容について電話サービス等取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出により、その他社接続契約者回線について他の電話サービス等取扱所の回線収容機能への変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。
- 3 当社は前項の場合において、当社は、第 28 条の 7（直収電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（最大同時接続数の変更）

- 第 28 条の 14** 直収電話契約者は、料金表第 1 表第 2（通信に関する料金）に定めるところにより、最大同時接続数の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 28 条の 7（直収電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（通話端末の移転）

- 第 28 条の 15** 直収電話契約者は、契約者回線等の終端に接続された通話端末を移転しようとするときは、あらかじめその旨を電話サービス等取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合において、当社は、第 28 条の 7（直収電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（固定電話番号の数の変更）

- 第 28 条の 16** 直収電話契約者は、固定電話番号の数の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第 28 条の 7（直収電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

- 第 28 条の 17** 直収電話契約に基づく権利の譲渡の禁止及び直収電話契約者が行う直収電話契約の解除については、電話等利用契約の場合に準じて取り扱います。
- 2 利用の一時中断、破産等による直収電話契約の解除及び当社が行う直収電話契約の解除については、直収通信契約の場合に準じて取り扱います。
 - 3 前各項に規定するほか、直収電話契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第 2 節の 3 着信用直収電話契約

（着信用直収電話契約申込をすることができる者の条件）

- 第 28 条の 18** 着信用直収電話契約の申込みをすることができる者は、当社の IP データ通信網サービス契約約款の規定により第 1 種音声通信サービス（以下「第 1 種音声通信サービス」といいます。）に係る契約を締結している者としします。

(契約の単位)

第 28 条の 19 当社は、1 の着信用直取電話契約申込ごとに1 の着信用直取電話契約を締結します。この場合、着信用直取電話契約者は、1 の着信用直取電話契約につき1 人に限ります。

(着信用直取電話サービス区域)

第 28 条の 20 当社は、料金表第 1 表第 1 (基本料金) に定めるところにより着信用直取電話サービス区域を設定します。

2 当社は、着信用直取電話サービス区域を示す表を当社が指定する電話サービス等取扱所において閲覧します。

(着信用直取電話契約申込の方法)

第 28 条の 21 着信用直取電話契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を当社が指定する電話サービス等取扱所に提出していただきます。

- (1) 契約者回線又は回線収容機能の品目
- (2) 契約者回線又は他社接続契約者回線の終端の場所
- (3) 他社接続契約者回線について協定事業者と締結している契約の内容 (当社が別に定めるものに限ります。)
- (4) 通話端末 (第 28 条の 25 (通話端末の扱い) に規定するものをいいます。) の設置場所
- (5) 申込みをする者の住所等その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(着信用直取電話契約申込の承諾)

第 28 条の 22 当社は、着信用直取電話契約の申込みがあったときは、アクセス回線共用化 (1 の契約者回線又は他社接続契約者回線を着信用直取電話サービスと第 1 種音声通信サービスとで共用して利用することをいいます。以下同じとします。) を行うことを条件として、受け付けた順に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その着信用直取電話契約の申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込みのあった着信用直取電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) アクセス回線共用化に係る契約者回線等を介して行われる通話 (着信用直取電話サービスに係る着信通話に限ります。以下同じとします。) について着信用直取電話サービスに係る総合品質 (事業用電気通信設備規則第 35 条の 11 の規定に基づいて当社が着信用直取電話サービスのために別に定める総合品質の基準をいいます。以下同じとします。) その他当社が別に定める接続品質等の基準を維持することが困難で

あると当社が判断したとき。

- (3) 着信用直取電話契約の申込みをした者が、電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 他社接続契約者回線との接続に関し、その他社接続契約者回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込みの内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 着信用直取電話契約の申込みをした者が第45条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、電話サービス等の利用を停止されている、又は電話サービス等契約の解除を受けたことがあるとき。
- (6) 着信用直取電話契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (7) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（固定電話番号）

第28条の23 固定電話番号は、1の契約者識別番号（第1種音声通信サービスに係る契約に基づいて当社が割り当てた契約者識別番号のうち、着信用直取電話サービスを利用するために着信用直取電話契約者があらかじめ指定したものに限り）ごとに当社が定めます。

- 2 当社は、電話サービス等の提供上やむを得ない理由があるときは、固定電話番号を変更することがあります。
- 3 当社は、契約者回線等を介して行われる通話について着信用直取電話サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、固定電話番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
- 4 前2項の規定により、固定電話番号を変更する場合又は固定電話番号の全部若しくは一部を廃止する場合には、あらかじめそのことを着信用直取電話契約者に通知します。

（最低利用期間）

第28条の24 着信用直取電話サービスには、料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、着信用直取電話サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 着信用直取電話契約者は、前項の最低利用期間内に着信用直取電話契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1に規定する額を支払っていただきます。

（通話端末の扱い）

第 28 条の 25 当社は、アクセス回線共用化を行う場合において、第 1 種音声通信サービスに係る音声通信端末（第 1 種音声通信サービスを利用するために必要となる自営端末設備であって、第 28 条の 23（固定電話番号）の規定により当社が付与した固定電話番号に係る契約者識別番号に対応するものに限り、）を着信用直取電話サービスに係る通話端末とみなして取り扱います。

2 着信用直取電話契約者は、前項に規定する通話端末を移転しようとするときは、あらかじめその旨を電話サービス等取扱所に届け出ていただきます。

3 前項の届出があったときは、当社は、第 28 条の 22（着信用直取電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（当社の他の契約約款等による制約等）

第 28 条の 26 着信用直取電話契約者は、当社の IP データ通信網サービス契約約款等に定めるところにより、契約者回線等を利用することができない場合においては、その契約者回線等を利用して着信用直取電話サービスを利用することはできません。

（アクセス回線共用化の廃止等に伴う着信用直取電話契約の扱い）

第 28 条の 27 当社は、着信用直取電話契約者からアクセス回線共用化を行っている第 1 種音声通信サービスについて、アクセス回線共用化の廃止若しくは契約の解除があった旨の届出があったとき、又はその事実を知ったときは、その着信用直取電話契約を解除します。

2 前項に規定するほか、当社は、アクセス回線共用化に係る契約者回線等を介して行われる通話について、着信用直取電話サービスに係る総合品質その他当社が別に定める接続品質等の基準を維持することが困難であると当社が判断したときは、その着信用直取電話契約を解除します。

（その他の提供条件）

第 28 条の 28 着信用直取電話契約に基づく権利の譲渡の禁止及び着信用直取電話契約者が行う着信用直取電話契約の解除については、電話等利用契約の場合に準じて取り扱います。

2 利用の一時中断、破産等による直取電話契約の解除及び当社が行う直取電話契約の解除については、直取通信契約の場合に準じて取り扱います。

3 契約者回線の終端、他社接続契約者回線の収容、他社接続契約者回線による制約、品目の変更、契約者回線の移転、回線収容機能の変更、固定電話番号の数の変更については、直取電話契約の場合に準じて取り扱います。

4 前各項に規定するほか、着信用直取電話契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

第 2 節の 4 他社直加入電話等付加機能利用契約

(契約の単位)

第28条の29 当社は、他社直加入電話等利用回線 1 回線ごとに 1 の他社直加入電話等付加機能利用契約を締結します。この場合、他社直加入電話等付加機能利用契約者は、1 の他社直加入電話付加機能利用契約につき 1 人に限ります。

(他社直加入電話等付加機能利用契約申込の方法)

第28条の30 他社直加入電話等付加機能利用契約の申込みをしようとするときは、当社所定の契約申込書及び付加機能の利用申込書を当社が指定する電話サービス等取扱所に提出していただきます。

(他社直加入電話等付加機能利用契約申込の承諾)

第 28 条の 31 当社は、他社直加入電話等付加機能利用契約の申込みがあったときは、受付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、他社直加入電話等付加機能利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の付加機能の利用を伴わないとき。
- (2) 第 41 条（付加機能の提供）に規定する条件を満たさないとき。
- (3) 他社直加入電話等付加機能利用契約の申し込みをした者が、他社直加入電話等利用回線について他社直加入電話等会社と契約を締結している者と同一の者とならないとき。
- (4) 他社直加入電話等付加機能利用契約の申込みをした者が電話サービス等の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(他社直加入電話等会社の契約約款等による制約等)

第28条の32 他社直加入電話等付加機能利用契約者は、他社直加入電話等会社の契約約款等に定めるところにより、他社直加入電話等設備を使用することができない場合があります。

(他社直加入電話等付加機能利用権の譲渡)

第28条の33 他社直加入電話等付加機能利用権（他社直加入電話等付加機能利用契約者が他社直加入電話等付加機能利用契約に基づいて他社直加入電話等付加機能利用サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は譲渡できません。

(他社直加入電話等付加機能利用契約者が行う他社直加入電話等付加機能利用契約の解除)

第28条の34 他社直加入電話等付加機能利用契約者は、他社直加入電話等付加機能利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話サービス等取扱所

に書面により届け出ていただきます。

(当社が行う他社直加入電話等付加機能利用契約の解除)

第28条の35 当社は、第45条（利用停止）第1項の規定により電話サービス等の利用を停止された他社直加入電話等付加機能利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その他社直加入電話等付加機能利用契約を解除することがあります。

2 当社は他社直加入電話等付加機能利用契約者が第45条第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が電話サービス等に関する業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、他社直加入電話等付加機能利用サービスの利用を停止しないでその他社直加入電話等付加機能利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項に規定するほか、第28条の31（他社直加入電話等付加機能利用契約申込の承諾）第2項（第3号を除きます。）に規定する承諾条件を満たさなくなったときは、その他社直加入電話等付加機能利用契約を解除します。

(他社直加入電話等契約の解除等に伴う他社直加入電話等付加機能利用契約の扱い)

第28条の36 当社は、他社直加入電話等付加機能利用契約者からその他社直加入電話等付加機能利用契約に係る他社直加入電話等利用回線について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その他社直加入電話等付加機能利用契約を解除します。

ただし、他社直加入電話等付加機能利用契約者が他社直加入電話等契約を解除すると同時に同一協定事業者の他の他社直加入電話等契約を締結する場合であって、その他社直加入電話等付加機能利用契約者からその他社直加入電話等付加機能利用契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

2 当社は、他社直加入電話等付加機能利用契約者とその他社直加入電話等付加機能利用契約に係る他社直加入電話等利用回線について他社直加入電話等会社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その他社直加入電話等付加機能利用契約を解除することがあります。

3 当社は、他社直加入電話等付加機能利用契約が他社直加入電話等会社の契約約款等に定めるところにより、他社直加入電話等利用権（他社直加入電話等契約者（他社直加入電話等会社と他社直加入電話等契約を締結した者をいいます。以下同じとします。）がその他社直加入電話等契約に基づき、他社直加入電話等会社の電気通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡をし、他社直加入電話等会社の承認を受けたときは、その他社直加入電話等付加機能利用契約を解除したものとします。

(その他の提供条件)

第28条の37 他社直加入電話等付加機能利用契約に関するその他の提供条件については、別

記2及び別記3の定めるところによります。

第2節の5 特定着信用直取電話契約

(特定着信用直取電話契約申込をすることができる者の条件)

第29条 特定着信用直取電話契約の申込みをすることができる者は、当社のIPデータ通信網サービス契約約款の規定による第4種メディアゲートウェイホスティングサービス（以下「第4種メディアゲートウェイホスティングサービス」といいます。）に係る契約を締結している者としてします。

(契約の単位)

第30条 当社は、1の特定着信用直取電話契約申込ごとに1の特定着信用直取電話契約を締結します。この場合、特定着信用直取電話契約者は、1の特定着信用直取電話契約につき1人に限ります。

(特定着信用直取電話サービス区域)

第31条 当社は、料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより特定着信用直取電話サービス区域を設定します。

2 当社は、特定着信用直取電話サービス区域を示す表を当社が指定する電話サービス等取扱所において閲覧します。

(特定着信用直取電話契約申込の方法)

第32条 特定着信用直取電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を当社が指定する電話サービス等取扱所に提出していただきます。

(特定着信用直取電話契約申込の承諾)

第33条 当社は、特定着信用直取電話契約の申込みがあったときは、通話端末と接続される電気通信回線設備について当社が指定すること条件として、受け付けた順に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その特定着信用直取電話契約の申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込みのあった特定着信用直取電話サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 特定着信用直取電話契約の申込みをした者が、電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 特定着信用直取電話契約の申込みをした者が第45条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、電話サービス等の利用を停止されている、又は電話サービス等

契約の解除を受けたことがあるとき。

- (4) 特定着信用直取電話契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) その他電話サービス等に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(固定電話番号)

第 34 条 固定電話番号は当社が定めます。

- 2 当社は、電話サービス等の提供上やむを得ない理由があるときは、固定電話番号を変更することがあります。
- 3 当社は、契約者回線等を介して行われる通話について特定着信用直取電話サービスに係る総合品質を維持することが困難であると判断したときは、固定電話番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
- 4 前2項の規定により、固定電話番号を変更する場合又は固定電話番号の全部若しくは一部を廃止する場合には、あらかじめそのことを特定着信用直取電話契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第 35 条 特定着信用直取電話契約に基づく権利の譲渡の禁止及び特定着信用直取電話契約者が行う特定着信用直取電話契約の解除については、電話等利用契約の場合に準じて取り扱います。

- 2 利用の一時中断、破産等による特定着信用直取電話契約の解除及び当社が行う特定着信用直取電話契約の解除については、直取通信契約の場合に準じて取り扱います。
- 3 契約者回線の終端、契約者回線の移転、固定電話番号の数の変更については、直取電話契約の場合に準じて取り扱います。
- 4 前各項に規定するほか、特定着信用直取電話契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第3節から第5節まで 削除

第36条から第38条まで 削除

第6節 IP電話サービス契約

(契約の単位)

第38条の2 当社は、1のIP利用回線につき1のIP電話契約を締結します。この場合、IP電話契約者は、1のIP電話契約につき1人に限ります。

(IP電話契約申込を行うことができる者の条件)

第 38 条の 3 I P 電話契約の申込みを行うことができる者は、当社が定める I P 利用回線を別に契約する者に限ります。

2 第 1 項のうち I P 電話契約の申込みを行うことができる者は、申込みに際し I P 電話サービスの提供を受けるために必要な I P 電話アダプタを用意していただきます。

(注) 当社が定める I P 利用回線 (I P 電話契約者に係るものに限ります。) とは、以下のものをいいます。

- ・ K D D I 株式会社のコンピュータ通信網サービス契約約款又は総合オープン通信網サービス契約約款に規定する契約者回線
- ・ K D D I 株式会社の設置する交換設備等 (当社が指定するものに限ります。) と K D D I コンピュータ通信網サービス取扱局内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線
- ・ 日本デジタル配信株式会社の卸電気通信役務の提供に関する契約に規定する回線

(I P 電話契約申込の方法)

第 38 条の 4 I P 電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約手続 (オンラインサインアップによるものを含みます。) を行っていただきます。

(I P 電話契約申込の承諾)

第 38 条の 5 当社は、I P 電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その I P 電話契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) I P 電話サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) I P 利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、総合品質 (事業用電気通信設備規則第 35 条の 6 第 1 項の規定に基づく総合品質の基準をいいます。以下「総合品質」といいます。) を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- (3) I P 電話契約の申込みをした者が、I P 電話サービス又は I P 利用回線の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) I P 電話契約の申込みをした者が、第 45 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、I P 電話サービスの利用を停止されている、又は契約解除を受けたことがあるとき。
- (5) I P 電話契約の申込みをした者が、I P 利用回線の契約約款等に定める利用停止の規定のいずれかに該当し、I P 利用回線の利用を停止されている、又は契約解除を受けたことがあるとき。
- (6) I P 電話契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(I P 電話番号)

第 38 条の 6 I P 電話サービスの電話番号 (以下「 I P 電話番号」といいます。) は、当社が定めるところにより I P 電話契約者に付与し、その他の提供条件は直収通信サービスの直収通信回線番号に準用して取り扱います。

2 I P 利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、総合品質を維持することが困難であると当社が判断したときは、 I P 電話番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。

(I P 利用回線による制約)

第 38 条の 7 I P 電話契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等の定めるところにより、 I P 利用回線を使用することができない場合においては、 I P 電話サービスを利用することができません。

(I P 電話契約申込内容の変更)

第 38 条の 8 当社は、 I P 電話契約者から請求があったときは、 I P 利用回線の種類と終端の場所等に係る契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 38 条の 5 (I P 電話契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(当社が行う I P 電話契約の解除)

第 38 条の 9 当社は、次の場合には、 I P 電話契約を解除することがあります。

(1) 第 45 条 (利用停止) の規定により I P 電話サービスの利用停止をされた I P 電話契約者がなおその事実を解消しないとき。

(2) I P 電話サービスの I P 利用回線に係る契約の解除、又は細目又は区別の変更に伴い、第 38 条の 3 (I P 電話契約申込を行うことができる者の条件) を満たさなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったとき。

2 当社は、 I P 電話契約者が第 45 条 (利用停止) の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、 I P 電話サービスの利用停止をしないでその I P 電話契約を解除することがあります。

3 I P 利用回線に関して次の事項に該当する場合に、 I P 電話契約を解除することがあります。

(1) I P 電話契約の申込みをした者が、 I P 利用回線について協定事業者と契約を締結している者と同一でないことについて、その事実を知ったとき。

- (2) その I P 利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
 - (3) その I P 利用回線に係る協定事業者の契約の解除があったとき又はその事実を知ったとき。
 - (4) その I P 利用回線が、移転により I P 電話サービスの提供区域外となったとき。
- 4 当社は、前3項の規定により、その I P 電話契約を解除しようとするときは、あらかじめ、I P 電話契約者にそのことをお知らせします。

(その他の提供条件)

第 38 条の 10 利用権の譲渡の禁止及び I P 電話契約者が行う I P 電話契約の解除の取扱いについては、一般電話サービス等の場合に準ずるものとします。

2 前項に定めるほか、I P 電話契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第 7 節 第三者課金機能利用契約

(契約の単位)

第38条の11 当社は、1の第三者課金機能利用契約ごとに1の第三者課金機能利用契約を締結します。この場合、第三者課金機能利用契約者は、1の第三者課金機能利用契約につき1人に限ります。

(第三者課金機能利用契約申込の方法)

第38条の12 第三者課金機能利用契約の申込みをしようとするときは、当社所定の契約申込書を当社が指定する電話サービス等取扱所に提出していただきます。

(第三者課金機能利用契約申込の承諾)

第 38 条の 13 当社は、第三者課金機能利用契約の申込みがあったときは、受付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、第三者課金機能利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第三者課金機能利用契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (2) 第三者課金機能利用契約の申込みをした者が電話サービス等の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(相互接続事業者の契約約款等による制約等)

第38条の14 第三者課金機能利用契約者は、携帯自動車電話設備又はPHS設備を提供する協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その設備を使用しての第三者課金機能の利用ができない場合があります。

(第三者課金機能利用契約の譲渡)

第38条の15 第三者課金機能利用権（第三者課金機能利用契約者が第三者課金機能利用契約に基づいて第三者課金機能利用サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は譲渡できません。

(第三者課金機能利用契約者が行う第三者課金機能利用契約の解除)

第38条の16 第三者課金機能利用契約者は、第三者課金機能利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する電話サービス等取扱所に書面により届け出ていただきます。

(当社が行う第三者課金機能利用契約の解除)

第38条の17 当社は、第45条（利用停止）第1項の規定により電話サービス等の利用を停止された第三者課金機能利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第三者課金機能利用契約を解除することがあります。

2 当社は第三者課金機能利用契約者が第45条第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が電話サービス等に関する業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第三者課金機能利用サービスの利用を停止しないでその第三者課金機能利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項に規定するほか、第38条の13（第三者課金機能利用契約申込の承諾）に規定する承諾条件を満たさなくなったときは、その第三者課金機能利用契約を解除します。

(その他の提供条件)

第38条の18 第三者課金機能利用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第8節 緊急通報利用契約

(契約の単位)

第38条の20 当社は、1の特定IP電話契約につき1の緊急通報利用契約を締結します。この場合、緊急通報利用契約者は、1の緊急通報利用契約につき1人に限ります。

(緊急通報利用契約申込を行うことができる者の条件)

第38条の21 緊急通報利用契約の申込を行うことができる者は、特定IP電話契約を別に

契約する者に限ります。

(緊急通報利用契約申込の方法)

第 38 条の 22 特定事業者への特定 I P 電話契約の申込みをもって、当社に対し緊急通報利用契約の申込みをしたものとします。

2 特定事業者へ特定 I P 電話契約の申込みを行った者は、当社が緊急通報利用契約を締結するためだけに、当社が特定事業者からその締結に必要な氏名、住所及び電話番号等について、通知を受けることについて同意していただきます。

(緊急通報利用契約申込の承諾)

第 38 条の 23 当社は、緊急通報利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その緊急通報利用契約の申込を承諾しないことがあります。

(1) 緊急通報利用契約の申込みをした者が、特定 I P 電話契約を締結している者と同一年とならないとき。

(2) 緊急通報利用契約の申込みをした者が、緊急通報利用契約の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、緊急通報利用契約の申込みをした者が、特定事業者との間で特定 I P 電話契約を締結しないとき又は特定 I P 電話契約の申込みに対して特定事業者の承諾が得られないときには、その申込を承諾しません。

(特定事業者の契約約款による制約)

第 38 条の 24 緊急通報利用契約者は、特定事業者の契約約款に定めるところにより、その緊急通報利用契約に係る特定 I P 電話契約に係るサービスを使用することができない場合においては、緊急通報サービスを利用することはできません。

(利用権の譲渡の禁止)

第 38 条の 25 緊急通報利用サービスに係る利用権（緊急通報利用契約者が緊急通報利用契約に基づいて緊急通報の提供を受ける権利をいいます。）は、譲渡することができません。

(緊急通報利用契約者が行う緊急通報利用契約の解除)

第 38 条の 26 緊急通報利用契約者は、緊急通報利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により電話サービス等取扱所に通知していただきます。

(当社が行う緊急通報利用契約の解除)

第 38 条の 27 当社は、第 45 条 (利用停止) の規定により電話サービス等の利用を停止された緊急通報利用契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その緊急通報利用契約を解除することがあります。

2 当社は、緊急通報利用契約者が第 45 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、電話サービス等の利用停止をしないでその緊急通報利用契約を解除することがあります。

3 当社は前 2 項の規定によりその緊急通報利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ緊急通報利用契約者にそのことをお知らせします。

(特定 I P 電話契約の解除等に伴う緊急通報利用契約の扱い)

第 38 条の 28 当社は、緊急通報利用契約者からその緊急通報利用契約に係る特定 I P 電話契約について、契約の解除若しくは利用休止をした旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その緊急通報利用契約を解除します。

2 当社は、緊急通報利用契約者とその緊急通報利用契約に係る特定 I P 電話契約を締結している者が同一のものでないことについて、その事実を知ったときは、その緊急通報利用契約を解除することがあります。

(その他の提供条件)

第 38 条の 29 緊急通報利用契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第 5 章 削除

第 39 条から第 40 条まで 削除

第 6 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 41 条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第 1 表第 3 (付加機能使用料) に定めるところにより付加機能を提供します。

(1) 付加機能の提供を請求した契約者が付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、料金表第1表第3に別段の定めがある場合は、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第41条の2 当社は、電話サービス等契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 ただし、料金表第1表第3（付加機能使用料）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(付加機能の接続休止)

第42条 当社は、電話サービス等の接続休止（第46条（接続休止）第2項の接続休止をいいます。）があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第43条 直収通信契約者、直収電話契約者又は着信用直収電話契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が指定する電話サービス等取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社、当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

3 直収通信契約者、直収電話契約者又は着信用直収電話契約者は、その接続について、第1項の規定により当社が指定する電話サービス等取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 直収通信契約者、直収電話契約者又は着信用直収電話契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により当社が指定する電話サービス等取扱所に通知していただきます。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第44条 当社は、次の場合には、電話サービス等の利用（第3号については国際通信利用に限ります。）を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第48条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 電話等利用契約者の国際通信利用において通信に関する料金の著しい増加が想定される事態を発見したとき。
- (4) 特定のIP利用回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。以下同じとします。）を発生させることにより、現に通話がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (5) IP利用回線が利用中止になったとき。

2 当社は、前項の規定により電話サービス等の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

2の2 第1項第3号により電話サービスの国際通信利用を中止し契約者にお知らせした場合であって、契約者から利用中止解除の申出がない場合には、契約者からの請求に基づき料金表第1表第3（付加機能使用料）で規定する「発信通信利用休止機能」を適用したものとみなして取り扱います。

3 第1項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表第1表第3に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能の利用を中止することがあります。

(利用停止)

第45条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その電話サービス等に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった電話サービス等に係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その電話サービス等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 契約者が、この約款において定めるその者の他の契約に係る電話サービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払がないとき。
- (3) 第70条（利用に係る契約者の義務）又は第73条（利用上の制限）の規定に違反したとき。
- (4) 契約者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設

置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。

- (5) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
 - (6) 契約者回線等（直取電話サービス又は着信用直取電話サービスに係るものに限ります。）を介して行われる通話について直取電話サービスに係る総合品質、着信用直取電話サービスに係る総合品質又はその他当社が別に定める接続品質等の基準を維持することが困難になったとき。
 - (7) 第 28 条の 15（通話端末の移転）又は第 28 条の 25（通話端末の扱い）の規定に違反して、あらかじめ当社の承諾を得ずに通話端末を移転したとき。
 - (8) 前各号のほか、この約款に違反する行為であつて、電話サービス等に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (9) 第 61 条（保証金）に規定する保証金を預け入れなかったとき。
 - (10) 削除
 - (11) I P 利用回線に係る他契約約款等の規定によりその I P 利用回線が利用停止になったとき。
 - (12) I P 利用回線を介して他社の電気通信設備に接続される場合は、総合品質を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により電話サービス等の利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、必要やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 削除

（接続休止）

- 第 46 条** 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者の電気通信設備に係る他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。
- 2 前項の場合に、契約者が他社相互接続通信を全く利用することができなくなったときは、当社は電話サービス等の接続休止（当社の電話サービス等を利用して行う通信と他社相互接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。
- ただし、その電話サービス等について、契約者から電話サービス等契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 3 当社は、前項の規定により電話サービス等の接続休止をするときは、あらかじめ、そのことを契約者に通知します。
- 4 第2項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その電話サービス等契約は解除されたものとして取り扱います。

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第47条 通信の種類等は、料金表第1表第2(通信に関する料金)に定めるところによります。

(相互接続通信)

第47条の2 相互接続通信は、当社が相互接続協定に基づき定めた通話に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域(以下「接続対象地域」といいます。)は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第48条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関で利用している電話サービス等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域への通信を中止する措置を含みます。)をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記 12 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

2 一般電話サービス等に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手方に着信しないことがあります。

3 削除

(通信時間等の制限)

第 49 条 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域への通信の利用を制限することがあります。

第 3 節 通信時間の測定等

(通信時間の測定等)

第 50 条 通信時間及び I P 電話番号 (I P 電話契約者が取得したものに限り。) の数の測定等については、料金表第 1 表第 2 (通信に関する料金) に定めるところによります。

2 前項の規定にかかわらず、緊急通報利用契約に関する通信時間についてはその測定を行いません。

第 4 節 通信の取扱い

(国際通信の取扱地域)

第 51 条 国際通信の取扱地域は、料金表第 1 表第 2 (通信に関する料金) に定めるところによります。

第 5 節 発信者番号通知

(発信者番号通知)

第 52 条 契約者回線又は I P 利用回線から利用契約回線等への通信については、発信者番号通知 (発信者の直収通信回線番号、固定電話番号又は I P 電話番号を着信者の利用契約回線等へ通知することをいいます。) を行います。

ただし、発信者がその取扱いを拒むとき又は次の通信については、この限りではありません。

(1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(2) 発信電話番号非通知機能の提供を受けている I P 利用回線から行う通信 (当社が別

に定める方法により行う通話を除きます。)

- 2 緊急通報利用契約において、電気通信番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号（110 又は 119 に限ります。）をダイヤルして行う通信については、その発信電話番号等（発信者の電話番号、その通信の発信元に係る緊急通報利用契約者の氏名及び住所をいいます。）を着信先の警察機関又は消防機関へ通知します。

ただし、通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

なお、電気通信番号規則第 11 条に規定する緊急通報に関する電気通信番号のうち 118 をダイヤルして行う通信については、前項に準じます。

- 3 前 2 項の場合において、当社は、直収通信回線番号、固定電話番号、IP 電話番号又は発信電話番号等を着信者の利用契約回線等へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注) 本条第 1 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。

第 10 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 53 条 当社が提供する電話サービス等の料金は、料金表第 1 表(料金)に定める基本料金、通信に関する料金、付加機能使用料、ユニバーサルサービス料、請求事務手数料及び再請求書発行手数料とします。

- 2 当社が提供する電話サービス等の工事に関する費用は、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費とします。

第 2 節 料金等の支払義務

第 54 条 削除

(基本料金等の支払義務)

第 55 条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又は契約者回線、回線収容機能、固定電話番号若しくは付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表第 1（基本料金）及び第 3（付加機能使用料）に規定する料金（以下「基本料金等」といいます。）の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により契約者回線、回線収容機能、固定電話番

号又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの基本料金等の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金等の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金等の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除き、契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能を利用できなかった期間中の基本料金等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能を全く利用できない状態（その契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能に係る電気通信設備に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄、3欄又は4欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能についての基本料金等
2 当社の故意又は重大な過失によりその契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能をまったく利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能についての基本料金等
3 種類の変更、契約者回線の移転、回線収容機能の変更又は相互接続点の変更等に伴って、契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能を利用しなかった場合であって、その設備、直収通信回線番号、固定電話番号又は料金表に規定する番号（当社が別に定める番号に限ります。）を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算して利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能についての基本料金等

4 電話サービス等の接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能についての基本料金等
----------------------	---

3 第1項の期間において、他社相互接続通信を行うことができないことにより契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能を利用することができない状態が生じたときの基本料金等の支払いは、次によります。

- (1) 協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断、利用停止その他契約者に帰する理由により、他社相互接続通信を行うことができなかった場合であっても、契約者は、その期間中の基本料金等の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、他社相互接続通信を行うことができないため、契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能を全く利用できなかった期間中の基本料金等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、他社相互接続通信を全く行うことができない状態（全ての他社相互接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、当社の契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能が全く利用できなくなった場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能についての基本料金等
2 当社の故意又は重大な過失により他社相互接続通信を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能についての基本料金等

4 当社は、支払いを要しないこととされた基本料金等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（基本料金の支払義務）

第55条の2 IP電話契約者（自らIP電話番号を取得したものに限り、この条において同じとします。）は、当社が測定したIP電話番号の数と料金表第1表第1（基本料金）の規程とに基づいて算定した基本料金を支払っていただきます。この場合、第55条（基本

料金等の支払義務) 第2項から第4項までの規定は、IP電話サービスの基本料金について準用します。

- 2 IP電話契約者は、基本料金について、当社の機器の故障等により正しく測定することができなかった場合は、料金表第1表第1(基本料金)に定めるところにより算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、IP電話契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第55条の3 契約者は、第22条(直収通信回線番号)、第28条の9(固定電話番号)、第28条の23(固定電話番号)、第34条(固定電話番号)及び第38条の6(IP電話番号)の規定により当社が定めた電気通信番号並びに料金表第1表第3(付加機能使用料)に規定する付加機能(当社が別に定めるものに限り、)に当社が定めた電気通信番号について、料金表第1表第4(ユニバーサルサービス料)に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

- 2 利用の一時中断等により電話サービス等を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、その期間中のユニバーサルサービス料の支払いを要します。
- 3 協定事業者の定める契約約款等による利用の一時中断等により、他社相互接続通信を行うことができなくなった場合であっても、契約者は、その期間中のユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(通信に関する料金の支払義務)

第56条 契約者は、次の通信について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2(通信に関する料金)の規定とに基づいて算定した通信に関する料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
1 利用契約回線から行った通信(その利用契約回線に係る電話等利用契約者以外の者が行った通信を含みます。)	その利用契約回線に係る電話等利用契約者
2 直収通信サービスに係る契約者回線から行った通信(その契約者回線に係る直収通信契約者以外の者が行った通信を含みます。)	その契約者回線に係る直収通信契約者
3 直収電話サービスに係る契約者回線等から行った通信(直収電話契約者以外の者がその直収電話契約者に係る契約者識別番号及び暗証符号を送信した場合を含みます。)	その通信を行う際に送信された契約者識別番号及び暗証符号に係る直収電話契約者

3の2 IP電話サービスに係るIP利用回線から行った通話（そのIP利用回線に係るIP電話契約者以外の者が行った通話を含みます。）	そのIP利用回線に係るIP電話契約者
--	--------------------

1の2 相互接続通信の料金の支払義務については、前項の規定（表中1欄を除きます。）にかかわらず、第57条の2（相互接続通信の料金の取扱い等）に規定するところによります。

1の3 前2項の規定にかかわらず、付加機能を利用して行った通信に関する料金について、料金表第1表第2（通信に関する料金）又は同表第3（付加機能使用料）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 契約者は、通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第1表第2に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（利用者回線等変更時の取り扱い）

第57条 契約者は、当社の承諾を得ずに着信課金機能にかかる利用契約回線等を変更した場合、それにより発生した料金およびその他の責務の支払いを要します。

（相互接続通信の料金の取扱い等）

第57条の2 契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金を支払っていただきます。

2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であつて、その協定事業者が、その契約約款等に定めるところに従つてその通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

（請求事務手数料の支払義務）

第58条 電話等利用契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなつた電話サービス等に係る料金（料金表第1表第5（請求事務手数料）に規定する請求事務手数料を除きます。）又は工事に関する費用を当社が請求する場合に、料金表第1表第5に規定する請求事務手数料の支払いを要することがあります。

（工事費の支払義務）

第 59 条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表第 1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその電話サービス等契約の解除又はその工事の請求を取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第 60 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第 4 節 保証金

（保証金）

第 61 条 当社は、契約者（IP 電話契約者を除きます。この条において同じとします。）が次のいずれかに該当するときは、その電話サービス等の提供の条件として、保証金を預け入れていただくことがあります。

ただし、契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合には、この限りではありません。

- （1） 電話サービス等契約の締結を行った者
- （2） 過去の利用実績に照らし著しく利用が増加又は増加することが予想される者
- （3） 電話サービス等に係る料金その他の費用の支払を怠り、又は怠るおそれのある者

2 保証金の額は、月間の予想料金の額に応じて当社が別に定める額とします。

3 保証金については、無利息とします。

4 当社は、契約者がこの約款の規定に基づき当社に支払うべき金額を支払期日までに支払わず、又は支払わないおそれがあるときは、保証金をその支払うべき金額に充当することがあります。

5 当社は、電話サービス等契約の解除等保証金を預け入れた事由が解消した場合には、保証金をその契約者に返還します。この場合において、その契約者がこの約款の規定に基づき当社に支払うべき金額があるときは、返還する保証金をその支払うべき金額に充当します。

第 5 節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 62 条 契約者その他電話サービス等の利用者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあつては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として当社が定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第 63 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下この条において同じとします。）について当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあつた場合は、この限りではありません。

第 11 章 保守

(契約者の維持責任)

第 64 条 直収通信契約者、直収電話契約者又は着信用直収電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 IP 電話契約者（IP 利用回線を介して他社の電気通信設備に接続する場合に限ります。）は総合品質を維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 65 条 直収通信契約者、直収電話契約者又は着信用直収電話契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であつて、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理を請求していただきます。

2 前項の確認に際して、直収通信契約者、直収電話契約者又は着信用直収電話契約者から請求があつたときは、当社は、電話サービス等取扱所において試験を行い、その結果をその直収通信契約者、直収電話契約者又は着信用直収電話契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、直収通信契約者、直収電話契約者又は着信用直収電話契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあつたときは、直収通信契約者、直収電話契約者又は着信用直収電話契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費

税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 66 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 48 条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条第 1 項の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 12 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第 12 章 損害賠償

(責任の制限)

第 67 条 当社は、電話サービス等を提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。）より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、その電話サービス等が全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合

を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合又はIP電話サービスに係るIP利用回線においてDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、電話サービス等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその電話サービス等に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表第1(基本料金)及び第3(付加機能使用料)に規定する基本料金等

(2) 料金表第1表第2(通信に関する料金)に規定する料金(電話サービス等を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(料金表通則に規定する料金月をいいます。)の前6料金月の1日当たりの平均の通信に関する料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

3 当社の故意又は重大な過失により電話サービス等の提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第1表第2に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、電話サービス等を全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日当たりの平均の通信に関する料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第68条 当社は、直収通信サービス、直収電話サービス又は着信用直収電話サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、直収通信契約者、直収電話契約者又は着信用直収電話契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが止むを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、直収通信サービス、直収電話サービス又は着信用直収電話サービスについては端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規

定の変更（電話サービス等取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 13 章 雑則

（他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結）

第 68 条の 2 直収通信契約の申込みの承諾を受けた者は、別記 14 に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款等の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記 14 に定める電話等利用契約を締結したこととなります。

ただし、直収通信契約者から、その電気通信事業者に対してその電話等利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により電話等利用契約を締結した直収通信契約者は、その契約者回線において該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その直収通信契約者が、その電話等利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款等に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

（承諾の限界）

第 69 条 当社は、契約者その他電話サービス等の利用者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が直収通信契約、直収電話契約又は着信用直収電話契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える

行為を行わないこと。

- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が直収通信契約、直収電話契約又は着信用直収電話契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品を取り付けないこと。
- (4) 当社が直収通信契約、直収電話契約又は着信用直収電話契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で電話サービス等を利用しないこと。別記 10 に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
- (6) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者回線の設置場所の提供等)

第 71 条 契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記 4 に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第 72 条 直収通信サービス、直収電話サービス又は着信用直収電話サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する当社の事業所において、直収通信サービス、直収電話サービス又は着信用直収電話サービスを利用するうえで参考となる別記 13 に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(利用上の制限)

第 73 条 電話等利用契約者は、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で通信を行ってはけません。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサープレッション	その提供に際して、当社が国際電話サービス等の通信時間の測定

方式	を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式
----	--

(電話等利用契約者からの通知)

第 74 条 電話等利用契約者は、利用契約回線について、協定事業者が定める契約約款等の規定による電話番号の変更、利用休止又は電話加入権等の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに契約事務を行う電話サービス等取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 利用契約回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (2) 利用契約回線に係る契約の解除

(他社直加入電話等付加機能利用契約者からの通知)

第 74 条の 2 他社直加入電話等付加機能利用契約者は、他社直加入電話等利用回線について、協定事業者が定める契約約款等の規定による電話番号の変更、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに契約事務を行う電話サービス等取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 他社直加入電話等利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更
- (2) 他社直加入電話等利用回線に係る契約の解除

(直収通信契約者、直収電話契約者、着信用直収電話契約者又は特定着信用直収電話契約者からの通知)

第 75 条 直収通信契約者、直収電話契約者、着信用直収電話契約者又は特定着信用直収電話契約者は、契約者回線等について、第 20 条 (直収通信契約申込の方法)、第 28 条の 6 (直収電話契約申込の方法)、第 28 条の 21 (着信用直収電話契約申込の方法) 又は第 32 条 (特定着信用直収電話契約申込の方法) に規定する事項に異動があったときは、その内容について速やかに契約事務を行う電話サービス等取扱所に通知していただきます。

(協定事業者への通知)

第 76 条 当社は、協定事業者から要請があったときは、契約者 (その協定事業者と電話サービス等を利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。) の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第 77 条 当社は、契約者が、第 17 条 (その他の提供条件) による届出、第 74 条 (電話等利

用契約者からの通知)又は第74条の2(他社直加入電話等付加機能利用契約者からの通知)による変更の通知を行わなかった場合は、当社と協定事業者との相互接続協定に基づき、協定事業者から、契約者と協定事業者との電話サービス、総合デジタル通信サービス又は他社直加入電話等利用回線に係るサービスに関する契約に係る氏名、住所及び電話番号等について、通知を受けることがあります。

(電話帳)

第77条の2 当社は、電話等利用契約者、直収通信契約者、直収電話契約者、着信用直収電話契約者、特定着信用直収電話契約者又は他社直加入電話等付加機能利用契約者から請求があったときは、別に定めるところにより、当社が付与した直収通信回線番号、固定電話番号又は着信課金番号(料金表第1表第3(付加機能使用料)の(3)に規定する第2種着信課金番号をいいます。以下第77条の3(電話番号案内)及び第77条の4(番号情報の提供)において同じとします。)を電話帳(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する電話帳をいいます。)に掲載します。

2 当社は、当社が別に定めるところにより、電話帳を発行します。

(電話番号案内)

第77条の3 当社が付与した直収通信回線番号、固定電話番号又は着信課金番号は、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(番号情報の提供)

第77条の4 当社は、当社の番号情報(電話帳(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する電話帳をいいます。)記載又は電話番号案内に必要な情報(第77条の2(電話帳)及び第77条の3(電話番号案内)の規定により電話帳掲載及び電話番号案内を行うこととなった直収通信回線番号、固定電話番号又は着信課金番号に係る情報に限ります。)をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。)に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、電話番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。)に提供します。

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガ

イドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

（注4）電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に提供します。

（協定事業者による電話サービス等に係る料金等の回収代行）

第78条 当社は、電話等利用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその電話等利用契約者に請求することとした電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行います。

- （1） その申出をした電話等利用契約者が、当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- （2） その電話等利用契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
- （3） その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その電話等利用契約者が、協定事業者が定める支払期日を超えてもなおその協定事業者を支払わないときは、当社は、その電話等利用契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

（注）本条第1項に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

（法令に規定する事項）

第79条 電話サービス等の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

（閲覧）

第80条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第14章 附帯サービス

（附帯サービス）

第81条 電話サービス等に関する附帯サービスの取扱いについては、別記11及び11の2に定めるところによります。

別記

1 電話サービス等の提供区間

当社が提供する電話サービス等の提供区間は、次のとおりとします。

電話サービス等の種類	提供区間
1 一般電話サービス等	(1) 相互接続点相互間 (同一の相互接続点に終始する場 合に限ります。) (2) 相互接続点相互間 (同一の相互接続点に終始する場 合を除きます。) (3) 相互接続点と当社が必要により設置する電気通信設 備との間又は当社が設置する電気通信設備と当社が別 に定める者により設置される電気通信設備との接続点 との間
2 直収通信サービス	(1) 相互接続点相互間 (同一の相互接続点に終始する場 合を除きます。) (2) 契約者回線の終端相互間 (3) 相互接続点と契約者回線の終端との間
3 直収電話サービス	(1) 相互接続点相互間 (同一の相互接続点に終始する場 合を除きます。) (2) 契約者回線の終端相互間 (3) 相互接続点と契約者回線の終端との間
4 着信用直収電話サービ ス	(1) 相互接続点相互間 (同一の相互接続点に終始する場 合を除きます。) (2) 契約者回線の終端相互間 (3) 相互接続点と契約者回線の終端との間
5 特定着信用直収電話サ ービス	(1) 相互接続点相互間 (同一の相互接続点に終始する場 合を除きます。) (2) 契約者回線の終端相互間 (3) 相互接続点と契約者回線の終端との間
6 IP電話サービス	(1) 相互接続点相互間 (同一の相互接続点に終始する場 合を除きます。) (2) IP利用回線の終端相互間 (3) 相互接続点とIP利用回線の終端との間
7 他社直加入電話等付加 機能利用サービス	(1) 相互接続点相互間 (同一の相互接続点に終始する場 合に限ります。) (2) 相互接続点相互間 (同一の相互接続点に終始する場 合を除きます。)

	(3) 相互接続点と当社が必要により設置する電気通信設備との間又は当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める者により設置される電気通信設備との接続点との間
--	--

1の2 IP電話サービスの提供区域等

(1) IP電話サービスは、次に掲げる都県の区域において提供します。

ただし、IP電話サービスについては、当社が相互接続協定等に基づき定めた区域に限り提供するものとし、当社が指定する電話サービス等取扱所において、その提供区域を閲覧に供します。

都 県 の 区 域
栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島嶼を除く） 神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

(2) IP電話サービスに係る通話は、IP利用回線相互間、IP利用回線から以下の通話を除く利用契約回線等への間において提供します。

(注) 110、119等の緊急番号への通話、0120、0570等への通話、その他当社が定める通話

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、電話サービス等取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) (2)の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

(1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに、契約事務を行う電話サービス等取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3の2 相互接続通信の料金の取扱い

(1) 別記3の4（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、当社及び協定事業者のサービスの提供区間を合わせて

別記3の4に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記3の4に定めるところによります。

ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った相互接続通信について、料金表第1表第2（通信に関する料金）、同表第3（付加機能使用料）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(2) (1)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその相互接続通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、当社の中継契約者回線又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通話のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために電話サービス等取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通信の料金については、当社及び協定事業者のサービスの提供区間を合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

3の3 相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 端末系事業者	電気通信番号規則第9条第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
3 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
4 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
5 無線呼出し事業者	無線設備規制(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者
6 IP電話事業者	電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

3の4 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
1	発信側の電気通信設備： 当社の契約者回線	(1) (2) 以外の場合	当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。
	着信側の電気通信設備： 端末系事業者（当社の契約者回線を含みます。）、無線呼出し事業者若しくはIP電話事業者（当社のIP利用回線を含みます。）に係る電気通信設備又は外国の電気通信設備	(2) 電気通信番号規則第10条第3項に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者、端末系事業者又はIP電話事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者、端末系事業者又はIP電話事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者、端末系事業者又はIP電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
2	発信側の電気通信設備： 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備： 携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備		当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。
3	発信側の電気通信設備： 当社の契約者回線 着信側の電気通信設備： PHS事業者に係る電気通信設備		当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。

4	発信側の電気通信設備： 端末系事業者に係る電気通信設備	(1) (2)～(3) 以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。
	着信側の電気通信設備： 端末系事業者（当社の契約者回線を含みます。）若しくは無線呼出し事業者に係る電気通信設備又は外国の電気通信設備	(2) 0038、0081 又は 0082（当社の事業者識別番号）を使用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の発信に係る利用契約回線の契約者	この約款の定めるところによります。
		(3) 電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合（(2) の場合を除きます。）	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
5	発信側の電気通信設備： 携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備	(1) (2) 以外の場合	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
	着信側の電気通信設備： 当社の契約者回線、利用契約回線又は I P 利用回線	(2) 電気通信番号規則第 10 条第 3 項に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線、利用契約回線又は I P 利用回線の契約者	この約款の定めるところによります。
6	発信側の電気通信設備： P H S 事業者に係る電気通信設備	(1) (2) 以外の場合	P H S 事業者	同左	その P H S 事業者の契約約款等に規定する者	その P H S 事業者の契約約款等に定めるところによります。

	着信側の電気通信設備： 当社の契約者回線、利用契約回線又は I P 利用回線	(2) 電気通信番号規則第 10 条第 3 項に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る契約者回線、利用契約回線又は I P 利用回線の契約者	この約款の定めるところによります。
7	発信側の電気通信設備： 当社の I P 利用回線 着信側の電気通信設備： 端末系事業者（当社の契約者回線を含みます。）、携帯・自動車電話事業者、PHS 事業者若しくは I P 電話事業者に係る電気通信設備（当社の I P 利用回線を含みます。）又は外国の電気通信設備		当社	同左	その通信の発信に係る I P 利用回線の契約者	この約款の定めるところによります。

4 契約者回線の設置場所の提供等

(1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

ただし、契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、契約者回線の設置場所を提供することがあります。

(2) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

4の2 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、電話等利用契約者、直取通信契約者、直取電話契約者、着信用直取電話契約者、特定着信用直取電話契約者又は他社直加入電話等付加機能利用契約者（以下別記 4 の 5（電話帳掲載に係る料金）までにおいて「電話等契約者」といいます。）から請求があったときは、当社が付与した直取通信回線番号、固定電話番号又は着信課金番号（料金表第 1 表第 3（付加機能使用料）の（3）に規定する第 2 種着信課金番号をいいます。以下別記 4 の 5 までにおいて同じとします。）と次の事項を普通掲載として電話帳（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する電話帳をいいます。）に掲載します。

ア 電話等契約者又はその電話等契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち 1

イ 電話等契約者又はその電話等契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1

ウ 電話等契約者又はその電話等契約者が指定する者の住所又は居所のうち1

- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) (1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、電話等契約者に係る直取通信回線番号、固定電話番号又は着信課金番号の数の範囲内とします。
- (4) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

4の3 電話帳の掲載省略

電話等契約者が指定した特定の利用契約回線等に通話の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、別記4の2（電話帳の普通掲載）の（1）に規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者の定める記号等を普通掲載として記載することについて電話等契約者の承諾が得られないときは、電話帳（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する電話帳をいいます。）への掲載を省略します。

4の4 電話帳の重複掲載

- (1) 当社は、電話等契約者から、普通掲載のほか、別記4の2（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が発行する電話帳をいいます。）に掲載します。

ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載

イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載

- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

4の5 電話帳掲載に係る料金

電話等契約者は、第77条の2（電話帳）（別記4の2（電話帳の普通掲載）に定める普通掲載及び別記4の4（電話帳の重複掲載）に定める重複掲載の場合に限ります。）に定める請求をした場合には、1の直取通信回線番号、固定電話番号又は着信課金番号ごとに、料金表第2表（電話帳掲載料）に規定する電話帳掲載に係る料金の支払いを要します。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実施に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条

第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

9の2 当社が行う自営端末設備等の状態確認

当社は電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合、又は支障のおそれがあると当社が判断した場合、契約者回線等を経由して契約者が設置した自営端末設備若しくは自営電気通信設備の状態を確認し、その他当社が必要とする措置をとる場合があります。

9の3 契約者に係る情報の利用

(1) 当社はプライバシーポリシーに定めるところにより、契約者に係る情報（申込時又は電話サービス等の提供中に、当社が契約者に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別番号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用します。

- ア 契約者からの問い合わせへの対応（本人性の確認）
- イ 当社サービスに利用に係る手続き又は提供条件の変更等の案内に係る業務
- ウ 課金計算に係る業務
- エ 料金請求に係る業務
- オ 利用停止及び契約解除に係る業務
- カ 工事、保守又は障害対応などの取扱業務
- キ 当社サービスの維持、改善又は新たなサービスの開発に係る業務
- ク 当社サービス又は契約者に有益な他社サービス・製品等の通知、販売推奨、アンケート調査及び景品等の送付に係る業務
- ケ 市場調査及びその分析に係る業務
- コ その他当社の営業に関する通知
- サ 電気通信サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当該協定事業者に対して契約者に係る個人情報を提供すること。

(2) 当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号。以下同じとします）第 23 条第 4 項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、契約者に係る情報を（1）のア～コに定める目的の遂行に必要な範囲において利用します。

(3) 当社の情報セキュリティ全社管理責任者は、当該契約者に係る個人情報についての責任を有するものとします。

(4) 契約者は（1）～（3）に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。

(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 695 号、以下同じとします）第 14 条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいいます。

当社は同ポリシーをホームページにおいて公表します。

10 電話サービス等における禁止事項

契約者は電話サービス等の利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) （詐欺、業務妨害等の）犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 電話サービス等により利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (8) 他人になりすまして電話サービス等を利用する行為
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (10) 削除
- (11) 削除
- (12) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (13) 削除
- (14) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (15) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (16) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信をする行為
- (17) 削除
- (18) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

11 料金明細内訳書の送付

- (1) 当社は、料金明細内訳を記録している電話サービス等について、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、料金明細内訳書を送付します。

- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表(附帯サービスに関する料金)第1(料金明細内訳書の送付手数料)に規定する料金明細内訳書の送付手数料の支払いを要します。

11の2 協定事業者の電話サービスに関する手続きの代行

当社は、電話サービス等に係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。)の電話サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

12 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

13 技術資料の項目

直収通信サービス、直収電話サービス又は着信用直収電話サービスに関するもの

- 1 電気通信回線設備と端末設備の分界点
- 2 コネクタの形状とピン番号
- 3 相互接続回路の電気的特性
- 4 相互接続回路の論理的接続条件
- 5 基本的な通信形態とインタフェース
- 6 各種選択事項と付加機能

14 他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結

- (1) 直収通信契約に係るもの

契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約
KDD I 株式会社	第2種一般電話等契約

料金表

通則

(料金額の表示)

- 1 電話サービス等に関する料金額の表示は税抜額(消費税相当額加算しない額をいいます。以下同じとします。)と税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)を表示します。

ただし、税込額又は税込の表示がない場合は税抜額を示します。

(消費税相当額の加算)

- 2 約款第 55 条(基本料金等の支払義務)から約款第 59 条(工事費の支払義務)の規定その他約款の規定によりこの料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜額に消費税を加算した額とします。

ただし、国際通信に係る料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金は料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。ユニバーサルサービス料を除きます。)をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 料金月の初日以外の日により契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日により契約の解除又は契約者回線、回線収容機能、固定電話番号若しくは付加機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の初日に契約者回線、回線収容機能、固定電話番号又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は契約者回線、回線収容機能、固定電話番号若しくは付加機能の廃止があったとき。
- (4) 料金月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 第 55 条(基本料金等の支払義務)第 2 項第 3 号の表及び同条第 3 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
- (6) 7 の規定に基づく起算日の変更があったとき。

- 5 4 の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により算定します。この場合、第 55

条第2項第3号の表の1欄及び同条第3項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

6 通信に関する料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、3の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、3に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

8 当社は、料金計算方法等において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

9 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する電話サービス等取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

(再請求書発行手数料)

9の2 契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日を経過してもなお支払わない場合、料金表第1表第6(再請求書発行手数料)に規定する手数料を支払っていただきます。

10 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(少額料金の繰越払い)

11 当社は、電話等利用契約者の1料金月の支払額(この約款で定める料金又は工事に関する費用とします。以下11の規定において同じとします。)が税込0円超え3,000円以下の場合、当社が別に定める場合を除いて、その料金月と翌料金月の支払額を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、この場合、その1の料金月及び翌料金月の支払額を合計しても税込3,000円以下であったときは(翌料金月が0円の場合も含みます。)、その1の料金月、翌料金月と翌々料金月(翌々料金月が0円の場合も含みます。)の支払額を、当社が別に指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金の一括後払い)

- 12 当社は、11 の規定によるほか、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の金額を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 13 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 13 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(料金の臨時減免)

- 14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金の減免を行ったときは、関係の電話サービス等取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 基本料金

1 適用

区 分	内 容										
(1) 品目	<p>ア 当社は、直取通信サービスについて料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">23B + D</td> <td>23のBチャンネル（64kbit/s）で信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）及び1のDチャンネル（64kbit/s）で主として制御信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）で構成されるもの</td> </tr> </table> <p>イ 当社は、直取電話サービス又は着信用直取電話サービスに係る契約者回線又は回線収容機能について料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">契約者回線 又は回線収 容機能</td> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td style="text-align: center;">100.0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 Gb/s</td> <td style="text-align: center;">1ギガビット／秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 直取電話サービス又は着信用直取電話サービスに係る他社接続契約者回線の品目は、別表4に掲げる協定事業者の契約に係るものとし、この場合の他社接続契約者回線に関する料金の設定及び請求その他の取扱いは、当該協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</p>	23B + D	23のBチャンネル（64kbit/s）で信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）及び1のDチャンネル（64kbit/s）で主として制御信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）で構成されるもの	品目	内容	契約者回線 又は回線収 容機能	100Mb/s	100.0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの		1 Gb/s	1ギガビット／秒までの符号伝送が可能なもの
23B + D	23のBチャンネル（64kbit/s）で信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）及び1のDチャンネル（64kbit/s）で主として制御信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）で構成されるもの										
品目	内容										
契約者回線 又は回線収 容機能	100Mb/s	100.0メガビット／秒までの符号伝送が可能なもの									
	1 Gb/s	1ギガビット／秒までの符号伝送が可能なもの									
(2) 直取通信サービス区域等の設定	当社は、行政区域、その地域の社会的経済的諸条件、直取通信サービス、直取電話サービス及び着信用直取電話サービスの需要と供給の見込み等を考慮して直取通信サービス区域、直取電話サービス区域及び着信用直取電話サービス区域を設定します。										
(3) 削除											
(4) 削除											
(5) 直取電話サービスに係る基本料金の適用	<p>ア 直取電話サービスに係る基本料金は、回線使用料、基本料及び付加料を合算して適用します。</p> <p>イ 回線使用料は、契約者回線又は回線収容機能について適用します。</p> <p>ウ 基本料は、直取電話サービスに係る1の通話ポート（直取電話サービスにおいて、特定の契約者回線又は回線収容機能を収容するために電話サービス等取扱所に設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）における最大同時接続数（その通話ポートに発着信する通話を</p>										

	<p>同時に接続することができる最大数をいいます。以下同じとします。)に基づいて適用します。</p> <p>この場合の最大同時接続数には、次の区分があり、契約者は、あらかじめ1つを選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="544 456 1362 555"> <tr> <th data-bbox="544 456 1362 510">区分</th> </tr> <tr> <td data-bbox="544 510 1362 555">最大同時接続数が 50、100 及び 200 から 100 ごとに 1,000 まで</td> </tr> </table> <p>エ ウに規定する区分について変更の請求があったときは、その請求を当社が承諾した日の属する料金月の翌料金月から変更後の区分を開始します。</p> <p>オ 付加料は、固定電話番号について適用します。</p>	区分	最大同時接続数が 50、100 及び 200 から 100 ごとに 1,000 まで
区分			
最大同時接続数が 50、100 及び 200 から 100 ごとに 1,000 まで			
<p>(6) 着信用直収電話サービスに係る基本使用料の適用</p>	<p>ア 着信用直収電話サービスに係る基本料金は、回線使用料及び基本料を合算して適用します。</p> <p>イ 回線使用料は、契約者回線又は回線収容機能について適用します。</p> <p>ただし、アクセス回線共用化を行う第1種音声通信サービスに係る契約者が、IPデータ通信網契約約款等の規定により、アクセス回線共用化に係る契約者回線又は回線収容機能の回線使用料を支払うときは、着信用直収電話契約者は、2(料金額)の2-3の(1)に規定する回線使用料の支払いを要しません。</p> <p>ウ 基本料は、固定電話番号について適用します。</p>		
<p>(6の2)他社直加入電話等付加機能利用サービスに係る基本使用料の適用</p>	<p>他社直加入電話等付加機能利用サービスに係る基本使用料は、第3(付加機能使用料)に規定する着信課金機能の料金プラン(月額)を適用します。</p>		
<p>(7) 特定着信用直収電話サービスに係る基本使用料の適用</p>	<p>ア 特定着信用直収電話サービスに係る基本料金は、基本料を適用します。</p> <p>イ 基本料は、固定電話番号について適用します。</p>		
<p>(7の1) 特定着信用直収電話サービスサービス区域の設定</p>	<p>当社は、行政区域、その地域の社会的経済的諸条件、特定着信用直収電話サービスの需要と供給の見込み等を考慮して定着信用直収電話サービス区域を設定します。</p>		

<p>(8) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 直取通信サービス、直取電話サービス又は着信用直取電話サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ アの最低利用期間は、直取通信サービス、直取電話サービス又は着信用直取電話サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ 直取通信契約者、直取電話契約者又は着信用直取電話契約者は、最低利用期間内に直取通信契約、直取電話契約又は着信用直取電話契約の解除があった場合は、第55条（基本料金等の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ 着信用直取電話サービスについては、その開始により新たに設置されることとなった契約者回線についてアの規定を適用するものとし、イの規定による起算開始を行います。</p>
<p>(9) ~ (14) 削除</p>	
<p>(15) IP電話サービスの基本料金の適用</p>	<p>当社は、IP電話サービスについて、次のとおり基本料金の適用を行います。</p> <p>(1) (2) 以外の場合</p> <p>1のIP電話番号ごとに1の基本料金として回線使用料等と加算額（協定事業者のIP電話アダプタを提供している場合に限ります。）を適用します。</p> <p>ただし、料金表通則の規定にかかわらず、その料金の適用開始日については次の通りとします。</p> <p>(a) その提供開始日が料金月の初日のとき その提供開始日を含む料金月から適用します。</p> <p>(b) その提供開始日が料金月の初日以外るとき その提供開始日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>(2) IP電話番号を契約者が取得した場合</p> <p>(a) 利用のあったIP電話番号の数（IP電話番号が同一のときは、その数にかかわらず1とします。）を料金月単位の累積して算定します。</p> <p>ただし、料金表通則の規定にかかわらず、基本料金の日割りをしません。</p> <p>(b) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の基本料金は、次のとおりとします。</p> <p>a. 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初</p>

	<p>日（初日が特定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の基本料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>b. a. 以外の場合 把握可能な実績に基づき(a)に準じて算出した額</p>
--	--

2 料金額

2-1 直収通信サービスに係るもの

1の契約者回線ごとに月額

料金種別	品目	料金額 (税込額)
回線使用料	23B + D	30,000 円 (31,500 円)

2-2 直収電話サービスに係るもの

(1) 回線使用料

1の契約者回線又は回線収容機能ごとに月額

料金種別	契約者回線の品目	料金額 (税込額)
回線使用料	100Mb/s	20,000 円 (21,000 円)
	1Gb/s	60,000 円 (63,000 円)

(2) 基本料

1の通話ポートごとに月額

料金種別	区分		料金額 (税込額)
基本料	1の通話ポートにおける最大同時接続数	50のもの	5,000 円 (5,250 円)
		100のもの	10,000 円 (10,500 円)
		100を超え1,000までのもの	10,000 円 (10,500 円) に100を超える100ごとに10,000 円 (10,500 円) を加算した額

(3) 付加料

1の固定電話番号ごとに月額

料金種別	料金額 (税込額)
付加料	100 円 (105 円)

2-3 着信用直収電話サービスに係るもの

(1) 回線使用料

1の契約者回線又は回線収容機能ごとに月額

料金種別	契約者回線の品目	料金額 (税込額)
回線使用料	100Mb/s	20,000 円 (21,000 円)
	1Gb/s	60,000 円 (63,000 円)

(2) 基本料

1の固定電話番号ごとに月額

料金種別	料金額 (税込額)
基本料	200 円 (210 円)

2-4 特定着信用直収電話サービスに係るもの

(1) 基本料金

1の固定電話番号ごとに月額

料金種別	料金額 (税込額)
基本料	500円(525円)

2-5 ~ 2-6 削除

2-7 IP電話サービスに係るもの

月額

	料金種別	単位	料金額 (税込額)
基本料	(1) (2) 以外の場合	1 IP電話番号ごとに	280円(294円)
	(2) IP電話番号を契約者が取得した場合	利用のあったIP電話番号ごとに	200円(210円)

第2 通信に関する料金

1 適用

区 分	内 容												
(1) 削除													
(2) 国内通信区分	<p>国内通信（携帯自動車電話設備、PHS設備及び音声通信設備に係る通信を除きます。）には、次の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適 用 す る 通 信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市内通信</td> <td>単一の単位料金区域内（特定協定事業者の電話サービス契約約款等並びに総合デジタル通信サービス契約約款等に定める単位料金区域に準じて当社が設定する区域をいいます。）への通話又は総合デジタル通信</td> </tr> <tr> <td>2 県内市外通信</td> <td>同一の都道府県の区域に終始する通話又は総合デジタル通信のうち1以外のもの</td> </tr> <tr> <td>3 県間市外通信</td> <td>本邦内に終始する通話又は総合デジタル通信のうち1及び2以外のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適 用 す る 通 信	1 市内通信	単一の単位料金区域内（特定協定事業者の電話サービス契約約款等並びに総合デジタル通信サービス契約約款等に定める単位料金区域に準じて当社が設定する区域をいいます。）への通話又は総合デジタル通信	2 県内市外通信	同一の都道府県の区域に終始する通話又は総合デジタル通信のうち1以外のもの	3 県間市外通信	本邦内に終始する通話又は総合デジタル通信のうち1及び2以外のもの				
区 分	適 用 す る 通 信												
1 市内通信	単一の単位料金区域内（特定協定事業者の電話サービス契約約款等並びに総合デジタル通信サービス契約約款等に定める単位料金区域に準じて当社が設定する区域をいいます。）への通話又は総合デジタル通信												
2 県内市外通信	同一の都道府県の区域に終始する通話又は総合デジタル通信のうち1以外のもの												
3 県間市外通信	本邦内に終始する通話又は総合デジタル通信のうち1及び2以外のもの												
(3) 国際通信の区分	<p>総合デジタル通信設備又は直収通信設備を利用した国際通信には、次の区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話モード</td> <td>本邦と外国との間で、おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの</td> </tr> <tr> <td>デジタル通信モード</td> <td>本邦と外国との間で、主として64キロビット／秒の伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	通話モード	本邦と外国との間で、おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの	デジタル通信モード	本邦と外国との間で、主として64キロビット／秒の伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの						
区 分	内 容												
通話モード	本邦と外国との間で、おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を送り、又は受けるためのもの												
デジタル通信モード	本邦と外国との間で、主として64キロビット／秒の伝送速度により符号、音響又は映像を送り、又は受けるためのもの												
(3の2) 昼間、夜間、深夜・早朝及び土曜日、日曜日、祝日の料金額の適用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間</td> <td>午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後7時から午後11時までの間</td> </tr> <tr> <td>深夜・早朝</td> <td>午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 土曜日・日曜日・祝日とは、次の時間帯をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土曜日・日曜日・祝</td> <td>土曜日・日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時 間 帯	昼間	午前8時から午後7時までの間	夜間	午後7時から午後11時までの間	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間	区分	時間帯	土曜日・日曜日・祝	土曜日・日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法
区分	時 間 帯												
昼間	午前8時から午後7時までの間												
夜間	午後7時から午後11時までの間												
深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間												
区分	時間帯												
土曜日・日曜日・祝	土曜日・日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法												

	日	律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間						
(4) 通信時間の測定等	<p>ア 通信時間は、双方の利用契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ 回線の故障等電話サービス等の利用者の責任によらない理由により、通信を打ち切ったときは、その通信ごとに適用される2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通信時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>エ ウの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、通信時間の調整は行いません。</p> <p>(ア) 電話サービスを利用して音声以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通信ができなかったとき。ただし、音声による通信ができない状態であったときは、この限りではありません。</p> <p>(イ) 利用契約回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用契約回線等に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、通信が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質不良によりその通信ができなかったとき。</p>							
(5) プランに係る料金の適用	<p>ア 当社は、一般電話サービス等に係る通信に関する料金を適用するにあたって、次表のとおりプランを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="510 1467 1391 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 1467 715 1518">区 分</th> <th data-bbox="715 1467 1391 1518">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 1518 715 1854">プランA (ベーシックプラン)</td> <td data-bbox="715 1518 1391 1854"> <p>「プランA」とは、このプランを選択する利用契約回線に係る通信に関する料金について、2（料金額）の2-1の規定により算定した額を適用することをいいます。</p> <p>ただし、通信に関する料金の適用について料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1854 715 1995">プランB (ビジネスプラン)</td> <td data-bbox="715 1854 1391 1995"> <p>(ア) 「プランB」とは、このプランを選択する利用契約回線に係る通信に関する料金について、2（料金額）の2-2の規定により算定し</p> </td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	プランA (ベーシックプラン)	<p>「プランA」とは、このプランを選択する利用契約回線に係る通信に関する料金について、2（料金額）の2-1の規定により算定した額を適用することをいいます。</p> <p>ただし、通信に関する料金の適用について料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>	プランB (ビジネスプラン)	<p>(ア) 「プランB」とは、このプランを選択する利用契約回線に係る通信に関する料金について、2（料金額）の2-2の規定により算定し</p>
区 分	内 容							
プランA (ベーシックプラン)	<p>「プランA」とは、このプランを選択する利用契約回線に係る通信に関する料金について、2（料金額）の2-1の規定により算定した額を適用することをいいます。</p> <p>ただし、通信に関する料金の適用について料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>							
プランB (ビジネスプラン)	<p>(ア) 「プランB」とは、このプランを選択する利用契約回線に係る通信に関する料金について、2（料金額）の2-2の規定により算定し</p>							

た額を適用することをいいます。

ただし、通信に関する料金の適用について料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(イ) この表のプランAの(イ)から(エ)の規定は、プランBについて準用します。

プランC

(ア) 「プランC」とは、第3(付加機能使用料)に規定する着信課金機能を利用する利用契約回線へ、着信課金番号により着信する通信に関する料金について適用する料金をいいます。

(イ) プランCには次のコースがあります。

区分	内容
コースC1 (着信課金電話サービス1)	2(料金額)の2-3の(1)の規定により算定した額を適用します。
コースC2 (着信課金電話サービス2)	2(料金額)の2-3の(2)の規定により算定した額を適用します。
コースC3 (着信課金電話サービス3)	2(料金額)の2-3の(3)の規定により算定した額を適用します。
コースC4 (着信課金電話サービス4)	2(料金額)の2-3の(4)の規定により算定した額を適用します。

(ウ) コースC1、コースC2又はコース3は、第1種着信課金番号(第3に規定する着信課金機能において定義するものをいいます。以下同じとします。)により着信する通信に限り適用します。

(エ) コースC4は、第2種着信課金番号及び第3種着信課金番号(第3に規定する着信課金機能において定義するものをいいます。以下同じとします。)により着信する通信に限り適用します。

イ 電話等利用契約者は、アに規定するプランから、あらかじめいずれか1つのプラン(そのプランにコースがある場合はコース)を選択し、当

	<p>社に申し出ていただきます。</p> <p>ただし、プランCについては、プランA又はプランBのいずれか1つと併用することもできます。</p> <p>ウ イにおいて、特段の申出がなかったときは、当社は、電話等利用契約者がプランAを選択したものとみなして取り扱います。</p> <p>エ プランの適用の開始は、イの申出を当社が承諾した日（利用契約回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。）の属する料金月からとします。</p> <p>オ プランの変更の申出があったときは、当社がその申出を承諾した日の属する料金月の翌料金月から変更後のプランを適用します。</p> <p>カ 当社は、プランの適用を受けている利用契約回線について電話等利用契約の解除があったときは、契約解除日までの通信に関する料金について、そのプランを適用します。</p>						
<p>(6) 直収通信サービスに関する料金の適用</p>	<p>ア 契約者回線（直収通信サービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）から発信する通信に関する料金は、2（料金額）の2-4-1の規定により算定した額を適用します。</p> <p>イ 第3（付加機能使用料）に規定する着信課金機能を利用する契約者回線へ、着信課金番号により着信する通信に関する料金については、着信課金番号の種類に応じて2（料金額）の2-4-2の（1）又は2-4-2の（2）の規定により算定した額を適用します。</p> <p>ウ 第3に規定する付加番号通知付特別課金機能を利用する契約者回線へ、付加番号通知付特別課金番号により着信する通信に関する料金については、2（料金額）の2-4-3の規定により算定した額を適用します。</p>						
<p>(7) 直収電話サービスに関する料金の適用</p>	<p>ア 契約者回線等（直収電話サービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）から発信する通信に関する料金を適用するにあたって、次表のとおりコースを定めます。</p> <table border="1" data-bbox="518 1559 1366 1812"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コース1</td> <td>2（料金額）の2-5-1-1の規定により算定した額を適用します。</td> </tr> <tr> <td>コース2</td> <td>2（料金額）の2-5-1-2の規定により算定した額を適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 直収電話契約者は、アに規定するコースからあらかじめいずれか1つのコースを選択し、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ただし、特段の申出がなかったときは、当社は、直収電話契約者がコース1を選択したものとみなして取り扱います。</p>	区分	内容	コース1	2（料金額）の2-5-1-1の規定により算定した額を適用します。	コース2	2（料金額）の2-5-1-2の規定により算定した額を適用します。
区分	内容						
コース1	2（料金額）の2-5-1-1の規定により算定した額を適用します。						
コース2	2（料金額）の2-5-1-2の規定により算定した額を適用します。						

	<p>ウ コースの適用の開始は、契約者回線等の提供を開始した日の属する料金月からとします。</p> <p>エ コースの変更の申出があったときは、当社がその申出を承諾した日の属する料金月の翌料金月から変更後のコースを適用します。</p> <p>オ 当社は、コースの適用を受けている契約者回線等について直収電話契約の解除があったときは、契約解除日までの通信に関する料金について、そのコースを適用します。</p> <p>カ 第3（付加機能使用料）に規定する着信課金機能を利用する契約者回線等へ、着信課金番号により着信する通信に関する料金については、2（料金額）の2-5-2の規定により算定した額を適用します。</p>
<p>(8) 着信用直収電話サービスに関する料金の適用</p>	<p>第3（付加機能使用料）に規定する着信課金機能を利用する契約者回線等（着信用直収電話サービスに係るものに限ります。）へ、着信課金番号により着信する通信に関する料金については、2（料金額）の2-6の規定により算定した額を適用します。</p>
<p>(8の2) 他社直加入電話等付加機能利用サービスに係る使用料の適用</p>	<p>第3（付加機能使用料）に規定する着信課金機能を利用する他社直加入電話等利用回線へ、着信課金番号により着信する通信に関する料金については、2（料金額）の2-3の（4）の規定により算定した額を適用します。ただし、他社直加入電話等利用回線が別表5に掲げる協定事業者の提供する電気通信サービスに係るアクセス回線である場合は、2（料金額）の2-5-2の規定により算定した額を適用するものとします。</p>
<p>(8の3) 特定着信用直収電話サービスに関する料金の適用</p>	<p>第3（付加機能使用料）に規定する着信課金機能を利用する契約者回線等（着信用直収電話サービスに係るものに限ります。）へ、着信課金番号により着信する通信に関する料金については、2（料金額）の2-7の規定により算定した額を適用します。</p>

(9) 優先接続の
指定に係る
料金の適用

ア 電話等利用契約者がその利用契約回線について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに係る通話区分又は通信区分のうち、次表に規定する区分において当社の事業者識別番号（0038）を指定し、同時にその通話区分又は通信区分において同表に規定する優先接続の区分を指定（以下この欄において「優先接続の指定」といいます。）した場合には、（5）欄のアの表中プランA及びプランBに適用する通信に関する料金のうち、市内通信及び県内市外通信に係る通信料に限り、2（料金額）の2-1及び2-2の規定にかかわらず、次表の規定を適用します。

ただし、料金表別表第1の2（回線群を単位とする通信に関する料金の月極割引Ⅱ）の表又は料金表別表第1の4（回線群を単位とする一定通信時間内定額料金による通信に関する料金の月極割引）の表の適用を受けている通信については、次表の規定を適用しません。

優先接続の指定		料金種別	料金額（税込額）	
通話区分 又は通信 区分	優先接続 の区分	プラン		
県間市外 通話又は 県間市外 通信	電話会社 選択又は 電話会社 固定	プランA	市内通に係 る通信料	180秒までごと に8.4円(8.82 円)
			県内市外通 信に係る通 信料	180秒までごと に10円(10.5 円)
		プランB	市内通信に 係る通信料	180秒までごと に8円(8.4円)
			県内市外通 信に係る通 信料	120秒までごと に8円(8.4円)

イ アの規定は、その利用契約回線について優先接続の指定の申出があったことを、当社が定める方法により確認し、取扱所交換設備（電話サービス等取扱所に設置される交換設備をいいます。以下この欄において同じとします。）への必要な登録を完了した日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ただし、電話等利用契約の申込みと同時に優先接続の指定の申出があったことを当社が定める方法により確認し、取扱所交換設備への必要な登録を完了したときは、電話等利用契約を承諾した日から適用します。

	<p>ウ 当社は、その利用契約回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この適用を廃止します。</p> <p>(ア) 優先接続の取扱いに係る通話区分又は通信区分の変更により、アに規定する優先接続の指定に該当しなくなったことを当社が定める方法により確認したとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>エ この適用の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定によるアの規定の適用の廃止後2欄の規定に該当する場合は生じたときは、2欄の規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="518 768 1366 1108"> <thead> <tr> <th data-bbox="518 768 880 817">区分</th> <th data-bbox="880 768 1366 817">アの規定の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 817 880 963">1 2以外により、この適用の廃止があったとき。</td> <td data-bbox="880 817 1366 963">この適用の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、アの規定を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 963 880 1108">2 電話等利用契約の解除があったとき。</td> <td data-bbox="880 963 1366 1108">その契約解除日までの通信に関する料金について、アの規定を適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	アの規定の適用	1 2以外により、この適用の廃止があったとき。	この適用の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、アの規定を適用します。	2 電話等利用契約の解除があったとき。	その契約解除日までの通信に関する料金について、アの規定を適用します。
区分	アの規定の適用						
1 2以外により、この適用の廃止があったとき。	この適用の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、アの規定を適用します。						
2 電話等利用契約の解除があったとき。	その契約解除日までの通信に関する料金について、アの規定を適用します。						
(10) 削除							
(10 の 2) 第三者課金機能利用サービスに関する料金の適用	<p>第三者課金機能利用サービスの通信に関する料金は、2 (料金額) の2-8の規定により算定した額を適用します。</p>						
(10 の 3) I P 電話サービスに関する料金の適用	<p>ア I P 利用回線から発信する通信に関する料金は、2 (料金額) の2-9-1の規定により算定した額を適用します。</p> <p>ただし、I P 利用回線相互間 (当社が別に定める他社 I P 網を含みます。) の通信については、無料とします。</p> <p>イ 第3 (付加機能使用料) に規定する着信課金機能を利用している I P 利用回線へ着信課金番号により行った通信は、2 (料金額) の2-9-2に定める額を適用します。</p>						

<p>(11) 当社の機器の故障等により通信時間が正しく算定することができなかった場合の通信に関する料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信に関する料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信に関する料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信に関する料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(12) 国内通信に関する料金の減免</p>	<p>電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために当社が設置する電気通信設備等であつて、当社が指定したものへの通信については、第56条（通信に関する料金の支払義務）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>
<p>(13) 本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間の通信の取扱い</p>	<p>本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。この場合、総合デジタル通信設備又は直収通信設備を利用して行うことができる国際通信は、通話モードに限ります。</p>
<p>(14) 選択制による通信に関する料金の月極割引</p>	<p>ア 当社は、契約者から申出があつたときは、その利用契約回線等について、料金表別表に定める選択制による通信に関する料金の月極割引を適用します。</p> <p>ただし、その月極割引の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その月極割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。</p> <p>イ 現に月極割引の適用を受けている利用契約回線等に係る電話番号が変更となる場合等であつて、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、料金表別表の規定にかかわらず、その変更日を含む料金月における通信に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。</p>

(15) オンラインサインアップによる電話等利用契約申込に対する料金の控除

ア 当社は、当社のホームページからのオンラインサインアップにより電話等利用契約の申込み（プランAを選択した場合であって、料金等の支払方法が、当社が別に定めるものに該当する場合に限り。）を受け、承諾したときは、次表に規定する額を控除します。

ただし、その申込日の前当社が別に定める期間内に電話等利用契約の解除があった場合その他当社の業務の遂行上支障があると当社が認められた場合については、この限りではありません。

1 の利用契約回線ごとに

区分	控除の適用
1 2 以外の場合	電話サービス等の提供を開始した日を含む料金月における通信に関する料金（イに規定するものに限り。以下この表の2欄において同じとします。）の月間累計額から1,000円（税込1,050円）を控除します。
2 電話サービス等の提供を開始した日を含む料金月における通信に関する料金の月間累計額が1,000円未満の場合	電話サービス等の提供を開始した日を含む料金月における通信に関する料金の月間累計額から同額を控除し、その控除した額と1,000円（税込1,050円）との差額を翌料金月における通信に関する料金の月間累計額から控除します。ただし、翌料金月における通信に関する料金の月間累計額が差額に満たない場合は、その月間累計額と同額を控除します。

イ アの規定により控除の適用の対象となる通信に関する料金は、2（料金額）の2-1に係るものとします。

（注1）本欄に規定する当社が別に定める支払方法は、特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い又はクレジットカードによる支払いとします。

（注2）本欄ただし書に規定する当社が別に定める期間内は、6か月以内とします。

(16) 複数の電話等利用契約申込に対する料金の控除

ア 当社は、当社所定の契約申込書により次のいずれかに該当する電話等利用契約の申込み（プランA又はプランBを選択した場合に限ります。）を受け、承諾したときは、その申込みに係る利用契約回線について次表に規定する額を控除します。

ただし、その申込日の前当社が別に定める期間内に電話等利用契約の解除があった場合、（15）欄の規定により控除の適用を受ける場合又はその他当社が別に定める場合については、この限りではありません。

（ア） 同時に2以上の電話等利用契約の申込みがあった場合であって、その料金の請求先が同一であるとき。

（イ） 1の電話等利用契約の申込みがあった場合であって、その料金の請求先が現に電話等利用契約を締結している他の利用契約回線に係るものと同一であるとき。

1の利用契約回線ごとに

区分	控除の適用
1 2以外の場合	電話サービス等の提供を開始した日を含む料金月における通信に関する料金（イに規定するものに限り、以下この表の2欄において同じとします。）の月間累計額から850円（税込892.5円）を控除します。
2 電話サービス等の提供を開始した日を含む料金月における通信に関する料金の月間累計額が850円未満の場合	電話サービス等の提供を開始した日を含む料金月における通信に関する料金の月間累計額から同額を控除し、その控除した額と850円（税込892.5円）との差額を翌料金月における通信に関する料金の月間累計額から控除します。ただし、翌料金月における通信に関する料金の月間累計額が差額に満たない場合は、その月間累計額と同額を控除します。

イ アの規定により控除の適用となる通信に関する料金は、次のとおりとします。

(ア) 2 (料金額) の2-1に係るもの

(イ) 2 (料金額) の2-2に係るもの

(ウ) 削除

(エ) 削除

(オ) (9) 欄の規定による適用を受けるもの

(カ) 料金表別表第1の1 (回線群を単位とする通信に関する料金の月極割引Ⅰ) の表の適用対象となる通信に係るもの

(キ) 料金表別表第1の2 (回線群を単位とする通信に関する料金の月極割引Ⅱ) の表の適用対象となる通信に係るもの

(ク) 料金表別表第1の4 (回線群を単位とする一定通信時間内定額料金による通信に関する料金の月極割引) の表の適用対象となる通信に係るもの (加算額の部分に限ります。)

ウ 電話等利用契約の申込みに係る利用契約回線が特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第2種総合デジタル通信サービスに係るものであるとき (その旨を当社が別に定める方法で指定されている場合に限ります。) は、1の利用契約回線の場合についてもアの (ア) の規定に該当するものとみなしてアの表に規定する額を控除します。

(注1) 本欄にただし書に規定する当社が別に定める期間内は、6ヶ月以内とします。

(注2) 本欄ただし書に規定する当社が別に定める場合は、その申込みに係る利用契約回線が料金表別表第1の1 (回線群を単位とする通信に関する料金の月極割引Ⅰ) 又は料金表別表第1の2 (回線群を単位とする通信に関する料金の月極割引Ⅱ) に規定する割引選択回線となる場合であって、その割引選択回線群の割引選択代表回線の電話等利用契約者が、当社が別に定める電気通信事業者である場合とします。

2 料金額

2-1 プランAに係るもの

2-1-1 国内通信に係るもの

(1) (2) 以外のもの

料金種別	料金額 (税込額)
	市内通信、県内市外通信又は県間市外通信
通信料	180 秒までごとに 20 円(21 円)

(2) 携帯自動車電話設備への通信に係るもの

料金種別	料金額 (税込額)
通信料	60 秒までごとに 18 円(18.9 円)
備考 この表に規定する料金は、当社の事業者識別番号(0038)を付加して発信した通信に適用します。	

(3) 削除

2-1-2 国際通信に係るもの

(1) (2) 以外のもの

料 金 種 別			料 金 額	
国 際 通 信 料			60 秒までごとに次の額	
国 際 通 信 料	地域区分	取 扱 地 域	40 円	
	アジア 1	シンガポール共和国、大韓民国、香港		
	アジア 2	中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）		50 円
	アジア 3	台湾、フィリピン共和国、マカオ		50 円
	アジア 4	朝鮮民主主義人民共和国、東ティモール		90 円
	アジア 5	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア		60 円
アジア 6	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モルディヴ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国	90 円		

アジア 7	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国	100 円
アメリカ 1	アメリカ合衆国(アラスカを含み、ハワイを除きます。)、カナダ	15 円
アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	50 円
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島	70 円
アメリカ 4	ブラジル連邦共和国、ペルー共和国	70 円
アメリカ 5	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	100 円
オセアニア 1	ハワイ	15 円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キリング諸島、サイパン、ニュージーランド	50 円
オセアニア 3	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	70 円
オセアニア 4	ニウエ、バヌアツ共和国	80 円

ヨーロッパ1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	30 円
ヨーロッパ2	アンドラ公国、モナコ公国	60 円
ヨーロッパ3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	60 円
ヨーロッパ4	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	80 円
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	90 円
アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、	100 円

	チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	
インマルサット2	インマルサットーM	500 円
インマルサット3	インマルサットーB	430 円
インマルサット4	インマルサットーミニM/F	400 円

(2) 総合デジタル通信設備からのデジタル通信モードに係るもの

料 金 種 別		料 金 額	
国 際 通 信 料		60 秒までごとに次の額	
国 際 通 信 料	地域区分	取 扱 地 域	
	アジア 1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	150 円
	アジア 2	中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	150 円
	アジア 3	台湾、フィリピン共和国、マカオ	150 円
	アジア 5	インドネシア共和国、タイ王国、マレーシア	150 円
	アジア 6	インド、スリランカ民主社会主義共和国	250 円
	アジア 7	アラブ首長国連邦、イスラエル国	300 円
	アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカを含み、ハワイを除きます。）、カナダ	150 円
	アメリカ 2	プエルトリコ、メキシコ合衆国	300 円
	アメリカ 3	アルゼンチン共和国、チリ共和国	300 円
	アメリカ 4	ブラジル連邦共和国	300 円
	オセアニア 1	ハワイ	150 円
	オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド	180 円
	ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	220 円
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国	220 円	

ヨーロッパ3	アイルランド、オーストリア共和国、オランダ王国、ギリシャ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	220 円
ヨーロッパ4	ウクライナ、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ポーランド共和国、リトアニア共和国、ロシア連邦	220 円
アフリカ1	南アフリカ共和国	300 円

備考 リヒテンシュタイン公国については、当分の間、総合デジタル通信設備からのデジタル通信モードによる国際通信の取扱いを行いません。

2-2 プランBに係るもの

2-2-1 国内通信に係るもの

(1) (2) 以外のもの

料金種別	料金額 (税込額)
	市内通信、県内市外通信又は県間市外通信
通信料	60 秒までごとに 8 円(8.4 円)

(2) 携帯自動車電話設備への通信に係るもの

料金種別	料 金 額
通信料	2-1-1の(2)に掲げる通信料と同額

(3) 削除

2-2-2 国際通信に係るもの

(1) (2) 以外のもの

料金種別	料 金 額
国際通信料	2-1-2の(1)に掲げる国際通信料と同額

(2) 総合デジタル通信設備からのデジタル通信モードに係るもの

料金種別	料 金 額
国際通信料	2-1-2の(2)に掲げる国際通信料と同額

2-3 プランCに係るもの

(1) コースC1に係るもの

(a) (b) 以外のもの

料金種別		料金額 (税込額)		
		市内通信	県内市外通信	県間市外通信
通 信 料	加入電話等設備又は直収 通信設備からの着信に係 るもの	180 秒までごとに 10 円(10.5 円)	180 秒までごとに 10 円(10.5 円)	180 秒までごとに 20 円(21 円)
	他社直加入電話等設備か らの着信に係るもの	60 秒までごとに 7 円 (7.35 円)	60 秒までごとに 7 円 (7.35 円)	60 秒までごとに 7 円 (7.35 円)
	公衆電話設備からの着信 に係るもの	180 秒までごとに 60 円(63 円)	180 秒までごとに 60 円(63 円)	180 秒までごとに 60 円(63 円)

(b) 携帯自動車電話設備又はPHS設備からの着信に係るもの

料金種別		料金額 (税込額)	
通 信 料	携帯自動車電話設備から の着信に係るもの	60 秒までごとに	20 円(21 円)
	PHS設備からの着信に 係るもの	60 秒までごとに	15 円(15.75 円)
		上記の通信料のほか通信 1 回ごとに 10 円(10.5 円)	

(2) コースC2に係るもの

(a) (b) 以外のもの

料金種別		料金額 (税込額)		
		市内通信	県内市外通信	県間市外通信
通 信 料	加入電話等設備又は直収 通信設備からの着信に係 るもの	120 秒までごとに 8 円(8.4 円)	120 秒までごとに 8 円(8.4 円)	60 秒までごとに 8 円(8.4 円)
	他社直加入電話等設備か らの着信に係るもの	60 秒までごとに 7 円(7.35 円)	60 秒までごとに 7 円(7.35 円)	60 秒までごとに 7 円(7.35 円)
	公衆電話設備からの着信 に係るもの	180 秒までごとに 60 円(63 円)	180 秒までごとに 60 円(63 円)	180 秒までごとに 60 円(63 円)

(b) 携帯自動車電話設備又はPHS設備からの着信に係るもの

料金種別	料 金 額
通信料	2-3の(1)の(b)に掲げる通信料と同額

(3) コースC3に係るもの

(a) (b) 以外のもの

料金種別		料金額 (税込額)		
		市内通信	県内市外通信	県間市外通信
通 信 料	加入電話等設備又は直収 通信設備からの着信に係 るもの	120 秒までごとに 8 円(8.4 円)	120 秒までごとに 8 円(8.4 円)	60 秒までごとに 8 円(8.4 円)
	他社直加入電話等設備か らの着信に係るもの	60 秒までごとに 7 円(7.35 円)	60 秒までごとに 7 円(7.35 円)	60 秒までごとに 7 円(7.35 円)
	公衆電話設備からの着信 に係るもの	60 秒までごとに 27 円(28.35)	60 秒までごとに 27 円(28.35 円)	60 秒までごとに 27 円(28.35 円)

(b) 携帯自動車電話設備又はPHS設備からの着信に係るもの

料金種別	料 金 額
通信料	2-3の(1)の(b)に掲げる通信料と同額

(4) コースC4に係るもの

(a) (b) 以外のもの

料金種別		料金額 (税込額)		
		市内通信	県内市外通信	県間市外通信
通 信 料	加入電話等設備、直収通 信設備又は他社直加入電 話等利用回線からの着信 に係るもの	120 秒までごとに 7 円(7.35 円)	60 秒までごとに 7 円(7.35 円)	60 秒までごとに 7 円(7.35 円)
	他社直加入電話等設備か らの着信に係るもの	60 秒までごとに 7 円(7.35 円)	60 秒までごとに 7 円(7.35 円)	60 秒までごとに 7 円(7.35 円)
	公衆電話設備からの着信 に係るもの	60 秒までごとに 27 円(28.35)	60 秒までごとに 27 円(28.35 円)	60 秒までごとに 27 円(28.35 円)

(b) 携帯自動車電話設備又はPHS設備からの着信に係るもの

料金種別	料 金 額
通信料	2-3の(1)の(b)に掲げる通信料と同額

2-4 直収通信サービスに係るもの

2-4-1 契約者回線からの発信に係るもの

(1) 国内通信に係るもの

(a) (b) 及び (c) 以外のもの

料金種別	料金額 (税込額)

	市内通信、県内市外通信又は県間市外通信
通信料	60秒までごとに 5円(5.25円)

(b) 携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

区分		料金額 (税込額)
通 信 料	携帯自動車電話設備への通信に係るもの	60秒までごとに 17円(17.85円)
	PHS設備への通信に係るもの	60秒までごとに 12円(12.6円) 上記の通信料のほか通信1回ごとに10円(10.5円)

(c) 音声通信設備への通信に係るもの

料金種別	料金額 (税込額)
通信料	60秒までごとに 5円(5.25円)

(2) 国際通信に係るもの

(a) 通話モードに係るもの

料 金 種 別			料 金 額
国 際 通 信 料			60秒までごとに次の額
国 際 通 信 料	地域区分	取 扱 地 域	
	アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	38円
	アジア2	中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	48円
	アジア3	台湾、フィリピン共和国、マカオ	48円
	アジア4	朝鮮民主主義人民共和国、東ティモール	88円
	アジア5	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	58円
	アジア6	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モルディヴ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国	88円
アジア7	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国	98円	

アメリカ 1	アメリカ合衆国(アラスカを含み、ハワイを除きます。)、 カナダ	13 円
アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエル トリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	48 円
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・ バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、 エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グア テマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸 島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、 セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシ ア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ 共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和 国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバ ドス、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズ エラ共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス 共和国、マルチニーク島	68 円
アメリカ 4	ブラジル連邦共和国、ペルー共和国	68 円
アメリカ 5	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、 セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラ グアイ共和国、モンセラット	98 円
オセアニア 1	ハワイ	13 円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キー リング諸島、サイパン、ニュージーランド	48 円
オセアニア 3	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン 諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレ ドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ 共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領 サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	68 円
オセアニア 4	ニウエ、バヌアツ共和国	78 円
ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルラ ンド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フラ ンス共和国	28 円
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国	58 円

ヨーロッパ3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	58 円
ヨーロッパ4	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	78 円
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	88 円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	98 円

インマルサット2	インマルサットーM	498 円
インマルサット3	インマルサットーB	428 円
インマルサット4	インマルサットーミニM/F	398 円

(b) デジタル通信モードに係るもの

料 金 種 別		料 金 額	
国 際 通 信 料		60 秒までごとに次の額	
国 際 通 信 料	地域区分	取 扱 地 域	
	アジア 1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	148 円
	アジア 2	中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	148 円
	アジア 3	台湾、フィリピン共和国、マカオ	148 円
	アジア 5	インドネシア共和国、タイ王国、マレーシア	148 円
	アジア 6	インド、スリランカ民主社会主義共和国	248 円
	アジア 7	アラブ首長国連邦、イスラエル国	298 円
	アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカを含み、ハワイを除きます。）、カナダ	148 円
	アメリカ 2	プエルトリコ、メキシコ合衆国	298 円
	アメリカ 3	アルゼンチン共和国、チリ共和国	298 円
	アメリカ 4	ブラジル連邦共和国	298 円
	オセアニア 1	ハワイ	148 円
	オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド	178 円
	ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	218 円
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国	218 円	

ヨーロッパ3	アイルランド、オーストリア共和国、オランダ王国、ギリシャ共和国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	218 円
ヨーロッパ4	ウクライナ、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ポーランド共和国、リトアニア共和国、ロシア連邦	218 円
アフリカ1	南アフリカ共和国	298 円
備考 リヒテンシュタイン公国については、当分の間、デジタル通信モードによる国際通信の取扱いを行いません。		

2-4-2 着信課金機能を利用する契約者回線への着信に係るもの

(a) (b) 以外のもの

料金種別		料金額 (税込額)		
		市内通信	県内市外通信	県間市外通信
通 信 料	加入電話等設備又は直取通信設備からの着信に係るもの	120 秒までごとに 5 円 (5.25 円)	60 秒までごとに 5 円 (5.25 円)	60 秒までごとに 5 円 (5.25 円)
	他社直加入電話等設備からの着信に係るもの	60 秒までごとに 5 円 (5.25 円)	60 秒までごとに 5 円 (5.25 円)	60 秒までごとに 5 円 (5.25 円)
	公衆電話設備からの着信に係るもの	60 秒までごとに 25 円 (26.25 円)	60 秒までごとに 25 円 (26.25 円)	60 秒までごとに 25 円 (26.25 円)

(b) 携帯自動車電話設備又はPHS設備からの着信に係るもの

料金種別		料金額 (税込額)
通 信 料	携帯自動車電話設備からの着信に係るもの	60 秒までごとに 19 円 (19.95 円)
	PHS 設備からの着信に係るもの	60 秒までごとに 13 円 (13.65 円)
		上記の通信料のほか通信 1 回ごとに 10 円 (10.5 円)

2-4-3 付加番号通知付特別課金機能を利用する契約者回線への着信に係るもの

(a) (b) 以外のもの

料金種別		料金額 (税込額)		
		市内通信	県内市外通信	県間市外通信

通 信 料	加入電話等設備、直収通 信設備又は他社直加入電 話等利用回線（別表5に 係るものに限ります。） からの着信に係るもの	120秒までごとに 5円(5.25円)	60秒までごとに 5円(5.25円)	60秒までごとに 5円(5.25円)
	他社直加入電話等設備か らの着信に係るもの	60秒までごとに 5円(5.25円)	60秒までごとに 5円(5.25円)	60秒までごとに 5円(5.25円)
	公衆電話設備からの着信 に係るもの	60秒までごとに 25円(26.25円)	60秒までごとに 25円(26.25円)	60秒までごとに 25円(26.25円)

(b) 携帯自動車電話設備又はPHS設備からの着信に係るもの

料金種別		料金額（税込額）
通 信 料	携帯自動車電話設備から の着信に係るもの	60秒までごとに 19円(19.95円)
	PHS設備からの着信に 係るもの	60秒までごとに 13円(13.65円)
		上記の通信料のほか通信1回ごとに 10円(10.5円)

2-5 直収電話サービスに係るもの

2-5-1 契約者回線等からの発信に係るもの

2-5-1-1 コース1に係るもの

(1) 国内通信に係るもの

(a) (b) 及び (c) 以外のもの

料金種別		料金額（税込額）
		市内通信、県内市外通信又は県間市外通信
通信料		180秒までごとに 8円(8.4円)

(b) 携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

区分		料金額（税込額）
通 信 料	携帯自動車電話設備への通信 に係るもの	60秒までごとに 17円(17.85円)
	PHS設備への通信に係るも の	60秒までごとに 12円(12.6円) 上記の通信料のほか通信1回ごとに 10円(10.5円)

(c) 音声通信設備への通信

料金種別		料金額（税込額）
通信料		180秒までごとに 8円(8.4円)

(2) 国際通信に係るもの

料金種別		料金額	
国際通信料		60 秒までごとに次の額	
国際通信料	取扱地域		
	アジア 1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	20 円
	アジア 2	台湾、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、フィリピン共和国、マカオ	30 円
	アジア 3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	48 円
	アジア 4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モルディヴ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国	80 円
	アジア 5	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国	90 円
	アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカを含み、ハワイを除きます。）、カナダ	8 円
	アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	40 円
	アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フラ	32 円

	ンス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島	
アメリカ 4	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	92 円
オセアニア 1	ハワイ	8 円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キーリング諸島、サイパン、ニュージーランド	40 円
オセアニア 3	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	56 円
オセアニア 4	ニウエ、バヌアツ共和国	64 円
ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	22 円
ヨーロッパ 2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48 円
ヨーロッパ 3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア・モンテネグロ、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和	64 円

	国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72 円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	90 円
インマルサット 2	インマルサットーM	360 円
インマルサット 3	インマルサットーB	300 円
インマルサット 4	インマルサットーミニM/F	250 円

2-5-1-2 コース2に係るもの

(1) 国内通信に係るもの

(a) (b) 及び (c) 以外のもの

料金種別	料金額 (税込額)
	市内通信、県内市外通信又は県間市外通信
通信料	60 秒までごとに 4 円(4.2 円)

(b) 携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

料金種別		料金額
通 信 料	携帯自動車電話設備への通信に係るもの	2-5-1-1の(1)の(b) (携帯自動車電話設備からの通信に係るものに限ります。)に掲げる通信料と同額
	PHS設備への通信に係るもの	2-5-1-1の(1)の(b) (PHS設備からの通信に係るものに限ります。)に掲げる通信料と同額

(c) 音声通信設備への通信

料金種別	料金額
通信料	2-5-1-1の(1)の(c)に掲げる通信料と同額

(2) 国際通信に係るもの

料金種別	料金額
通信料	2-5-1-1の(2)に掲げる国際通信料と同額

2-5-2 着信課金機能を利用する契約者回線等への着信に係るもの

(a) (b) 以外のもの

料金種別		料金額 (税込額)		
		市内通信	県内市外通信	県間市外通信
通 信 料	加入電話等設備、直収通信設備又は他社直加入電話等利用回線からの着信に係るもの	180秒までごとに 8円(8.4円)	180秒までごとに 8円(8.4円)	180秒までごとに 8円(8.4円)
	他社直加入電話等設備からの着信に係るもの	60秒までごとに 5円(5.25円)	60秒までごとに 5円(5.25円)	60秒までごとに 5円(5.25円)
	公衆電話設備からの着信に係るもの	60秒までごとに 25円(26.25円)	60秒までごとに 25円(26.25円)	60秒までごとに 25円(26.25円)

(b) 携帯自動車電話設備又はPHS設備からの着信に係るもの

料金種別	料金額 (税込額)
通 信 料	携帯自動車電話設備からの着信に係るもの 60秒までごとに 18円(18.9円)
通 信 料	PHS設備からの着信に係るもの 60秒までごとに 13円(13.65円)
	上記の通信料のほか通信1回ごとに10円(10.5円)

2-6 着信用直収電話サービスに係るもの (着信課金機能を利用する契約者回線等へ

の着信に係るもの)

料金種別	料金額
通信料	2-5-2に掲げる通信料と同額

2-7 特定着信用直収電話サービスに係るもの（着信課金機能を利用する契約者回線等への着信に係るもの）

料金種別	料金額
通信料	2-5-2に掲げる通信料と同額

2-8 第三者課金機能利用サービスに係るもの

(1) 国内通信に係るもの

料金種別		料金額（税込額）
通信料	(ア) 接続先が音声通信設備に係るもの （（イ）を除きます。）	60秒までごとに25円(26.25円)
	(イ) 接続先が音声通信設備（当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）に係るもの	60秒までごとに20円(21円)
	(ウ) 接続先が音声通信設備以外の利用契約回線等に係るもの	60秒までごとに30円(31.5円)

(2) 国際通信に係るもの

料金種別			料金額
国際通信料			60秒までごとに次の額
国際通信料	取扱地域		
	アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	70円
	アジア2	中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	70円
	アジア3	台湾、フィリピン共和国、マカオ	70円
	アジア4	朝鮮民主主義人民共和国、東ティモール	110円
アジア5	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	90円	

アジア 6	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モルディヴ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国	110 円
アジア 7	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国	150 円
アメリカ 1	アメリカ合衆国(アラスカを含み、ハワイを除きます。)、カナダ	50 円
アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	110 円
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島	130 円
アメリカ 4	ブラジル連邦共和国、ペルー共和国	130 円
アメリカ 5	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	190 円
オセアニア 1	ハワイ	50 円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キリング諸島、サイパン、ニュージーランド	90 円
オセアニア 3	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ	210 円

	共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	
オセアニア 4	ニウエ、バヌアツ共和国	100 円
ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	70 円
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国	90 円
ヨーロッパ 3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	90 円
ヨーロッパ 4	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	110 円
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	250 円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民	250 円

	主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	
インマルサット2	インマルサットーM	520 円
インマルサット3	インマルサットーB	450 円
インマルサット4	インマルサットーミニM/F	420 円

2-9 IP電話サービスに係るもの

2-9-1 IP利用回線から発信するもの

(1) 国内通信に係るもの

(a) (b) 及び (c) 以外のもの

料金種別	次の秒数までごとに 7.5 円 (税込 7.875 円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝 日		
通信料	180	180	180	225
備考 通信ごとの通信に関する料金の算定に当たっては、料金表通則 8 (端数処理) の規定は適用しません。				

(b) 音声通信設備への通信に係るもの

料金種別	料金額 (税込額)
通信料	180 秒までごとに 7.5 円 (税込 7.875 円)
備考 音声通信番号により、IP電話設備 (当社又は当社が別に定める協定事業者が指定を受けた電気通信番号により識別されるものに限り、) 相互間で行われる通信に当たっては、通信料は適用しません。	

(c) 携帯自動車電話設備又はPHS設備への通信に係るもの

料金種別	料金額 (税込額)
------	-----------

通信料	携帯自動車電話設備への通信に係るもの	60秒までごとに 18円(18.9円)
	P H S 設備への通信に係るもの	90秒までごとに 20円(21円)

(2) 国際通信に係るもの

料金種別	料金額
国際通信料	60秒までごとに次の額
取扱地域	
大韓民国、香港	25円
シンガポール共和国、台湾、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	29円
フィリピン共和国	30円
タイ王国	36円
インドネシア共和国	44円
マレーシア	45円
ブルネイ・ダルサラーム国、マカオ、モンゴル国	81円
アラブ首長国連邦、イスラエル国、キプロス共和国	83円
インド、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディヴ共和国、ラオス人民民主共和国	107円
オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国	113円
イエメン共和国、カンボジア王国、朝鮮民主主義人民共和国、ミャンマー連邦、レバノン共和国	140円
アフガニスタン	178円
イラク共和国、イラン・イスラム共和国、東ティモール	198円
アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ジンバブエ共和国	78円
エジプト・アラブ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、ケニア共和国、ザンビア共和国、スワジランド王国、ニジェール共和国、ボツワナ共和国、ブルンジ共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国、レユニオン	98円
アルジェリア民主人民共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、社会主義人民リビア・アラブ	128円

国、ジブチ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、セネガル共和国、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、レソト王国	
エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コートジボワール共和国、赤道ギニア共和国、マダガスカル共和国	141 円
チュニジア共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国	149 円
チャド共和国	211 円
コンゴ共和国、コンゴ民主共和国	241 円
アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）	8 円
カナダ	9 円
アラスカ	19 円
ブラジル連邦共和国	29 円
プエルトリコ、米領バージン諸島	63 円
アルゼンチン共和国、グアテマラ共和国	65 円
サンピエール島・ミクロン島、ペルー共和国、メキシコ合衆国	78 円
ドミニカ共和国、マルチニーク島	83 円
ウルグアイ東方共和国、エルサルバドル共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、チリ共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国	85 円
アルバ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、キューバ共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ハイチ共和国、バルバドス、グアドループ島	113 円
エクアドル共和国、ニカラグア共和国、ベリーズ	115 円
トリニダード・トバゴ共和国、バハマ国、バミューダ諸島	141 円
アンギラ、英領バージン諸島、ケイマン諸島	152 円
スリナム共和国、フォークランド諸島	160 円
ハワイ	8 円
オーストラリア	19 円
グアム、サイパン	56 円
クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド	72 円
ノーフォーク島、パプアニューギニア、ミクロネシア連邦	81 円
米領サモア、マーシャル諸島共和国	110 円
サモア独立国、ツバル、ナウル共和国、ニューカレドニア、パラ	143 円

オ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア	
キリバス共和国、トンガ王国	152 円
クック諸島、ソロモン諸島、バヌアツ共和国	204 円
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国	18 円
ドイツ連邦共和国、フランス共和国	19 円
アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ノルウェー王国、バチカン市国、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルグ大公国	62 円
ウクライナ、スロバキア共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ポーランド共和国	72 円
アイスランド共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スペイン領北アフリカ、トルコ共和国、フェロー諸島、マルタ共和国	92 円
アゼルバイジャン共和国、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、クロアチア共和国、スロベニア共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リトアニア共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	102 円
グルジア、タジキスタン共和国、ラトビア共和国	126 円
セルビア共和国、トルクメニスタン、モンテネグロ共和国	130 円
アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国	187 円

2-9-2 着信課金機能を利用するIP利用回線への着信に係るもの

料金種別		料金額 (税込額)
通信料	加入電話等設備、直収通信設備又は他社直加入電話等利用回線からの着信に係るもの	180 秒までごとに 8 円 (8.4 円)
	他社直加入電話等設備からの着信に係るもの	60 秒までごとに 5 円 (5.2 円)
	公衆電話設備からの着信に係るもの	60 秒までごとに 25 円 (26.25 円)
	携帯自動車電話設備からの着信に係るもの	60 秒までごとに 17 円 (17.85 円)
	PHS 設備への着信に係るもの	60 秒までごとに 13 円 (13.65 円) 上記の利用料のほか音声通信 1 回ごとに 10 円 (10.5 円)

第3 付加機能使用料

(1) 削除

(2) 削除

(3) 着信課金機能

	区 分	単 位	料金額 (税込額)
基本機能	<p>この機能を利用する利用契約回線、契約者回線、他社接続契約者回線、IP利用回線又は他社直加入電話等利用回線（以下この表において「契約者回線等」といいます。）へ、利用契約回線等（音声通信設備を除きます。以下この表において同じとします。）から（ア）、（イ）又は（ウ）に規定する種類の着信課金番号（契約者の請求により、当社が付与する番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通信（着信先指定機能、共通番号機能、着信分配機能又は着信先変更機能（以下この表において「着信先指定機能等」といいます。）を利用して契約者があらかじめ指定した契約者回線等又は当社が別に定める電気通信設備へ着信先が変更された通信を含みます。以下「着信課金通信」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能の利用を請求した契約者とし、第2（通信に関する料金）の2（料金額）の2-3、2-4-2、2-5-2、2-6又は2-9-2に規定する料金額（着信先指定機能等を利用して当社が別に定める電気通信設備に着信する着信課金通信の料金額については、その通信をIPデータ通信網サービス契約約款に規定する着信課金機能を利用して着信する着信課金通信とみなした場合に適用される利用料と同額とします。）をその契約者に課金することができるようにする機能</p> <p>（ア）第1種着信課金番号</p> <p>当社が別に定める当社の事業者識別番号を使用して当社が付与する番号（番号体系が0037-8-</p>		

	<p>5桁のものとしします。)であって、当社が別に定める利用契約回線等からの着信に使用できるもの</p> <p>(イ)第2種着信課金番号 電気通信番号規則第10条第3号に基づく着信課金機能を識別するための電気通信番号を使用して当社が付与する番号(番号体系が0120-6桁のものとしします。)であって、当社が別に定める利用契約回線等からの着信に使用できるもの</p> <p>(ウ)第3種着信課金番号 電気通信番号規則第10条第3号に基づく着信課金機能を識別するための電気通信番号を使用して当社が付与する番号(番号体系が0800-7桁のものとしします。)であって、当社が別に定める利用契約回線等からの着信に使用できるもの</p> <p>(注1)当社が別に定める電気通信設備は、IPデータ通信網サービス契約約款に規定する音声通信サービスに係るII型契約者回線等としします。以下この表において同じとしします。</p> <p>着信課金機能には、下表の料金プランがあります。</p>		
料金プラン	<p>(1)第1種着信課金プラン ア 第1種着信課金番号、第2種着信課金番号及び第3種着信課金番号を利用することができます。 イ すべての追加機能を利用することができます。</p>	1の着信課金番号ごとに	月額 2,000円 (2,100円)
	<p>(2)第2種着信課金プラン(シンプル) 次に規定する条件で提供します。 ア 第2種着信課金番号及び第3種着信課金番号を利用することができます。 イ 追加機能は、番号ポータビリティ機能、発信者番号認証接続機能、利用通話明細書(トラヒックレポート)提供機能及び着信先変更機能を利用することができます。</p>	1の着信課金番号ごとに	月額 800円 (840円)

		<p>(3) 第3種着信課金プラン (ライト) 次に規定する条件で提供します。</p> <p>ア 第3種着信課金番号のみ利用することができます。</p> <p>イ 追加機能は、発信者番号認証接続機能、利用通話明細書 (トラヒックレポート) 提供機能及び着信先変更機能を利用することができます。</p>	1 の着信課金 番号ごとに	月額 500 円 (525 円)
追 加 機 能	番号ポータビリティ機能	当社が別に定める協定事業者が付与した電気通信番号 (電気通信番号規則第10条第3号に基づく着信課金番号に限り) を、当社が付与したのものとして取り扱い、その電気通信番号を着信課金通信に利用できる機能	1 の着信課金 番号ごとに	—
	発信地域指定機能	着信課金機能により、通信に関する料金をその契約者に課金することを許容する地域 (携帯自動車電話設備及びPHS設備を除きます。) を指定できる機能	1 の着信課金 番号ごとに	—
	発信端末制限機能	公衆電話設備、携帯自動車電話設備又はPHS設備からの発信について、着信課金機能への着信を制限できるようにする機能	1 の着信課金 番号ごとに	—
	時間外着信案内・利用時間指定機能	着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外における着信課金通信の発信者に対して、利用時間外である旨の案内をする機能	1 の着信課金 番号ごとに	—

	着信先指定機能	着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外における着信課金通信を、あらかじめ指定された契約者回線等に接続する機能	1の着信課金番号ごとに	—
	共通番号機能	1の着信課金番号による着信課金通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された契約者回線等に接続する機能	1の着信課金番号ごとに	—
	着信分配機能	1の着信課金番号による着信課金通信について、あらかじめ指定された契約者回線等ごとに、あらかじめ指定された着信回数の割合に振り分け、接続する機能	1の着信課金番号ごとに	—
	利用通話明細書 (トラヒックレポート)提供機能	契約者が指定する着信課金番号に係る通話明細を蓄積・集計する機能。	1の着信課金番号ごとに	
	着信先変更機能	着信課金通信の着信先を、契約者からの当社が定める遠隔操作方法により、あらかじめ指定された契約者回線等(直取通信サービスに係る契約者回線を除きます。)又は当社が別に定める電気通信設備のいずれかに随時変更することができる機能	1の着信課金番号ごとに	—
備考	<p>1 この機能は、電話等利用契約者、直取通信契約者、直取電話契約者、着信用直取電話契約者、特定着信用直取電話契約者、他社直加入電話等付加機能利用契約者又はIP電話契約者(IP電話番号を契約者が取得した場合に該当する者を除きます。)に限り提供します。</p> <p>2 IP利用回線によりこの機能を利用する場合、当社が付与する着信課金番号は、当社が別に定める第2種着信課金番号及び第3種着信課金番号に限ります。</p> <p>3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、着信課金番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知し</p>			

- ます。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 4 発信地域指定機能において指定することができる地域の数、当社が別に定める範囲内とします。
 - 5 当社は、この機能を利用する契約者に係る着信課金番号について、協定事業者から請求があったときは、協定事業者に通知することがあります。
 - 6 利用時間指定機能又は着信先指定機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。
 - 7 共通番号機能において1の着信課金番号による着信課金通信の着信先として指定することができる着信先の数及び着信分配機能において通信の着信先として指定することができる着信先数は、当社が別に定める数の範囲内とします。
 - 8 着信先指定機能等の各追加機能を併用する場合の細目事項は、当社が別に定めるところによります。
 - 9 利用通話明細書（トラヒックレポート）提供機能に係る料金については、電子媒体等での提供に限り、第4表（付帯サービスに関する料金）第1（料金明細内訳書の送付手数料）に規定する利用通話明細書の送付手数料の支払いを要します。

（４）付加番号通知付特別課金機能

	区分	単位	料金額（税込額）
基本機能	この機能を利用する契約者回線へ、加入電話等設備等（別表2の2で定めるものとします。）から付加番号通知付特別課金番号（契約者の請求により、当社が付与した番号（番号体系が00376-2桁のものとし、）と、付加番号（その契約者が指定する者に通知させる14桁以内の数字をいいます。）から構成されるものをいいます。以下同じとします。）により行う通信に関する料金について、その支払いを要する者をこの機能の利用を請求した契約者とし、第2（通信に関する料金）の2（料金額）の2-4-3に規定する料金額をその契約者に課金することができるようにする機能	付加番号通知付特別課金番号に係る1の当社が付与した番号ごとに	月額 100,000円 (105,000円)
追加	契約者が指定する者に係る加入電話等設備の電話番号をあらかじめ当社	付加番号通知付特別課金番号に係る1の当社が付	月額 50,000円

機能	の電気通信設備に登録し、その登録された電話番号からの発信に限りこの機能に着信することができるようにする機能	与した番号ごとに	(52,500円)
備考	<p>1 この機能は、直収通信契約者に限り提供します。</p> <p>2 付加番号通知付特別課金番号に係る1の当社が付与した番号及びその1の当社が付与した番号に係る追加機能は、契約者回線の契約者名義及び終端の場所がいずれも同一となる複数の契約者回線において、共通に利用することができます。</p> <p>3 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、付加番号通知付特別課金番号に係る当社が付与した番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。</p> <p>4 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		

(5)～(8) 削除

(9) 代表機能

区分	単位	料金額
2以上の契約者回線について、それらの直収通信回線番号を代表する代表直収通信回線番号を定め、その代表直収通信回線番号に着信通信があった場合に、通信中でないいずれか1の契約者回線に接続することができるようにする機能	—	—
備考	この機能は直収通信契約者に限り提供します。	

(10) 番号情報送出機能

区分	単位	料金額 (税込額)
その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者回線の直収通信回線番号又は追加番号(直収通信契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した直収通信回線番号以外の番号であってこの機能を利用するための番号をいいます。)の情報を、その契約者回線に接続される端末設備又は自営電気通信設備に送出する機能	1の直収通信回線番号又は1の追加番号ごとに	月額 500円(525円)

備考	1 この機能は直収通信契約者に限り提供します。
	2 直収通信契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断を請求することができます。
	3 その契約者回線において代表機能を利用している場合には、当社は、直収通信契約者がこの機能とその代表機能を利用しているすべての契約者回線で利用する場合に限り提供します。
	4 追加番号に関するその他の取扱いについては、直収通信回線番号の場合に準じて取り扱います。

(11) 指定直収通信番号着信転送機能

区分	単位		料金額 (税込額)
直収通信契約者の直収通信回線番号 (番号情報送出機能による追加番号を含みます。以下この表において同じとします。) とあらかじめ指定した直収通信番号 (電気通信番号規則第9条第1号の規定に係る電気通信番号であって、直収通信回線番号又は追加番号以外に当社が付与した番号をいいます。以下この表において「指定直収通信番号」といいます。) を電話サービス等取扱所に登録することにより、その指定直収通信番号への通信をその直収通信契約者の直収通信回線番号の契約者回線へ転送することができるようにする機能。	この機能に係るもの	(ア) (イ) 以外の場合	月額 300,000 円 (315,000 円)
		1 の契約者回線ごとに	
			(イ) 使用できる B チャンネルの数を指定する場合
	指定直収通信番号に係るもの	指定する 1 の B チャンネルごとに	
		1 の指定直収通信番号ごとに	月額 2,000 円 (2,100 円)

備考	<p>1 この機能は直収通信契約者に限り提供します。</p> <p>2 当社は、直収通信契約者が指定する単位料金区域（当社が別に定める区域に限ります。）ごとに希望する数の指定直収通信番号を付与します。この場合、指定直収通信番号に関するその他の提供条件については、直収通信回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>3 直収通信契約者がこの機能の請求をするときは、指定直収通信番号とその転送先の直収通信回線番号との組み合わせ（当社が別に定める基準に基づく組み合わせに限ります。）を記載した当社所定の申込書を、事務契約を行う電話サービス等取扱所に提出していただきます。これを変更する場合も同様とします。</p> <p>4 その契約者回線において代表機能を利用している場合には、この機能をすべての契約者回線で利用する場合に限り提供します。</p> <p>5 この指定直収通信番号への通信は、当社が別に定めるものに限るものとします。</p> <p>6 その指定直収通信番号への通信に係る通信時間は、この機能により転送される契約者回線に接続して通信できる状態にした時刻をもって、発信者の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p>
----	--

(12) 代表番号通知機能

区分	単位	料金額
この機能を利用する契約者回線（代表機能の提供を受けているものに限ります。）から行う通信について、その契約者回線の直収通信回線番号に替えて、代表直収通信回線番号を着信先へ通知する機能	—	—
備考	この機能は直収通信契約者に限り提供します。	

(13) 追加番号通知機能

区分	単位	料金額
この機能を利用する契約者回線（番号情報送出機能の提供を受けているものに限ります。）から行う通信について、その契約者回線の直収通信回線番号に替えて、追加番号（その契約者回線が代表機能を利用している場合は、その契約者回線と同一の代表機能の提供を受けている他の契約者回線の番号を含みます。）を着信先へ通知する機能	—	—
備考	この機能は直収通信契約者に限り提供します。	

(14) 特定番号通知機能

区分	単位	料金額 (税込額)
この機能を利用する契約者回線等から行う通話について、当社が別に定めるところにより、その契約者回線等に係る契約者に付与された固定電話番号を着信先へ通知する機能	1 の通知番号ごと	月額 200 円 (210 円)
備考	1 この機能は直取電話契約者に限り提供します。 2 この機能により着信先へ通知することができる固定電話番号の取扱いに関する細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

(15) 利用料金・時間制限機能

区分	単位	料金額
利用料金制限機能	—	—
利用時間制限機能	—	—

- 備考
- 1 この機能は第三者課金機能利用契約者に限り提供します。
 - 2 利用料金制限機能は、1の登録番号ごとに提供します。
 - 3 利用料金制限機能の欄に規定する当社が別に定める利用限度額は、1,000円以上30,000円以内の金額（1,000円以上10,000円以内の場合は1,000円から1,000円ごとに10,000円まで、10,000円超30,000円以内の場合は12,000円から2,000円ごとに30,000円までの金額とします。）とし、この利用料金制限機能を利用する契約者は、あらかじめその金額を指定していただきます。
 - 4 契約者は、利用限度額を超えて終了した通信についても、その通信料の支払いを要します。
 - 5 利用時間制限機能は、1の登録番号ごとに提供します。
 - 6 利用時間制限機能の欄に規定する当社が別に定める時間帯は、次に規定する設定区分とし、この利用時間制限機能を利用する契約者は、あらかじめ設定区分を指定していただきます。
ただし、複数の設定区分を重複して指定した場合は、特別日設定、曜日設定、通常設定の順位に従って機能します。
- | 設定区分 | 内容 |
|-------|-----------------------|
| 通常設定 | 発信できる時間帯を5分単位で設定できるもの |
| 曜日設定 | 発信できる特定の曜日を設定できるもの |
| 特別日設定 | 発信できる特定の期日を指定できるもの |
- 7 契約者は、設定区分に係る時間帯を超えて終了した通信についても、その通信料の支払いを要します。
 - 8 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

(16) 発信通信利用休止機能

区分	単位	料金額(税込額)
契約者の請求に基づき、契約者があらかじめ指定する通信を電話サービス等取扱所の交換設備に登録することによりその通信の発信の利用ができないようにする機能をいいます。	—	—
備考	<p>1 この機能は電話等利用契約者又は第三者課金機能利用契約者に限り提供しません。</p> <p>2 あらかじめ指定する通信は、国際通信とします。</p> <p>3 契約者は、この機能を請求するときは、当社所定の契約申込書を電話サービス等取扱所に提出していただきます。</p> <p>4 当社は、契約者に対するこの機能の利用の一時中断は提供しません。</p>	

(17) IP電話サービスに係るもの

区分	単位	料金額(税込額)
(1) 発信電話番号非通知機能	—	—
(2) 発信電話番号通知要請機能 (IP電話)	1 IP電話番号 又は1追加IP 番号ごとに	月額 100円(105円)

	備考	<p>1 当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>2 この機能の利用に係る料金の適用については、次の通りとし、料金表通則の規定にかかわらず、日割しないものとします。</p> <p>(1) この機能の提供があったとき その提供開始日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>(2) この機能の廃止があったとき その廃止日を含む料金月まで適用します。</p> <p>(3) この機能の提供の開始と廃止が同じ料金月にあったとき その廃止日を含む料金月について適用します。</p>		
(3) 特定発信電話番号着信拒否機能 (I P 電話)	この機能を利用する I P 利用回線 (I P 電話契約者に係るものに限ります。) に係る I P 電話番号 (I P 基本料(1)が適用となるものに限ります。) 又は追加 I P 番号への通話のうち、I P 電話契約者があらかじめ指定した特定の電話番号等からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。	1 I P 電話番号 又は 1 追加 I P 番号ごとに	月額 100 円 (105 円)	
	備考	<p>1 あらかじめ指定できる電話番号等の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</p> <p>2 当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通話について、着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。</p> <p>3 当社は、本機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>4 この機能の利用に係る料金の適用については、(2) 欄の規定に準ずるものとします。</p>		

第4 ユニバーサルサービス料

1 適用

区分	内容																						
(1) ユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料の適用については、第55条の3（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定により、次表に規定する1の電気通信番号ごとに適用します。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>電気通信番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直収通信サービス</td> <td>直収通信回線番号</td> </tr> <tr> <td>直収電話サービス</td> <td>固定電話番号</td> </tr> <tr> <td>着信用直収電話サービス</td> <td>固定電話番号</td> </tr> <tr> <td>他社直加入電話等付加機能利用サービス</td> <td>着信課金番号</td> </tr> <tr> <td>特定着信用直収電話サービス</td> <td>固定電話番号</td> </tr> <tr> <td>IP電話サービス</td> <td>IP電話番号</td> </tr> <tr> <td>着信課金機能</td> <td>着信課金番号</td> </tr> <tr> <td>付加番号通知付特別課金機能</td> <td>付加番号通知付特別課金番号</td> </tr> <tr> <td>番号情報送出機能（ダイヤルイン）</td> <td>追加番号</td> </tr> <tr> <td>指定直収通信番号着信転送機能</td> <td>指定直収通信番号</td> </tr> </tbody> </table>	区分	電気通信番号	直収通信サービス	直収通信回線番号	直収電話サービス	固定電話番号	着信用直収電話サービス	固定電話番号	他社直加入電話等付加機能利用サービス	着信課金番号	特定着信用直収電話サービス	固定電話番号	IP電話サービス	IP電話番号	着信課金機能	着信課金番号	付加番号通知付特別課金機能	付加番号通知付特別課金番号	番号情報送出機能（ダイヤルイン）	追加番号	指定直収通信番号着信転送機能	指定直収通信番号
	区分	電気通信番号																					
	直収通信サービス	直収通信回線番号																					
	直収電話サービス	固定電話番号																					
	着信用直収電話サービス	固定電話番号																					
	他社直加入電話等付加機能利用サービス	着信課金番号																					
	特定着信用直収電話サービス	固定電話番号																					
	IP電話サービス	IP電話番号																					
	着信課金機能	着信課金番号																					
	付加番号通知付特別課金機能	付加番号通知付特別課金番号																					
	番号情報送出機能（ダイヤルイン）	追加番号																					
指定直収通信番号着信転送機能	指定直収通信番号																						
イ ユニバーサルサービス料は適用対象の電気通信番号のうち、料金月の末日に利用されている電気通信番号に適用します。																							
(2) 料金月の期間中に契約開始・契約解除があった場合の料金の適用	ア ユニバーサルサービス料の日割りは行いません。																						
	イ 料金月の末日に電話サービス等契約の解除又は付加機能の廃止があったとき、解除又は廃止の電気通信番号はユニバーサルサービス料を適用しません。																						
(3) 適用除外	ア 以下の電気通信番号はユニバーサルサービス料を適用しません。 番号ポータビリティ等により、最終利用者に見えない形で利用されている当社が付与した番号																						

2 料金額

区分	料金額（税込額）
ユニバーサルサービス料	5円(5.25円)

第5 請求事務手数料

1 適用

区 分	内 容
請求事務手数料の適用	<p>請求事務手数料については、この約款の規定により支払いを要することとなる電話サービス等に係る料金（請求事務手数料を除きます。）又は工事に関する費用（以下この表において「支払額」といいます。）を電話等利用契約者に請求（電話等利用契約の解除に伴う支払額の請求を含みます。）する際、2（料金額）の（3）又は（4）に規定する支払方法であって、次のいずれかに該当する場合に適用します。</p> <p>（ア）1料金月の支払額が税抜300円以下である場合</p> <p>（イ）料金表通則11（少額料金の繰越払い）の規定に基づき少額料金の繰越払いを適用するときは、（ア）の規定にかかわらずその少額料金の繰越払いに係る3料金月の支払額の合計が税抜900円以下である場合</p> <p>（ウ）（イ）に関して、2料金月目における電話等利用契約の解除等であって、2料金月の支払額の合計が税抜900円以下である場合</p>

2 料金額

1 請求ごとに

料金等の支払方法の区分	料金額（税込額）
（1）特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い	無料
（2）クレジットカードによる支払い	無料
（3）金融機関の預金口座振替又は自動払込利用による支払い （（1）及び（2）の場合を除きます。）	300円(315円)
（4）当社預金口座への振込みによる支払い	300円(315円)

備考

1 （1）の「特定協定事業者の電話料金等請求書による支払い」（以下備考の1から3において「この取扱い」といいます。）とは、第78条（協定事業者による電話サービス等に係る料金等の回収代行）の規定に基づいて、当社がこの約款の規定によりその電話等利用契約者に請求することとした電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、特定協定事業者が請求し、回収する取扱いをいいます。

2 当社は、電話等利用契約の申込者又は電話等利用契約者がこの取扱いを指定した場合

において、その電話等利用契約の申込者又は電話等利用契約者が電話サービス等に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるときは、この取扱いを取り止めて、当社が指定する他の支払方法に変更していただくことがあります。

3 この取扱いに関するその他の細目事項は、当社が別に定める「支払方法による契約条項」によるものとします。

4 (2)による場合は、その支払いに係るクレジットカード会社の承認を取得できない場合は、当社が指定する他の支払方法に変更していただくことがあります。

5 (3)による場合は、その金融機関の預金口座又は自動払込みによる口座振替等が確認できない場合は、当社が指定する他の支払方法に変更していただくことがあります。

6 (4)による場合は、その振込みに係る金融機関の定める振込みの手数料(実費)については、当社が負担します。

第6 再請求書発行手数料

1 適用

区 分	内 容
再請求書発行手数料の適用	この約款の規定により支払いを要することとなる料金及び工事に関する費用(再請求書発行手数料を除きます。)について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)に請求書を発行した場合に適用します。

2 料金額

1 請求ごとに

料金額(税込額)
191円(200円)

第2表 電話帳掲載料

1の直収通信回線番号又は固定電話番号ごとに

電話帳発行のつど1掲載ごとに	
普通掲載	無料
重複掲載	500円(税込525円)

第3表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る契約者回線等工事費及び取扱所内工事費を合計して算定します。
(2) 契約者回線等工事費	契約者回線の設置、品目の変更若しくは移転、他社接続契約者回線の回線収容機能への収容、回線収容機能の品目の変更又は回線収容機能の変更の工事を要する場合に適用します。
(3) 取扱所内工事費	取扱所内工事費は、電話サービス等取扱所の交換設備操作台等において工事を要する場合に適用します。
(4) 工事費の減額	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p> <p>ア 特定着信用直収電話サービスに係る工事費は以下のとおりとします。</p> <p>（ア）2 工事費の額で定める契約者回線等工事費及び固定電話番号に関する工事については、一のIP電話に関する工事を適用します。</p> <p>（イ）2-2 利用の一時中断に関する工事は適用しません。</p>
(5) 工事費の適用除外	<p>次の付加機能に係る工事については、工事費の支払いを要しません。</p> <p>ア 発信通信利用休止機能</p> <p>イ 発信電話番号非通知機能</p> <p>ウ IP電話に係る付加機能のうち当社が別に定める方法により請求したもの</p>

2 工事費の額

2-1 契約者回線の設置若しくは移転、契約者回線の品目の変更、他社接続契約者回線の回線収容機能への収容、回線収容機能の品目の変更、回線収容機能の変更、最大同時接続数の変更、付加機能の利用開始若しくは利用変更、固定電話番号の登録若

しくは登録の変更、番号ポータビリティの登録、登録の変更若しくは登録の解除又は
I P電話番号の登録若しくは登録の変更

区 分		単 位	工事費 (税込額)	
(1) 契約者回線等工事費		1の契約者回線又は回線収容機能ごとに	5,000円 (5,250円)	
取 扱 所 内 工 事 費	最大同時接続数の変更に関する工事の場合	1の通話ポートごとに	3,000円 (3,150円)	
	固定電話番号に関する工事	1の固定電話番号ごとに	1,000円 (1,050円)	
	番号ポータビリティに関する工事 (I P電話に係るものを除きます。)	1の電話番号ごとに	2,000円 (2,100円)	
	I P電話に関する工事	1のI P電話番号ごとに	500円 (525円)	
	付 加 機 能 に 関 する 工	着信課金機能に関する工事の場合	基本機能の利用開始又は着信課金番号による着信通信を許容する地域の変更等基本機能の内容の変更に係るもの	500円 (525円)
			追加機能の利用開始又は利用時間帯の変更等追加機能の内容の変更に係るもの	500円 (525円)
	番 号 情 報 送 出 機 能 に 関 する 工 事 の 場 合	番号情報送出機能の利用開始に係るもの	1の直収通信回線番号又は1の追加番号ごとに	500円 (525円)
		追加番号の増加に係るもの	増加する1の追加番号ごとに	500円 (525円)

	指定直収通信 番号着信転送 機能に関する 工事の場合	指定直収通信番号の利用 開始に係るもの	1の指定直収通信 番号ごとに	3,000円 (3,150円)
		使用できるBチャンネルの 数を指定する場合と指定 しない場合との間の変更 又は指定する場合におけ る使用できるBチャンネル の数の変更に係るもの	1の契約者回線に つき1の変更工事 ごとに	3,000円 (3,150円)
	代表番号通知 機能に関する 工事の場合	代表番号通知機能の利用 開始又は内容の変更に係 るもの	1の代表直収通信 回線番号ごとに	1,000円 (1,050円)
	追加番号通知 機能に関する 工事の場合	追加番号通知機能の利用 開始又は内容の変更に係 るもの	1の追加番号ごと に	1,000円 (1,050円)
	特定番号通知 機能に関する 工事の場合	特定番号通知機能の利用 開始又は内容の変更に係 るもの	1の固定電話番号 ごとに	1,000円 (1,050円)
	I P電話に係 る付加機能の 場合		1の工事ごとに	500円 (525円)

2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費 (税込額)
(1) 契約者回線の 利用の一時中断 の工事	(ア) (イ) 以外の場合	1の契約者回線 ごとに	5,000円 (5,250円)
	(イ) 取扱所内工事のみの場合	1の契約者回線 ごとに	1,000円 (1,050円)
(2) 契約者回線の 再利用の工事		1の契約者回線 ごとに	5,000円 (5,250円)

第4表 附帯サービスに関する料金

第1 料金明細内訳書の送付手数料

料金明細内訳書（CD-ROM 等の電子媒体を含みます）の送付手数料の額は、次に定める額とします。

1 請求先につき送付1回ごとに

区 分	手数料の額（税込額）
料金明細内訳書	200 円(210 円)
着信課金機能の利用通話明細書（トラヒックレポート）	500 円(525 円)

(注) 料金明細内訳書の送付を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料（実費）が必要な場合があります。

料金表別表

第1 選択制による通信に関する料金の月極割引

1 回線群を単位とする通信に関する料金の月極割引 I

区 分	内 容								
(1) 定義等	<p>ア 「回線群を単位とする通信に関する料金の月極割引 I」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用契約回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通信（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通信に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金（第2の1（適用）の（9）に規定する優先接続の指定に係る料金の適用を受けている場合は、その適用後の料金とします。）の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 割引選択回線群ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">定額料</th> <th style="text-align: center;">割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額</th> <th style="text-align: center;">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">月額 200,000 円 (税込額 210,000 円)</td> <td style="vertical-align: top;">2,000 万円未満のとき</td> <td> ① ②以外の通信 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.15 を乗じて得た額 ②携帯自動車電話設備への通信 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.05 を乗じて得た額。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2,000 万円以上のとき</td> <td> ① ②及び③以外の通信 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.25 を乗じて得た額。 ② 国際通信又は第2の1の（9）に規定す </td> </tr> </tbody> </table>	定額料	割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額	割引額	月額 200,000 円 (税込額 210,000 円)	2,000 万円未満のとき	① ②以外の通信 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.15 を乗じて得た額 ②携帯自動車電話設備への通信 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.05 を乗じて得た額。	2,000 万円以上のとき	① ②及び③以外の通信 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.25 を乗じて得た額。 ② 国際通信又は第2の1の（9）に規定す
定額料	割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額	割引額							
月額 200,000 円 (税込額 210,000 円)	2,000 万円未満のとき	① ②以外の通信 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.15 を乗じて得た額 ②携帯自動車電話設備への通信 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.05 を乗じて得た額。							
	2,000 万円以上のとき	① ②及び③以外の通信 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.25 を乗じて得た額。 ② 国際通信又は第2の1の（9）に規定す							

		<p>る優先接続の指定に係る料金の適用を受けている場合における市内通信若しくは県内市外通信割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.15 を乗じて得た額。</p> <p>③携帯自動車電話設備への通信</p> <p>割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.05 を乗じて得た額。</p>
--	--	---

イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通信に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用契約回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する利用契約回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者に請求します。

ウ この月極割引の対象は、プランA又はプランB（第2の1の（5）に規定するプランA又はプランBをいいます。以下この表において同じとします。）に係る通信に限ります。

エ 割引選択回線群に係る通信に関する料金の適用にあたって、第2の1の（9）に規定する優先接続の指定に係る料金の適用を受けている場合には、その適用後の料金とします。

ただし、第2の1の（9）の表中プランBの市内通信に係る通信料については、第2の1の（9）の表の料金額に代えて、次表に規定する額を適用するものとします。

料金額（税込額）	
市内通信に係る通信料	120秒までごとに8円(8.4円)

(2) 承諾

ア 電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するも

	<p>のである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通信の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるとき（割引選択代表回線の契約者の承諾がある場合に限り。）を含みます。）。</p> <p>ただし、当社が別に定める電気通信事業者（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 52 条に規定する会社又は有限会社法（昭和 13 年法律第 74 号）第 1 条に規定する有限会社である場合に限り。）以下この表において同じとします。）が割引選択代表回線の電話等利用契約者となる場合は、この限りではありません。</p> <p>(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p>
<p>(3) 月極割引の適用</p>	<p>ア 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日の属する料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(エ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者がこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通信に関する料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(オ) (4) 欄のウの規定その他割引選択代表回線の電話等利用契約者の申出等により、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(カ) その他(2) 欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p>

エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄の規定に該当する場合が生じたときは2欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
1 2以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日の属する料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき。	その契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。

オ 割引選択回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用される料金月において、特定協定事業者の契約約款等に規定する利用の一時中断若しくは利用停止があったときその他電話サービス等を利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要しません。

ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、電話等利用契約者の責めによらない理由により、1料金月のすべての日にわたって、電話サービス等を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

キ ウの（エ）の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通信に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの（エ）に規定する支払期日とします。
（注1）定額料については、日割は行いません。

（注2）割引選択回線群に係る通信に関する料金に割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則8の規定に関わらず、その端数を切り上げます。

（4）割引選択代表回線に係るその他の適用

ア 割引選択代表回線の電話等利用契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申し出ていただきます。

	<p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通信に関する料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがない者であること。</p> <p>(イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、電気通信事業者である場合にあっては、当社が別に定める経理的基礎を有している者であること。</p> <p>ウ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線について、(3)欄のウの(イ)又は(ウ)のいずれかに該当する場合が生じたとき。</p> <p>(イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。</p>
<p>(5) 1割引選択回線当たりの通信に関する料金の計算</p>	<p>ア 当社は、料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通信(1)欄のウに規定する通信に限ります。以下この表において同じとします。)に関する料金を確定する必要があるときは、次の式により算出します。</p> <p>(ア) (イ)以外のとき。</p> $1 \text{ 割引選択回線当たりの通信に関する料金} = \left(\frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通信に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通信に関する料金}} \right) \times \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通信に関する料金}}$ <p>(イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通信に関する料金が0円のとき。</p> $1 \text{ 割引選択回線当たりの通信に関する料金} = \frac{\text{定額料}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}}$ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通信に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通信に関する料金に加算します。</p>
<p>(6) その他の適</p>	<p>ア 当社は、割引選択回線の電話等利用契約者から特段の申出がない限</p>

用

り、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求すべき料金その他の債務のうち、(1) 欄のイの規定に基づき割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求される料金以外の料金その他の債務について、その請求先を割引選択代表回線の電話等利用契約者に変更する取扱いを行います。

ただし、当社の業務の遂行上支障があるときを除きます。

イ アの規定により割引選択代表回線の電話等利用契約者に請求した料金その他の債務について、その割引選択代表回線の電話等利用契約者が、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、アに規定する請求先の変更の取扱いは廃止するものとし、割引選択回線の電話等利用契約者に請求しなおします。

2 回線群を単位とする通信に関する料金の月極割引Ⅱ

区 分	内 容																																							
(1) 定義等	<p>ア 「回線群を単位とする通信に関する料金の月極割引Ⅱ」とは、割引選択回線群（この月極割引を選択する利用契約回線（プランA又はプランB（第2の1（適用）の（5）に規定するプランA又はプランBをいいます。以下この表において同じとします。）を選択したものに限ります。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通信（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通信に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金について、第2の2（料金額）の規定により算出した額にかかわらず、次表に規定する料金額を適用することをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 割引選択回線ごとに</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">ア 国内通信に係るもの</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(ア) (イ) 以外のもの</td> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">料金種別</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">料金額（税込額）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">市内通信</th> <th style="text-align: center;">県内市外通信</th> <th style="text-align: center;">県間市外通信</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通信料</td> <td style="text-align: center;">180秒までごとに 8円（8.4円）</td> <td style="text-align: center;">180秒までごとに 8円（8.4円）</td> <td style="text-align: center;">180秒までごとに 14.5円 (15.225円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(イ) 携帯自動車電話設備への通信に係るもの</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">料金種別</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">料金額（税込額）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">通信料</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">60秒までごとに 15.9円（16.695円）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備考 この表に規定する料金額は、当社の事業者識別番号（0038）を付加して発信した通信に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金は、割引選択回線群を構成する利用契約回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する利用契約回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の電話等利用契約者に請求します。</p> <p>ウ この月極割引の対象となる通信は、割引選択回線から行う通信のうち、次に該当するものとします。</p> <p>(ア) 市内通信、県内市外通信又は県間市外通信</p>	料金額				ア 国内通信に係るもの				(ア) (イ) 以外のもの				料金種別	料金額（税込額）			市内通信	県内市外通信	県間市外通信	通信料	180秒までごとに 8円（8.4円）	180秒までごとに 8円（8.4円）	180秒までごとに 14.5円 (15.225円)	(イ) 携帯自動車電話設備への通信に係るもの				料金種別	料金額（税込額）			通信料	60秒までごとに 15.9円（16.695円）			備考 この表に規定する料金額は、当社の事業者識別番号（0038）を付加して発信した通信に適用します。			
料金額																																								
ア 国内通信に係るもの																																								
(ア) (イ) 以外のもの																																								
料金種別	料金額（税込額）																																							
	市内通信	県内市外通信	県間市外通信																																					
通信料	180秒までごとに 8円（8.4円）	180秒までごとに 8円（8.4円）	180秒までごとに 14.5円 (15.225円)																																					
(イ) 携帯自動車電話設備への通信に係るもの																																								
料金種別	料金額（税込額）																																							
通信料	60秒までごとに 15.9円（16.695円）																																							
備考 この表に規定する料金額は、当社の事業者識別番号（0038）を付加して発信した通信に適用します。																																								

	<p>(イ) 携帯自動車電話設備への通信</p> <p>エ 割引選択回線から行う通信のうち、ウに該当しないものは、プランA又はプランBに係る通信とみなして取り扱うものとし、第2の2(料金額)に規定する料金額を適用します。</p>															
<p>(2) 承諾</p>	<p>ア 電話等利用契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線に係る通信の料金明細内訳が記録されているとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線が、その割引選択回線に係る利用契約回線について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに基づき、次表に規定する指定(この月極割引の表において「優先接続の指定」といいます。)があるとき。</p> <table border="1" data-bbox="539 981 1361 1467"> <thead> <tr> <th>通話区分又は通信区分</th> <th>事業者識別番号</th> <th>優先接続の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内通話又は市内通信</td> <td>0038(当社の事業者識別番号)</td> <td>電話会社選択又は電話会社固定</td> </tr> <tr> <td>県内市外通話又は県内市外通信</td> <td>0038(当社の事業者識別番号)</td> <td>電話会社選択又は電話会社固定</td> </tr> <tr> <td>県間市外通話又は県間市外通信</td> <td>0038(当社の事業者識別番号)</td> <td>電話会社選択又は電話会社固定</td> </tr> <tr> <td>国際通話又は国際通信</td> <td>0038(当社の事業者識別番号)</td> <td>電話会社選択又は電話会社固定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき(割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるとき(割引選択代表回線の契約者の承諾がある場合に限り。))を含みます。)</p> <p>(エ) その申出のあった割引選択回線を含め、1割引選択回線群に2以上の割引選択回線があるとき。</p> <p>ただし、割引選択回線に係る利用契約回線が特定協定事業者の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第2種総合デジタル通信サービスに係るものであるとき(その旨を当社が別に定める方法で指定されている場合に限り。))は、この限りでありま</p>	通話区分又は通信区分	事業者識別番号	優先接続の区分	市内通話又は市内通信	0038(当社の事業者識別番号)	電話会社選択又は電話会社固定	県内市外通話又は県内市外通信	0038(当社の事業者識別番号)	電話会社選択又は電話会社固定	県間市外通話又は県間市外通信	0038(当社の事業者識別番号)	電話会社選択又は電話会社固定	国際通話又は国際通信	0038(当社の事業者識別番号)	電話会社選択又は電話会社固定
通話区分又は通信区分	事業者識別番号	優先接続の区分														
市内通話又は市内通信	0038(当社の事業者識別番号)	電話会社選択又は電話会社固定														
県内市外通話又は県内市外通信	0038(当社の事業者識別番号)	電話会社選択又は電話会社固定														
県間市外通話又は県間市外通信	0038(当社の事業者識別番号)	電話会社選択又は電話会社固定														
国際通話又は国際通信	0038(当社の事業者識別番号)	電話会社選択又は電話会社固定														

	<p>せん。</p> <p>(オ) (1) 欄のイの規定によりこの割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金の請求先となる契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(カ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p>		
<p>(3) 月極割引の適用</p>	<p>ア 新たに1の割引選択回線群を構成する場合は、その申出を当社が承諾した日の属する料金月からこの月極割引を開始します。</p> <p>ただし、既存のプランA又はプランBにより、新たに1の割引選択回線群を構成する場合は、その申出を当社が承諾した日の属する料金月の翌料金月からこの月極割引を開始します。</p> <p>イ 既存の1の割引選択回線群を指定して割引選択回線を追加する場合は、その申出を当社が承諾した日の属する料金月からこの月極割引を開始します。</p> <p>ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 電話等利用契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) その割引選択回線に係る電話番号の変更があった場合であって、電話等利用契約者から届出があったとき又は当社がその事実を知ったとき。</p> <p>(エ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者がこの月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(オ) (4) 欄のウの規定その他割引選択代表回線の電話等利用契約者の申出等により、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(カ) その他(2) 欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2欄から3欄までの規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="539 1939 1362 1989"> <tr> <td data-bbox="539 1939 935 1989">区 分</td> <td data-bbox="940 1939 1362 1989">月極割引の適用</td> </tr> </table>	区 分	月極割引の適用
区 分	月極割引の適用		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 264 935 456">1 2から3以外により月極割引の廃止があったとき。</td> <td data-bbox="948 264 1358 456">月極割引の廃止日の属する料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 461 935 600">2 電話等利用契約の解除があったとき。</td> <td data-bbox="948 461 1358 600">その契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 604 935 797">3 ウの(エ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td data-bbox="948 604 1358 797">その廃止日の属する料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </table>	1 2から3以外により月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日の属する料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 電話等利用契約の解除があったとき。	その契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。	3 ウの(エ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日の属する料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。
1 2から3以外により月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日の属する料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。						
2 電話等利用契約の解除があったとき。	その契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。						
3 ウの(エ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日の属する料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。						
(4) 割引選択代表回線に係るその他の適用	<p>オ ウの(エ)の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通信に関する料金を算出して、その割引選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日はウの(エ)に規定する支払期日とします。</p> <p>ア 割引選択代表回線の電話等利用契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通信に関する料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがない者であること。</p> <p>(イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、電気通信事業者である場合にあっては、当社が別に定める経理的基礎を有している者であること。</p> <p>ウ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線について、(3)欄のウの(イ)又は(ウ)のいずれかに該当する場合が生じたとき。</p> <p>(イ) 割引選択代表回線の電話等利用契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。</p>						

3 直収通信回線群を単位とする通信に関する料金の月極割引

区分	内容									
(1) 定義等	<p data-bbox="531 371 1423 786">ア 「直収通信回線群を単位とする通信に関する料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、割引選択回線群（この月極割引を選択する直収通信サービスに係る契約者回線により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通信（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通信に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金の月間累計額が 250 万円以上となるときに、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、その月間累計額が 250 万円未満であるときも定額料の支払いを要します。</p> <p data-bbox="1118 801 1423 835" style="text-align: right;">1 割引選択回線群ごとに</p> <table border="1" data-bbox="531 842 1423 1518"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 842 699 981">定額料</th> <th data-bbox="702 842 986 981">割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額</th> <th data-bbox="989 842 1423 981">割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 985 699 1131">月額 20,000 円</td> <td data-bbox="702 985 986 1131">250 万円以上 500 万円未満のとき</td> <td data-bbox="989 985 1423 1131">割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.05 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="531 1135 699 1518"></td> <td data-bbox="702 1135 986 1518">500 万円以上 1,000 万円未満のとき</td> <td data-bbox="989 1135 1423 1518"> ① ②以外の通信 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額 ②契約者回線から PHS 設備への通信割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.07 を乗じて得た額 </td> </tr> </tbody> </table>	定額料	割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額	割引額	月額 20,000 円	250 万円以上 500 万円未満のとき	割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.05 を乗じて得た額		500 万円以上 1,000 万円未満のとき	① ②以外の通信 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額 ②契約者回線から PHS 設備への通信割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.07 を乗じて得た額
定額料	割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額	割引額								
月額 20,000 円	250 万円以上 500 万円未満のとき	割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.05 を乗じて得た額								
	500 万円以上 1,000 万円未満のとき	① ②以外の通信 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.10 を乗じて得た額 ②契約者回線から PHS 設備への通信割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に 0.07 を乗じて得た額								

		2,000 万円以上のとき	① ②以外の通信 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に0.20 を乗じて得た額 ②契約者回線からPHS設備への通信割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計額に0.10 を乗じて得た額
(2) 承諾	<p>イ この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通信に関する料金は、割引選択回線群を構成する契約者回線（以下この表において「割引選択回線」といいます。）のうちその割引選択回線群を代表する契約者回線（以下この表において「割引選択代表回線」といいます。）の直収通信契約者に請求します。</p> <p>ウ この月極割引の対象となる通信は、契約者回線から発信する通信又は第3（付加機能使用料）の（3）に規定する着信課金機能を利用する契約者回線へ着信課金番号により着信する通信（加入電話等設備、直収通信設備、直収電話設備又は他社直加入電話等設備からの着信に係るものに限ります。）若しくは付加番号通知付特別課金機能を利用する契約者回線へ付加番号通知付特別課金番号により着信する通信に限ります。</p> <p>ア 直収通信契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) その申出のあった割引選択回線について、割引選択代表回線の契約者の承諾があるとき。</p> <p>(イ) その申出のあった割引選択回線が、割引選択代表回線の契約者と同一の者に係るものであるとき（割引選択代表回線の契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるとき（割引選択代表回線の契約者の承諾がある場合に限り。）を含みます。）。</p> <p>ただし、当社が別に定める電気通信事業者（商法（明治32年法律第48号）第52条に規定する会社又は有限会社法（昭和13年法律第74号）第1条に規定する有限会社である場合に限り。）が割引選択代表回線の契約者となる場合は、この限りではありません。</p> <p>(ウ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行</p>		

	上著しい支障がないとき。						
(3) 月極割引の適用	<p>ア 割引選択回線群に係る通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p>イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日の属する料金月からとします。</p> <p>ウ 当社は、割引選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。</p> <p>(ア) 割引選択代表回線の契約者の承諾の取消しがあったとき。</p> <p>(イ) 直収通信契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) その割引選択回線に係る直収通信回線番号の変更があったとき。</p> <p>(エ) 割引選択代表回線の契約者がこの月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通信に関する料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。</p> <p>(オ) (4) 欄のウの規定その他割引選択代表回線の契約者の申出等により、割引選択代表回線についてこの月極割引の廃止があったとき。</p> <p>(カ) その他(2) 欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄の規定に該当する場合は2 欄の規定によるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="523 1272 1326 1659"> <thead> <tr> <th data-bbox="523 1272 890 1323">区分</th> <th data-bbox="890 1272 1326 1323">月極割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="523 1323 890 1514">1 2以外により、月極割引の廃止があったとき。</td> <td data-bbox="890 1323 1326 1514">月極割引の廃止日の属する料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1514 890 1659">2 直収通信契約の解除があったとき。</td> <td data-bbox="890 1514 1326 1659">その契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 割引選択回線の契約者は、この月極割引が適用される料金月において、利用の一時中断若しくは利用停止があったときその他直収通信サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、その割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線について、契約者の責めによらない理由により、1 料金月のすべての日にわた</p>	区分	月極割引の適用	1 2以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日の属する料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。	2 直収通信契約の解除があったとき。	その契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。
区分	月極割引の適用						
1 2以外により、月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日の属する料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。						
2 直収通信契約の解除があったとき。	その契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。						

	<p>って、直収通信サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>カ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>キ ウの（エ）の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その割引選択回線群を構成する各々の割引選択回線ごとの通信に関する料金を算出して、その割引選択回線の契約者に請求します。この場合の支払期日は、ウの（エ）に規定する支払期日とします。</p> <p>（注1）定額料については、日割は行いません。</p> <p>（注2）割引選択回線群に係る通信に関する料金を割引率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則8の規定に関わらず、その端数を切り上げます。</p>
<p>（4）割引選択代表回線に係るその他の適用</p>	<p>ア 割引選択代表回線の契約者となる者は、当社が別に定める書類を添付して、当社指定の書面により当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当する場合に限り、これを承諾します。</p> <p>（ア） この月極割引適用後の定額料を含めた割引選択回線群に係る通信に関する料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがない者であること。</p> <p>（イ） 割引選択代表回線の契約者が、電気通信事業者である場合にあっては、当社が別に定める経理的基礎を有している者であること。</p> <p>ウ 当社は、割引選択代表回線について、次のいずれかに該当する場合には、月極割引を廃止します。</p> <p>（ア） 割引選択代表回線について、（3）欄のウの（イ）又は（ウ）のいずれかに該当する場合が生じたとき。</p> <p>（イ） 割引選択代表回線の契約者が、イに規定する基準に適合する者でなくなったとき。</p>
<p>（5）1割引選択回線当たりの通信に関する料金の計算</p>	<p>ア 当社は、料金返還その他の場合において1割引選択回線当たりの通信（（1）欄のウに規定する通信に限ります。以下この表において同じとします。）に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</p> <p>（ア） （イ）以外のとき。</p>

	$1 \text{ 割引選択回線 当たりの通信に関する料金} = \left(\frac{\text{この月極割引適用前のその割引選択回線に係る通信に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通信に関する料金}} \right) \times \frac{\text{この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金}}{\text{この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通信に関する料金}}$ <p>(イ) この月極割引適用前の割引選択回線群に係る通信に関する料金が0円の時。</p> $1 \text{ 割引選択回線 当たりの通信に関する料金} = \frac{\text{定額料}}{\text{割引選択回線群を構成する割引選択回線の総回線数}}$ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の割引選択回線群に係る通信に関する料金からその割引選択回線群を構成するすべての割引選択回線についてアの規定により算出した1割引選択回線当たりの通信に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を割引選択代表回線に係る通信に関する料金に加算します。</p>
(6) その他の適用	<p>ア 当社は、割引選択回線の契約者から特段の申出がない限り、その割引選択回線の契約者に請求すべき料金その他の債務のうち、(1)欄のイの規定に基づき割引選択代表回線の契約者に請求される料金以外の料金その他の債務について、その請求先を割引選択代表回線の契約者に変更する取扱いを行います。</p> <p>ただし、当社の業務の遂行上支障があるときを除きます。</p> <p>イ アの規定により割引選択代表回線の契約者に請求した料金その他の債務について、その割引選択代表回線の契約者が、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、アに規定する請求先の変更の取扱いは廃止するものとし、割引選択回線の契約者に請求しなおります。</p>

4 回線群を単位とする一定通信時間内定額料金による通信に関する料金の月極割引

区分	内容																																								
(1) 定義等	<p>ア 「回線群を単位とする一定通信時間内定額料金による通信に関する料金の月極割引」とは、利用契約回線（第2の1（適用）の（5）に規定するプランB（以下この表において「プランB」といいます。）を選択したものに限り、以下この表において同じとします。）により構成される1の回線群（この月極割引を選択する利用契約回線（以下この表において「選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下この表において同じとします。）に係る通信（ウの規定によりこの月極割引の対象となる通信に限り、以下この表において同じとします。）の通信時間を料金月単位に通信が終了された順に累積し、その累積した通信時間（以下この表において「通信の月間累積時間」といいます。）について一定の通信時間（以下この表において「基準時間」といいます。）までの場合に一定の料金額（以下この表において「定額料金」といいます。）を適用することをいいます。この場合の月極割引には、次表の9種類があり、あらかじめ1つを選択していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>定額料金 (税込)</th> <th>基準時間</th> <th>加算額 (税込額) 1分までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1</td> <td>10,000円 (10,500円)</td> <td>2,000分</td> <td>8円(8.4円)</td> </tr> <tr> <td>メニュー2</td> <td>15,000円 (15,750円)</td> <td>3,000分</td> <td>8円(8.4円)</td> </tr> <tr> <td>メニュー3</td> <td>30,000円 (31,500円)</td> <td>6,000分</td> <td>8円(8.4円)</td> </tr> <tr> <td>メニュー4</td> <td>50,000円 (52,500円)</td> <td>10,000分</td> <td>8円(8.4円)</td> </tr> <tr> <td>メニュー5</td> <td>100,000円 (105,000円)</td> <td>20,000分</td> <td>8円(8.4円)</td> </tr> <tr> <td>メニュー6</td> <td>200,000円 (210,000円)</td> <td>40,000分</td> <td>8円(8.4円)</td> </tr> <tr> <td>メニュー7</td> <td>300,000円 (315,000円)</td> <td>60,000分</td> <td>8円(8.4円)</td> </tr> <tr> <td>メニュー8</td> <td>400,000円 (420,000円)</td> <td>80,000分</td> <td>8円(8.4円)</td> </tr> <tr> <td>メニュー9</td> <td>500,000円 (525,000円)</td> <td>100,000分</td> <td>8円(8.4円)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	定額料金 (税込)	基準時間	加算額 (税込額) 1分までごとに	メニュー1	10,000円 (10,500円)	2,000分	8円(8.4円)	メニュー2	15,000円 (15,750円)	3,000分	8円(8.4円)	メニュー3	30,000円 (31,500円)	6,000分	8円(8.4円)	メニュー4	50,000円 (52,500円)	10,000分	8円(8.4円)	メニュー5	100,000円 (105,000円)	20,000分	8円(8.4円)	メニュー6	200,000円 (210,000円)	40,000分	8円(8.4円)	メニュー7	300,000円 (315,000円)	60,000分	8円(8.4円)	メニュー8	400,000円 (420,000円)	80,000分	8円(8.4円)	メニュー9	500,000円 (525,000円)	100,000分	8円(8.4円)
種類	定額料金 (税込)	基準時間	加算額 (税込額) 1分までごとに																																						
メニュー1	10,000円 (10,500円)	2,000分	8円(8.4円)																																						
メニュー2	15,000円 (15,750円)	3,000分	8円(8.4円)																																						
メニュー3	30,000円 (31,500円)	6,000分	8円(8.4円)																																						
メニュー4	50,000円 (52,500円)	10,000分	8円(8.4円)																																						
メニュー5	100,000円 (105,000円)	20,000分	8円(8.4円)																																						
メニュー6	200,000円 (210,000円)	40,000分	8円(8.4円)																																						
メニュー7	300,000円 (315,000円)	60,000分	8円(8.4円)																																						
メニュー8	400,000円 (420,000円)	80,000分	8円(8.4円)																																						
メニュー9	500,000円 (525,000円)	100,000分	8円(8.4円)																																						

	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>備考</p> <p>通信の月間累積時間の算出において、1の通信の通信時間に1分に満たない部分が生じた場合は、その1分に満たない部分を1分として取り扱います。</p> </div> <p>イ この月極割引適用後の回線群に係る通信に関する料金は、回線群を代表する利用契約回線(以下この表において「選択代表回線」といいます。)の電話等利用契約者に一括して請求します。</p> <p>ウ この月極割引の適用の対象となる通信は、県内市外通信又は県間市外通信に限ります。</p>
(2) 承諾	<p>ア この月極割引を選択する選択回線の電話等利用契約者は、1の回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに回線群を構成する申出であるときは、選択代表回線を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>イ 当社は、アに規定する申出があったときは、次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>(ア) 選択代表回線の電話等利用契約者の承諾があるとき。</p> <p>(イ) その申出のあった選択回線が、選択代表回線の電話等利用契約者と同一の者に係るものであるとき(選択代表回線の電話等利用契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社の基準に適合する者に係るものであるときを含みます。)</p> <p>(ウ) (1)欄のイの規定によりこの月極割引を適用した後の回線群に係る通信に関する料金の請求先となる選択代表回線の電話等利用契約者が、その料金について一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがないとき。</p> <p>(エ) その他この月極割引を適用することについて当社の業務の遂行上著しい支障がないとき。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあった選択回線が、料金表別表に規定する他の月極割引の適用を受けるときは、その申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア 回線群に係る通信の月間累積時間等の算出は、料金月単位で行います。</p> <p>イ 新たに1の回線群を構成する場合は、その申出を当社が承諾した日の属する料金月からこの月極割引を開始します。</p> <p>ただし、既存のプランBにより、新たに1の回線群を構成する場合は、その申出を当社が承諾した日の属する料金月の翌料金月からこの月極割引を開始します。</p>

- ウ 既存の1の回線群を指定して選択回線を追加する場合は、その申出を当社が承諾した日の属する料金月からこの月極割引を開始します。
- エ この月極割引の種類を変更する場合は、その変更の申出を当社が承諾した日の属する料金月の翌料金月から変更後の種類を開始します。
- オ 当社は、選択回線について、次のいずれかに該当する場合は生じたときは、この月極割引を廃止します。
- (ア) 選択代表回線の電話等利用契約者の承諾の取消しがあったとき。
- (イ) 電話等利用契約の解除があったとき。
- (ウ) (1) 欄のイの規定によりこの月極割引を適用した後の回線群に係る通信に関する料金の請求先となる電話等利用契約者が、その料金について当社が定める支払期日を経過してもなお一括して支払わないとき。
- (エ) この月極割引の廃止があったとき。
- (オ) その他(2) 欄のイ又はウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。
- カ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1 欄の規定による月極割引の廃止後2 欄から3 欄までの規定に該当する場合は生じたときはそれぞれ2 欄から3 欄までの規定によるものとします。

区分	月極割引の適用
1 2から3以外により月極割引の廃止があったとき。	月極割引の廃止日の属する料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。
2 電話等利用契約の解除があったとき。	その契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。
3 オの(ウ)の規定により、月極割引の廃止があったとき。	その廃止日の属する料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。

- キ この月極割引を開始又は廃止する料金月について、月極割引の適用が1 料金月に満たない場合(利用停止によりこの月極割引の適用が1 料金月に満たない場合を除きます。)であって、通信の月間累積時間が基準時間に満たないときは、電話等利用契約者は、次の算式により算出した額をその料金月の定額料金として支払っていただきます。

$$\begin{array}{l} \text{定額料金とし} \\ \text{て支払いを要} \\ \text{する額} \end{array} = \left(\begin{array}{l} \text{月極割引に係} \\ \text{る定額料金} \end{array} \right) \times \frac{\text{通信の月間累積時間}}{\text{基準時間}}$$

ク この月極割引の適用を受けている利用契約回線の電話等利用契約者は、1料金月を通じて通信の月間累積時間が基準時間に満たなかった場合又は全く利用がなかった場合においても、その料金月における定額料金を支払っていただきます。

ただし、この料金表において特段の規定がある場合は、その規定によるものとします。

ケ この月極割引の適用を受けている利用契約回線の電話等利用契約者は、この月極割引が適用されている料金月において、利用停止があったときその他一般電話サービス等を利用することができなかった期間が生じた場合、又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、定額料の支払いを要します。

コ この月極割引の適用を受けている利用契約回線の電話等利用契約者の責めによらない理由により、回線群を構成する全ての選択回線について、一般電話サービス等を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）に対応する定額料金の支払いは要しないものとします。

サ 第56条（通信に関する料金の支払義務）第2項の規定及び第2の(11)の規定は、この月極割引に係る部分に関しては、「通信に関する料金」とあるのは「通信時間」に、「料金額の支払い」とあるのは「得た通信時間に基づく料金額の支払い」に、「得た額」とあるのは「得た通信時間」と読み替えて適用するものとし、読替え適用後の各規定により得た通信時間を、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった時までのこの月極割引の適用を受けた通信時間に加え、この月極割引に係る通信の月間累積時間として料金額を算定するものとします。

	<p>シ 第 67 条（責任の制限）の規定は、この月極割引に係る部分に関しては、「その日数に対応するその電話サービス等に係る次の料金の合計額」とあるのは、「その日数に対応するその月極割引に係る定額料金」と読み替えます。</p> <p>ス 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>セ オの（ウ）の規定によりこの月極割引の廃止があったときは、その回線群を構成する各々の選択回線ごとの通信に関する料金を算出して、その選択回線の電話等利用契約者に請求します。この場合の支払期日はオの（ウ）に規定する支払期日とします。</p>
<p>(4) 1 選択回線当たりの通信に関する料金の計算</p>	<p>ア 当社は、（3）欄のオの（ウ）の規定又は料金返還その他の場合において 1 選択回線当たりの通信に関する料金を確定する必要があるときは、次の算式により算出します。</p> <p>(ア) (イ) 以外のとき。</p> $ \begin{array}{l} \text{1 選択回線} \\ \text{当たりの通} \\ \text{信に関する} \\ \text{料金} \end{array} = \frac{\text{定額料金}}{\text{選択回線群を構成する利用契約回線の総回線数}} + \left(\begin{array}{l} \text{選択回線} \\ \text{群に係る} \\ \text{加算額の} \\ \text{累計} \end{array} \right) \times \frac{\text{当該選択回線に係る通信時間の累積}}{\text{回線群に係る通信時間の累積}} $ <p>(イ) 通信の月間累積時間が 0 のとき。</p> $ \begin{array}{l} \text{1 選択回線} \\ \text{当たりの通} \\ \text{信に関する} \\ \text{料金} \end{array} = \frac{\text{定額料金}}{\text{回線群を構成する利用契約回線の総回線数}} $ <p>イ アの場合において、この月極割引適用後の回線群に係る通信に関する料金からその回線群を構成する全ての選択回線についてアの規定により算出した 1 選択回線当たりの通信に関する料金を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を選択代表回線に係る通信に関する料金に加算します。</p>

別表1 協定事業者等

(1) 加入電話等契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約、臨時加入電話契約又は着信用電話契約	電話サービス契約約款
	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約、臨時加入電話契約又は着信用電話契約	電話サービス契約約款
	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

(1) の 2 音声利用 I P 通信契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款

(2) 固定端末系伝送路設備に係る協定事業者等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	音声利用 I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	音声利用 I P 通信網サービスに係る	音声利用 I P 通信網サービス契約約款

	第1種契約又は第2種契約	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電話等サービスに係る 専用アクセス契約	電話等サービス契約約款
KDDI株式会社	電話サービスに係る ダイレクト電話契約又は臨時ダイレクト電話契約 総合デジタル通信サービスに係る ダイレクト通信契約又は臨時ダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款
	メタルプラス電話サービスに係る メタルプラス電話契約	メタルプラス電話サービス契約約款
	F T T H電話サービスに係る F T T H電話契約	F T T Hサービス契約約款
	光ダイレクトサービスに係る 光ダイレクト電話契約	光ダイレクトサービス契約約款
ソフトバンクテレコム株式会社	電話サービスに係る ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約又は加入電話契約 総合デジタル通信サービスに係る デジタルダイレクト通信契約、臨時デジタルダイレクト通信契約又はデジタル加入通信契約	電話サービス等契約約款
北海道総合通信網株式会社	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第	総合デジタル通信サービス契約約款

	2種契約	
	I P電話サービスに係る 第2種I P電話契約	I P電話サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	第1種総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約又は短期第1種契約 第2種総合デジタル通信サービスに係る 第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	光電話サービス契約 オフィス光電話サービス契約 I P電話契約 光電話集合単体サービス契約	光電話サービス契約約款 オフィス光電話サービス契約約款 I P電話サービス契約約款 光電話集合単体サービス契約約款
株式会社ケイ・オプティコム	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	音声利用I P通信網サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	音声利用I P通信網サービス契約約款
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社S T N e t	総合デジタル通信サービスに係る 第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	総合デジタル通信サービスに係る 直加入通信契約	総合デジタル通信サービス契約約款
	第2種I P電話サービスに係る	I P電話サービス契約約款

	第2種IP電話契約	
エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約又は臨時加入 電話契約 総合デジタル通信サービス に係る 総合デジタル通信加入契 約又は臨時総合デジタル 通信加入契約	電話サービス等契約約款
株式会社ジェイコム関東	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム東京	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコムウエス ト	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム湘南	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム福岡	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム北九州	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット下 関	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット神 戸芦屋	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
浦和ケーブルテレビネット ワーク株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社メディアさいたま	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
土浦ケーブルテレビ株式会 社	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム札幌	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム千葉	電話サービスに係る 加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社UCOM	直加入サービスに係る	直加入サービス契約約款

	直加入契約	
ケーヴィエイチテレコム株式会社	総合デジタル通信サービスに係る I S D N契約	総合デジタル通信サービス契約約款
Z I P T e l e c o m株式会社	Z I P T e l e c o m電話サービスに係る Z I P T e l e c o m電話サービス契約	Z I P T e l e c o m電話サービス契約約款

(3) 携帯自動車電話設備に係る協定事業者等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	m o v aサービス m o v a契約、プリペイド携帯電話契約又はドコモコール契約	m o v aサービス契約約款
	F O M Aサービスに係る F O M A契約又はF O M Aドコモコール契約	F O M Aサービス契約約款
	衛星電話サービスに係る 衛星電話契約	衛星電話サービス契約約款
K D D I株式会社	a uサービスに係る a u契約、プリペイド電話契約又はローミング契約	a u通信サービス契約約款
沖縄セルラー電話株式会社	a uサービスに係る a u契約、プリペイド電話契約又はローミング契約	a u通信サービス契約約款
ソフトバンクモバイル株式会社	ソフトバンク通信サービスに係る ソフトバンクサービス契約又はローミング契約	ソフトバンク通信サービス契約約款
	3 G通信サービスに係る 3 Gサービス契約	3 G通信サービス契約約款
イー・モバイル株式会社	E M O B I L E通信サービスに係る E M O B I L E契約	E M O B I L E通信サービス契約約款（電話・データ通信編）

(4) P H S設備に係る協定事業者等

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
--------	-------	---------

株式会社ウィルコム	ウェルコム通信サービスに係る ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款
株式会社ウィルコム沖縄	ウェルコム沖縄通信サービスに係る ウィルコム沖縄通信契約	ウィルコム沖縄通信サービス契約約款

(5) IP電話サービスに係るもの

事業者の名称
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
ソフトバンクテレコム株式会社
株式会社ぶららネットワークス
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
KDDI株式会社
東北インテリジェント通信株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社ケイ・オブティコム
株式会社STNet
九州通信ネットワーク株式会社
株式会社UCOM
ソフトバンクBB株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

別表2 料金表第1表第3(付加機能使用料)に規定する着信課金機能へ通信を行うことができる利用契約回線等

該当設備	内容								
加入電話等設備	次の協定事業者に係るもの								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者の名称</th> <th>契約の種類</th> <th>契約約款の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東日本電信電話株式会社</td> <td>電話サービスに係る 加入電話契約、臨時加入電話契約 又は着信用電話契約</td> <td>電話サービス契約約款</td> </tr> <tr> <td>総合デジタル通信サービスに係る</td> <td>総合デジタル通信サービス契</td> </tr> </tbody> </table>	事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称	東日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約、臨時加入電話契約 又は着信用電話契約	電話サービス契約約款	総合デジタル通信サービスに係る	総合デジタル通信サービス契
	事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称						
東日本電信電話株式会社	電話サービスに係る 加入電話契約、臨時加入電話契約 又は着信用電話契約	電話サービス契約約款							
	総合デジタル通信サービスに係る	総合デジタル通信サービス契							

		第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	約約款
		音声利用IP通信網サービスに係る第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
	西日本電信電話株式会社	電話サービスに係る加入電話契約、臨時加入電話契約又は着信用電話契約	電話サービス契約約款
		総合デジタル通信サービスに係る第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
		音声利用IP通信網サービスに係る第1種契約又は第2種契約	音声利用IP通信網サービス契約約款
直収通信設備	第3条（用語の定義）の37欄に規定するもの		
公衆電話設備	第3条の40欄に規定するもの		
他社直加入電話等設備	<p>ア 別表1の（2）に掲げる協定事業者等のうち、次に掲げる協定事業者等に係るもの</p> <p>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>KDDI株式会社</p> <p>ソフトバンクテレコム株式会社</p> <p>北海道総合通信網株式会社</p> <p>東北インテリジェント通信株式会社</p> <p>中部テレコミュニケーション株式会社</p> <p>株式会社エネルギア・コミュニケーションズ</p>		

	株式会社S T N e t 九州通信ネットワーク株式会社 株式会社ジェイコム関東 株式会社ジェイコム東京 株式会社ジェイコムウエスト 株式会社ジェイコム湘南 株式会社ジェイコム福岡 株式会社ジェイコム北九州 株式会社ケーブルネット下関 株式会社ケーブルネット神戸芦屋 浦和ケーブルテレビネットワーク株式会社 株式会社メディアさいたま 土浦ケーブルテレビ株式会社 株式会社ジェイコム札幌 株式会社ジェイコム千葉 株式会社UCOM イ 当社に係るもの ※ 卸電話サービス等に係るもの
携帯自動車電話設備	別表1の(3)に掲げる協定事業者に係るもの
PHS設備	別表1の(4)に掲げる協定事業者に係るもの
特定通信設備	第3条(用語の定義)の31の6欄に規定するもの

別表2の2 料金表第1表第3(付加機能使用料)に規定する付加番号通知付特別課金機能へ通信を行うことができる利用契約回線等

該当設備	内容
加入電話等設備	別表1の(1)に掲げる協定事業者に係るもの
直収通信設備	第3条(用語の定義)の37欄に規定するもの
特定通信設備	第3条(用語の定義)の31の6欄に規定するもの
公衆電話設備	第3条の40欄に規定するもの

他社直加入電話等設備	別表1の(2)に掲げる協定事業者等のうち、次に掲げる協定事業者等の電話サービス又は総合デジタル通信サービス契約に係るもの 株式会社ジェイコム関東 株式会社ジェイコム東京 株式会社ジェイコムウエスト 株式会社ジェイコム湘南 株式会社ジェイコム福岡 株式会社ジェイコム北九州 株式会社ケーブルネット下関 株式会社ケーブルネット神戸芦屋 浦和ケーブルテレビネットワーク株式会社 株式会社メディアさいたま 土浦ケーブルテレビ株式会社 株式会社ジェイコム札幌 株式会社ジェイコム千葉
携帯自動車電話設備	別表1の(3)に掲げる協定事業者に係るもの
PHS設備	別表1の(4)に掲げる協定事業者に係るもの

別表3 基本的な技術的事項

1 直収電話サービス又は着信用直収電話サービスに係る契約者回線

(1) イーサネット方式(100BASE-TX又は100BASE-FX)のもの

契約者回線の品目	規格	
100Mb/sのもの	IEEE802.3u	100BASE-TX準拠
	IEEE802.3u	100BASE-FX準拠

(2) イーサネット方式(1000BASE-SX又は1000BASE-LX)のもの

契約者回線の品目	規格	
1Gb/sのもの	IEEE802.3z	1000BASE-SX準拠
	IEEE802.3z	1000BASE-LX準拠

別表4 他社接続契約者回線に関する協定事業者の電気通信サービスに係る契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ソフトバンクテレコム株式会社	デジタルデータサービス契約 (第1種イーサネット型通信サービスのタイプ1(一般使用	デジタルデータサービス契約約款

	に係るもの) に係るもの)	
株式会社UCOM	当社との相互接続において指定する電気通信サービス	
株式会社ビック東海	イーサネットサービス契約	イーサネットサービス契約約款
KDDI 株式会社	パワードイーサネットサービス契約	KDDI パワードイーサネットサービス契約約款

別表5 特定IP電話契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社ドリーム・トレイン・インターネット	—	IP電話サービス利用規約
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	第1種IP電話契約(第2類サービスに係るものに限ります。)	IP電話サービス契約約款
株式会社ビック東海	—	IP電話サービス利用規約
近鉄ケーブルネットワーク株式会社	—	光電話サービス利用規約
株式会社 KCN 京都	—	光電話サービス利用規約
イースト・コミュニケーションズ	当該事業者が別に定める契約約款等	
厚木伊勢原ケーブルネットワーク	当該事業者が別に定める契約約款等	

附 則（平成 13 年 1 月 10 日 フサ第 1 号）

（実施期日）

1 この約款は、平成 13 年 4 月 1 日から実施します。

（通信に係る料金の取扱いに関する経過措置）

2 料金表第 1 表第 1（通信に関する料金）に規定する定額料については、この附則の実施の日から平成 13 年 5 月 10 日までの間にダイヤルアップサービスの利用登録の申込みの承諾を受けた場合には、同表第 1 の 2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額について支払いを要しません。

区 分	支払いを要しない額
その承諾日が附則実施の日から平成 13 年 4 月 10 日までの間であるとき。	その承諾日の属する料金月及び翌料金月における定額料の額
その承諾日が平成 13 年 4 月 11 日から同年 5 月 10 日までの間であるとき。	その承諾日の属する料金月における定額料の額

3 料金表第 1 表第 1 に規定する通信に関する料金については、この附則の実施の日から平成 13 年 4 月 30 日までの間に電話等利用契約申込の承諾を受けた場合には、同表第 1 の 2（料金額）の規定にかかわらず、その利用契約回線に係る承諾日の属する料金月に行った通信に関する料金（同表第 1 に規定する定額料を除きます。）の累計額から 4,000 円（その累計額が 4,000 円に満たない場合はその累計額と同額）を控除した額を適用します。

ただし、その期間内に、電話等利用契約の締結と解除を繰り返した場合は、初回の電話等利用契約に係るものに限り、その控除の適用の対象とします。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日 F サ第 20 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 13 年 4 月 6 日から実施します。

附 則（平成 13 年 4 月 13 日 F サ第 1 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 13 年 5 月 1 日から実施します。

附 則（平成 13 年 5 月 31 日 F サ第 8 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 13 年 6 月 10 日から実施します。

附 則（平成 13 年 8 月 1 日 F サ第 21 号）

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 13 年 8 月 20 日 F サ第 23 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 9 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、オンラインサインアップによる電話等利用契約申込に対する料金の控除に関する部分は、この附則の実施の日から平成 14 年 8 月 31 日までの間に限り適用します。

附 則 (平成 13 年 8 月 20 日 F サ第 24 号)

(実施期日)

この改正規定は平成 13 年 9 月 10 日から実施します。

附 則 (平成 13 年 8 月 20 日 F サ第 25 号)

(実施期日)

この改正規定は平成 13 年 9 月 10 日から実施します。

附 則 (平成 13 年 11 月 21 日 F サ第 41 号)

当社が別に定めるところにより電話等利用契約の申込みにより承諾を受けた者は、平成 14 年 1 月 1 日に利用契約回線から行った電話サービス等の通信（その通信が同年 1 月 1 日 24 時まで終了したものに限り。）に関する料金（プラン A 又はプラン B に係る国内通信（ダイヤルアップ接続通信を除きます。）に関する通信料に限り。）については、料金表の規定にかかわらず、支払いを要しません。

附 則 (平成 13 年 11 月 26 日 F サ第 42 号)

(実施期日)

この改正規定は平成 13 年 12 月 20 日から実施します。

附 則 (平成 13 年 12 月 20 日 F サ第 45 号、F サ第 46 号)

(実施期日)

この改正規定は平成 14 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

アクセス番号サービスに係る契約 アクセス番号利用契約	第1種アクセス番号サービスに係る契約 第1種アクセス番号利用契約
-------------------------------	-------------------------------------

3 この改正規定前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金のその他の責務については、なお従前のおりとします。

附 則（平成 14 年 3 月 12 日 F サ第 64 号）

（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 14 年 3 月 20 日 F サ第 66 号）

（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日 F サ第 69 号、F サ第 70 号）

（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 4 月 5 日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第 1 表第 2（通信に関する料金）の 1（適用）の（5）及び（6）のイ並びに第 3（付加機能使用料）の（3）（着信課金機能）に関する部分については、平成 14 年 4 月 15 日から実施します。

附 則（平成 14 年 4 月 12 日 F サ第 71 号）

（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 4 月 22 日から実施します。

附 則（平成 14 年 5 月 31 日 F サ第 4 号）

（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 6 月 1 日から実施します。

附 則（平成 14 年 5 月 31 日 F サ第 5 号、F サ第 6 号）

（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 6 月 10 日から実施します。

附 則（平成 14 年 6 月 10 日 F サ第 7 号）

（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 6 月 17 日から実施します。

附 則（平成 14 年 6 月 21 日 F サ第 8 号、F サ第 9 号）
（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成 14 年 6 月 24 日 F サ第 10 号、F サ第 11 号）
（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成 14 年 7 月 8 日 F サ第 16 号）
（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 7 月 15 日から実施します。

附 則
（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 8 月 22 日から実施します。

附 則（平成 14 年 7 月 24 日 F サ第 20 号）
（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 9 月 1 日から実施します。

附 則（平成 14 年 10 月 18 日 F サ第 43 号、F サ第 44 号）
（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 11 月 1 日から実施します。

附 則（平成 14 年 10 月 21 日 F サ第 45 号）
（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 11 月 1 日から実施します。

附 則（平成 14 年 10 月 21 日 F サ第 54 号）
（実施期日）

この改正規定は平成 14 年 12 月 10 日から実施します。

附 則（平成 15 年 1 月 24 日 F サ第 61 号、F サ第 62 号）
（実施期日）

1 この改正規定は平成 15 年 1 月 31 日から実施します。

ただし、改正規定中、料金表第 1 表（料金）第 2 のうち、着信課金機能を利用する契約

者回線へ公衆電話設備から第1種着信課金番号により着信するものについては、平成15年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により着信課金機能の提供を受けている利用契約回線又は契約者回線は、この改正規定実施の日に、改正後の規定による着信課金機能（第1種着信課金番号に係るものに限ります。）の提供を受けている利用契約回線又は契約者回線に移行したものとみなします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年2月6日 Fサ第65号）

(実施期日)

この改正規定は平成15年2月14日から実施します。

附 則（平成15年3月24日 Fサ第92号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年4月15日 Fサ企第4号）

(実施期日)

この改正規定は、平成15年5月1日から実施します。

附 則（平成15年4月23日 Fサ企第10号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成15年5月13日 Fサ企第18号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年5月20日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 15 年 5 月 22 日 F サ企第 22 号、F サ企第 23 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により指定直収番号着信転送機能の提供を受けている契約者回線は、この改正規定実施の日に、改正後の規定による指定直収通信番号着信転送機能の提供を受けている契約者回線に移行したものとみなします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により直収回線群を単位とする通信に関する料金の月極割引を選択している契約者回線は、この改正規定実施の日に、改正後の規定による直収通信回線群を単位とする通信に関する料金の月極割引の提供を受けている契約者回線に移行したものとみなします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 15 年 6 月 25 日 F サ企第 32 号、F サ企第 33 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 7 月 2 日から実施します。

附 則（平成 15 年 6 月 30 日 F サ企第 48 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 15 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 15 年 7 月 10 日 F サ企第 53 号、F サ企第 54 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 17 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 15 年 9 月 11 日 F サ企第 67 号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則 (平成 15 年 10 月 16 日 Fサ企第 80 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 11 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 15 年 10 月 22 日 Fサ企第 82 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 11 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 15 年 11 月 21 日 Fサ企第 109 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 12 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 15 年 11 月 27 日 Fサ企第 114 号、Fサ企第 115 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 12 月 15 日から実施します。

附 則 (平成 16 年 1 月 20 日 Fサ企第 146 号、Fサ企第 147 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 2 月 4 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 2 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 3 月 17 日から実施します。

附 則 (平成 16 年 3 月 25 日 Fサ企第 176 号、Fサ企第 177 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 4 月 12 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 4 月 19 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 7 月 1 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、株式会社パワードコム株式会社（以下「PWD」といいます。）が電話サービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供する電話サービスに相当する部分については、この改正規定実施の日において、それぞれこの契約の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

PWDの電話サービス契約約款	電話サービス等契約約款
中継電話契約	中継電話契約
直加入電話契約	直加入電話契約
I P 電話契約	I P 電話契約
I P セントレックス契約	I P セントレックス契約

3 前項の場合において、右欄の契約に係る種類等については、左欄の契約に係る種類等に相当するものとします。

(選択制による通信に関する料金の月ぎめ割引に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、PWDが旧約款の規定により提供している選択制による通話料金の月ぎめ割引は、この改正規定実施の日において、2項の規定により、それぞれこ

の約款の規定により当社が提供する選択制による通信に関する料金の月ぎめ割引に移行したものとします。

(前受金及び保証金に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に、旧約款の規定により PWD が預かった前受金及び保証金については、この改正規定実施の日において当社に引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(料金その他の債務に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前に、旧約款の規定により PWD が提供した電気通信サービスの料金その他の債務については、2 項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償については、2 項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

(附則に関する経過措置)

- 8 この改正規定実施の際現に、旧約款の通話料金別表 4 に規定する割引を適用している契約者のうち旧約款の附則により通話料金別表 4 の (4) 欄のアを適用しないものとして取り扱われている契約者は、この約款の通話料金別表 4 の (4) 欄のアの規定を適用しないものとして取り扱います。

- 9 前項に規定する取扱いについては、その契約期間の満了前の当社が別に定める期日までに適用の廃止の申し出がない場合は、この約款の通話料金別表 4 の (1) 欄のウ又はエの規定にかかわらず、旧約款の規程によりこの取扱いを開始した料金月から 36 月の間に限り継続して適用するものとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

- 10 この改正規定実施前に、PWD に対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供する電話サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

- 11 この改正規定実施の際現に、PWD が旧約款により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供する電話サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 8 月 20 日から実施します。

附 則

(通信に関する料金の取扱いに関する経過措置)

当社は、平成16年9月1日から平成17年3月31日までの間（以下この附則において「特定期間」といいます。）に、当社所定の申込書により、特定協定事業者の電話サービス等契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに係る通話区分又は通信区分のうち、県間市外通話又は県間市外通信に係る区分において新たに当社が定める事業者識別番号を指定し、同時にその通話区分又は通信区分において電話会社選択又は電話会社固定を指定（以下この附則において「優先接続の指定」といいます。）した電話等利用契約者に対し、次に定める通信に関する料金の取扱いを行います。

(1) 適用

通信に関する料金の適用については、約款第56条（通信に関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ア 当社は、次に定める要件を満たすことを条件に、電話等利用契約者（プランBを選択した者に限ります。以下この欄において同じとします。）について、1の利用契約回線ごとに、通信に関する料金を料金月単位に累計し、その累計した料金額（以下この欄において「通信に関する料金の月間累計額」といいます。）について、イに定める内容の通信に関する料金の控除を行います。

(ア) 特定期間に、優先接続の指定があること。

(イ) 同時に2以上の電話等利用契約に係る優先接続の指定があった場合であって、その電話等利用契約に係る料金の請求先が同一であるとき。

(ウ) 優先接続の指定があった日を含む料金月から12ヶ月継続する期間経過後の日を含む料金月（以下、「利用期間」といいます。）まで電話等利用契約の解除又は優先接続の指定において事業者識別番号の変更を行わないこと。

(エ) 優先接続の指定を行った電話等利用契約に係る利用契約回線が、優先接続の指定をしている中継電話契約又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める中継通信契約に係る中継契約者回線でないとき。

イ アに定める要件を満たした電話等利用契約者は、次表に規定する内容の控除を受けることができます。

控除の適用
アの要件を満たした日を含む料金月の翌料金月における通信に関する料金の月間累計額を同一の請求先ごとに合計した額から10,000円（税込10,500円）を超えない部分に相当する額を、その同一の請求先ごとに合計した額から控除するもの
備考
1 電話等利用契約者がその利用契約回線について料金表第2（通信に関する料金）I（II以外に係るもの）1（適用）に定める料金の控除の適用を受けている場合は、その適用前の料金額を通信に関する料金の月間累計額とみなします。
2 電話等利用契約者がその利用契約回線について料金表第2（通信に関する料金）

I（II以外に係るもの）1（適用）に定める選択制による通信に関する料金の月極割引の適用を受けている場合は、その定額料はこの控除の対象となりません。

3 この表に表示する税込額は、利用契約回線に係る通信が全て国内通信である場合の額とします。

ウ 利用期間中に電話等利用契約の解除又は優先接続の指定において事業者識別番号の変更があった場合は、控除した額に相当する額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 12 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、緊急通報利用契約に関する部分は、平成 16 年 12 月 13 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 1 月 17 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 2 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 3 月 30 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 4 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 6 月 15 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 8 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 12 月 1 日から実施します。
ただし、改正規定中、料金表第 1 表（料金）第 3 の（1）（電子メール機能）に関する部分については、平成 18 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成 18 年 3 月 1 日から同年 4 月 30 日までの間に料金表第 1 表第 3 の（1）に規定する電子メール容量追加機能を利用した場合は、その電子メール容量追加機能に係る付加機能使用料について、同表第 3 の（1）に規定する額に代えて 0 円を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 3 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。
- (経過措置)**
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
 - 3 この改正規定実施前に KDD I 株式会社に譲渡した債権の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 9 月 1 日から実施します。
- (契約に関する経過措置)**
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、KDD I 株式会社が提供する電気通信サービスに相当する部分については、この改正規定実施の日において、KDD I 株式会社のビジネスダイレクトサービス契約約款（以下「KDD I 新約款」といいます。）の規定により KDD I 株式会社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

当社の電話サービス等契約約款	KDD I 株式会社のビジネスダイレクトサービス契約約款
直加入電話サービスに係る契約 直加入電話契約	直加入電話サービスに係る契約 直加入電話契約
第 1 種中継電話サービスに係る契約 第 1 種中継電話契約（共通番号着信課金機能（共通番号 2 を利用している場合に限り。）を利用している第 1 種中継電話契約に限り。）	中継電話サービスに係る契約 中継電話契約

(付加機能に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により直加入電話契約に基づいて提供している付加機能は、この改正規定実施の日において、2項の規定により、それぞれKDD I 新約款の規定によりKDD I 株式会社が提供する付加機能に移行したものとします。この場合において、次の表の左欄の付加機能は、それぞれ同表の右欄の付加機能に移行したものとします。

当社の電話サービス等契約約款	KDD I 株式会社のビジネスダイレクトサービス契約約款
直加入電話サービスに係るもの 番号情報送付機能 着信課金機能 簡易会議電話機能 トールダイヤル機能 代表機能 発信専用機能 トーキー案内機能 可変短縮ダイヤル機能 通話中着信機能 自動着信転送機能 共通番号着信課金機能（共通番号2を利用する場合に限ります。） 代表番号通知機能 追加番号通知機能 指定電話番号通知機能 発信電話番号非通知機能 発信通話利用休止機能 共通番号通知機能	直加入電話サービスに係るもの 番号情報送付機能 着信課金機能 簡易会議電話機能 トールダイヤル機能 代表機能 発信専用機能 トーキー案内機能 可変短縮ダイヤル機能 通信中着信機能 自動着信転送機能 共通番号着信課金機能 代表番号通知機能 追加番号通知機能 指定契約者回線番号通知機能 発信契約者回線番号非通知機能 発信通信利用休止機能 共通番号通知機能
第1種中継電話サービスに係るもの 共通番号着信課金機能（共通番号2を利用する場合に限ります。）	中継電話サービスに係るもの 共通番号着信課金機能

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により直加入電話契約に基づいて提供している付加機能のうち、共通番号着信課金機能（共通番号1を利用している場合に限ります。）は、この改正規定実施の日において、次の（1）、（2）及び（3）に規定する着信課金サービスに移行したものとします。

（1）用語の定義

4項において使用する用語の定義については、この約款に規定するところによるほか、次の表の左欄の用語は、それぞれ右欄の意味で使用するものとします。

ア 着信課金サービス	利用回線を使用して次に掲げる機能のみを利用することができる当社が提供する電話サービスをいいます。	
基本機能	その共通番号（当社の事業者識別番号（0081）を含む番号により構成される番号（以下「共通番号」といいます。）へあらかじめ契約者が指定する地域の契約者回線等から行う通信を、あらかじめ契約者が指定した利用回線に着信させるとともに、その通信に関する料金について、その支払いを要する者をその利用回線（着信日時制限機能又は接続先変更機能を利用している場合であって、契約者があらかじめ指定した利用回線へ着信先が変更された通信については、その着信日時制限機能若しくは接続先変更機能を利用している利用回線又は着信先の利用回線のうちあらかじめ契約者が指定した利用回線とします。）の契約者とし、その契約者に課金する機能	
追加機能	通信量制限機能	その共通番号への通信回数をあらかじめ指定することができ、指定通信回数後の通信については、トーカーにて発信者に案内する機能をいいます。
	着信日時制限機能	その共通番号への通信利用時間帯をあらかじめ指定することができ、指定利用時間外の通信については、トーカーにて発信者に案内又はあらかじめ指定された他の利用回線に接続する機能をいいます。
	発信地域別分配機能	その共通番号への通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定した利用回線に接続する機能をいいます。
	接続先変更機能	その共通番号への通信が通信中又は無応答のため接続できない場合に、その通信についてトーカーにて発信者に案内又はあらかじめ指定された他の利用回線に接続する機能をいいます。
	着信比率分配機能	その共通番号への通信を、あらかじめ指定された着信先ごとに着信回数の割合に振り分け接続する機能をいいます。
	発信者番号制限機能	その共通番号への通信のうち、あらかじめ指定した発信者からの通信の着信を制限し、トーカーにて発信者に案内する機能をいいます。
	接続回線数制	その共通番号への通信を同時に接続できる回線数をあらかじめ指定することにより、指定した回

	限機能	線数を超える通信については、トーカーにて発信者に案内する機能をいいます。
	備考	各機能の細目事項は当社が別に定めるところによります。
イ 着信課金契約	当社から着信課金サービスの提供を受けるための契約	
ウ 契約者	当社と着信課金契約を締結している者	
エ 利用回線	KDD I 新約款に規定する直加入電話契約に係る契約者回線	

(2) 提供条件

ア 契約の単位	当社は、1の共通番号につき1の着信課金契約を締結したものとします。
イ その他の提供条件	<p>(ア) 利用権の譲渡の禁止、契約者が行う着信課金契約の解除及び当社が行う着信課金契約の解除の取扱いについては、直収通信契約の場合に準ずるものとします。</p> <p>(イ) (ア)に規定するほか、着信課金契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(ウ) 着信課金サービスは、当社が別に定める期日までに廃止します。</p>

(3) 料金額

ア 着信課金サービスの使用料

区分	単位	料金額 (税込額)	
基本機能	共通番号1番ごとに	月額 900円 (945円)	
追加機能	通信量制限機能	共通番号を付与した電話番号 又は追加番号1番号ごとに	月額 500円 (525円)
	着信日時制限機能	共通番号を付与した電話番号 又は追加番号1番号ごとに	月額 1,300円 (1,365円)
	発信地域別分配機能	共通番号を付与した電話番号 又は追加番号1番号ごとに	月額 800円 (840円)
	接続先変更機能	共通番号を付与した電話番号 又は追加番号1番号ごとに	月額 1,500円 (1,575円)
	着信比率分配機能	共通番号を付与した電話番号 又は追加番号1番号ごとに	月額 500円 (525円)
	発信者番号制限機能	共通番号を付与した電話番号 又は追加番号1番号ごとに	月額 500円 (525円)
	接続回線数制限機能	共通番号を付与した電話番号 又は追加番号1番号ごとに	月額 500円 (525円)

イ 利用回線へ共通番号により行った通信に係る通信料

通 信 区 分	次の秒数までごとに7円(税込7.35円)。 ただし、隣接区域内通信等（隣接区域内通信及び区域外通信のうち通信地域間距離が20kmまでのものをいいます。）については、その通信の秒数が90秒（深夜・早朝は120秒）を超えるとときに限り、6円(税込6.35円)と読み替えます。								
	県内通信				県間通信				
	昼	間 土曜日・ 日曜日・ 祝日	夜間	深夜・ 早朝	昼	間 土曜日・ 日曜日・ 祝日	夜間	深夜・ 早朝	
区域内通信	180	180	180	225	—	—	—	—	
隣接区域内通信	90	90	90	120	90	90	90	120	
区 域 外 通 信	通信地域間距離	90	90	90	120	90	90	90	120
	20kmまで								
	30kmまで	90	90	90	90	90	90	90	90
	60kmまで	90	90	90	90	60	60	60	90
	100kmまで	60	60	60	90	36	45	45	60
	170kmまで	60	60	60	90	26	30	30	45
170kmを超えるもの	60	60	60	90	26	26	26	36	

（当社が指定する通信に関する経過措置）

5 この改正規定実施日以降において、中継契約者回線からアクセスポイント又はKDDI新約款に規定する共通番号地域指定着信機能を利用している契約者回線へ共通番号により行った通信（KDDI株式会社のコンピュータ通信網サービス契約約款に規定する第1区域第3種契約のプラン2に係る通信を含みます。以下「当社が指定する通信」といいます。）については、次表に定める額を適用するものとし、この通信を行った中継電話契約者に支払っていただきます。

通 信 区 分	次の秒数までごとに8円(税込8.4円)			
	昼	間 土曜日・ 日曜日・ 祝日	夜間	深夜・早朝
	180	180	180	225
区域内通信				
隣接区域内通信				
区域外通信 20kmまで				

(端末設備に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している端末設備は、この改正規定実施の日において、2項の規定により、KDD I 新約款の規定によりKDD I 株式会社
が提供する端末設備に移行したものとします。

(選択制による通話料金の月ぎめ割引に関する経過措置)

- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している選択制による通話料金の
月ぎめ割引は、この改正規定実施の日において、2項の規定により、KDD I 新約款の規
定によりKDD I 株式会社が提供する選択制による通信料金の月ぎめ割引に移行したもの
とします。

(保証金に関する経過措置)

- 8 この改正規定実施前に、改正前の規定により当社が預かった保証金については、この改
正規定実施前に当社からその保証金を預け入れた契約者に返還するものとします。ただし、
その契約者が改正前の規定に基づき当社に支払うべき金額があるときは、返還する保証金
をその支払うべき金額に充当するものとします。

(料金その他の債務に関する経過措置)

- 9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金
その他の債務については、2項の規定にかかわらず、なお従前のおりとします。

(債権譲渡に関する経過措置)

- 10 この改正規定実施前にKDD I 株式会社に譲渡した債権の取扱いについては、なお従前
のおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 11 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償につい
ては、2項の規定にかかわらず、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定又は廃止前の総合デジタル通信サービス契
約約款の規定により締結している次の表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、
それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

ただし、同表の左欄の第2種中継電話契約及び第2種中継通信契約は、この改正規定実施の際現に、その契約に係る中継契約者回線について、特定協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに係る通話区分又は通信区分のうち少なくともひとつの同区分において、当社の事業者識別番号(0081又は0082)を指定しているものに限ります。

中継電話サービスに係る契約 第1種中継電話契約 第2種中継電話契約	一般電話サービス等に係る契約 電話等利用契約 電話等利用契約
総合デジタル通信サービス契約約款に規定する中継総合デジタル通信サービスに係る契約 第1種中継通信契約 第2種中継通信契約	一般電話サービス等に係る契約 電話等利用契約 電話等利用契約

3 前項の場合において、この改正規定実施の際現に、前項の表の左欄の契約のうち、その契約に係る中継契約者回線において同時に電話等利用契約を締結しているものは、この改正規定実施の日において、その電話等利用契約に移行したものとします。

(当社の事業者識別番号に関する経過措置)

4 2項及び前項の規定により移行した電話等利用契約に基づいて一般電話サービス等(ダイヤルアップサービスを除きます。)を利用する場合には、この約款に規定する電話等利用契約に係る当社の事業者識別番号(0038)のほか、0081及び0082を使用して、それぞれ国内通信及び国際通信を行うことができます。

ただし、0081及び0082を使用できる区域は、次の表に掲げる都県の区域に限ります

都 県 の 区 域
栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼を除く)、神奈川県、山梨県、静岡県(富士川以東)

5 附則(平成18年9月1日実施)の第5項(当社が指定する通信に関する経過措置)を次のように改めます。

5 削除

(料金その他の債務に関する経過措置)

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、2項及び3項の規定にかかわらず、なお従前のおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

7 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償については、2項及び3項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

(料金の適用に関する経過措置)

8 2項の規定により移行した電話等利用契約(9項及び10項に該当するものを除きます。)について適用する通信に関する料金は、料金表第1表の第2(通信に関する料金)の規定にかかわらず、(1)及び(2)に規定する料金額(以下「東京電話プラン」といいます。)を適用します。

ただし、東京電話プランは、4項の表に掲げる都県の区域内にある利用契約回線に限り適用するものとします。利用契約回線が同区域外へ移転したときは、この約款の規定に基づいて東京電話プラン以外のプランを選択していただきます。

(1) 国内通信に係るもの

① ②及び③以外のもの

次の秒数までごとに区域内通信については8.4円(税込8.82円)、隣接区域内通信及び区域外通信については8.5円(税込8.925円)とします。

ただし、隣接区域内通信及び区域外通信のうち通信地域間距離が20kmまでのものについては、その通信の秒数が90秒(深夜・早朝は120秒)を超えるときに限り、①の表における8.5円(税込8.925)を県内通信は5.7円(5.985円)、県間通信は6.6円(6.93円)と読み替えます。

通話区分	県内通話				県間通話				
	昼	間	夜間	深夜・早朝	昼	間	夜間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日				土曜日・日曜日・祝日			
区域内通話	180	180	180	225	—	—	—	—	
隣接区域内通話	90	90	90	120	90	90	90	120	
区域外通話	通話地域間距離	90	90	90	120	90	90	90	120
	20kmまで								
	30kmまで	90	90	90	90	90	90	90	90
	60kmまで	90	90	90	90	60	60	60	90
	100kmまで	60	60	60	90	45	45	45	60
	170kmまで	60	60	60	90	30	30	30	45
170kmを超えるもの	60	60	60	90	30	30	30	45	

備考

1 通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。

ア 当社は、別に定めるところにより、単位料金区域の全域を一辺 2 km の正方形の区画（以下「方形区画」といいます。）に区分し、その区画にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。

イ 当社は、通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画を利用契約回線等が収容されている電話サービス取扱局（端末系事業者の端末系伝送路設備の場合は、その端末系伝送路設備の終端のある場所とします。）が所属する単位料金区域内において、当社が指定します。

ウ 当社は、電話サービス等取扱所において、各単位料金区域に対応するイで指定した方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）を閲覧に供します。

エ 通信地域間距離は、双方の通信地域間距離測定のための起算点となる方形区画番号に基づき、次の算式により算出します。この場合、算出した結果に 1 km 未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

$$\sqrt{\left[\begin{array}{c} \text{縦軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{c} \text{横軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2} = \text{通信地域間距離}$$

2 離島（本州以外で当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）との間の通信については、1 の規定にかかわらず、次のとおりとします。

ア 離島とそれぞれ社会的経済的諸条件及び通信の交流上密接な関係にあるとして当社が指定する単位料金区域の区域内にある利用契約回線等とその離島内にある利用契約回線等との間の通信については、隣接区域内通信に係る料金額を適用します。

イ 当社は、アにおいて指定する単位料金区域名を当社が指定する電話サービス等取扱所において閲覧に供します。

3 通信ごとの通信に関する料金の算定に当たっては、料金表通則 8（端数処理）の規定は適用しません。

②携帯自動車電話設備への通信に係るもの

料金種別	料金額（税込額）
通信料	60 秒までごとに 18 円(18.9 円)

③ダイヤルアップ接続通信（一般ダイヤルアップサービスに係るものに限ります。）に係るもの

料金種別	料金額 (税込額)
通信料	180秒までごとに 10円(10.5円)

(2) 国際通信に係るもの

区 分		6秒までごとに次に規定する額			
		昼 間	土曜日・ 日曜日・ 祝 日	夜 間	深夜・ 早朝
アジア1	香港、大韓民国、シンガポール共和国	9.2 円	6.3 円	6.3 円	6.3 円
アジア2	中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)	11.1 円	5.7 円	5.7 円	5.7 円
アジア3	マカオ、フィリピン共和国、台湾	11.1 円	7.7 円	7.7 円	7.6 円
アジア4	東ティモール、北朝鮮	13.3 円	9.9 円	9.9 円	9.0 円
アジア5	ブルネイ、インドネシア共和国、マレーシア、タイ王国	14.2 円	9.9 円	9.9 円	9.4 円
アジア7	バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、カンボジア王国、インド、ラオス人民民主共和国、モルディヴ共和国、モンゴル国、ミャンマー連邦、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ベトナム社会主義共和国	18.0 円	14.2 円	14.2 円	11.4 円
アジア8	アフガニスタン、バーレーン国、キプロス、イラン・イスラム共和国、イラク共和国、イスラエル国、ヨルダン・ハシミテ王国、クウェート国、レバノン共和国、オマーン国、カタール国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国	19.9 円	17.1 円	17.1 円	14.2 円
アメリカ1	アメリカ合衆国(アラスカを含み、ハワイを除きます。)、カナダ	4.1 円	2.8 円	2.8 円	2.7 円
アメリカ2	アメリカ領ヴァージン諸島、メキシコ合衆国、プエルト・リーコ、サン・ピエール及びミクェロン、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、	16.1 円	12.3 円	12.3 円	9.5 円
アメリカ3	アルゼンチン共和国、アンギラ、アンティ	16.1 円	12.3 円	12.3 円	9.5 円

	グア・バーブーダ、アルバ、バハマ国、バルバドス、ベリーズ、バーミュダ諸島、ボリビア共和国、ケイマン諸島、チリ共和国、コロンビア共和国、コスタリカ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、フォークランド諸島、グアテマラ共和国、オランダ領アンティール、ジャマイカ、フランス領ギアナ、ニカラグア共和国、パナマ共和国、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、トリニダード・トバゴ共和国、ハイチ共和国、タークス及びカイコス諸島、ウルグアイ東方共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、グレナダ				
アメリカ 4	ブラジル連邦共和国、ペルー共和国	20.6 円	5.7 円	5.7 円	5.7 円
アメリカ 5	キューバ共和国、ガイアナ協同共和国、ハイチ、モンセラット、セントクリストファー・ネイビス、パラアイ共和国、スリナム共和国	20.9 円	16.1 円	16.1 円	15.2 円
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国（マイヨット島を含む）、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	21.8 円	17.1 円	17.1 円	15.2 円

アフリカ 2	アッセンション、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セント・ヘレナ、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	21.8 円	17.1 円	17.1 円	15.2 円
オセアニア 1	ハワイ	4.1 円	2.8 円	2.8 円	2.7 円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、グアム、ニュージーランド、サイパン	7.6 円	6.6 円	6.6 円	5.7 円
オセアニア 3	アメリカン・サモア、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツヴァル、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦ノーフォーク島	13.3 円	11.1 円	11.1 円	9.4 円
オセアニア 4	ニウエ、バヌアツ共和国	17.1 円	14.2 円	14.2 円	10.4 円
ヨーロッパ 1	フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国、バチカン市国	9.9 円	4.2 円	4.2 円	4.2 円
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国	13.3 円	4.2 円	4.2 円	4.2 円

ヨーロッパ3	オーストリア共和国、アゾレス諸島、ベルギー王国、カナリア諸島、デンマーク王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ジブラルタル、ギリシャ共和国、グリーンランド、アイスランド共和国、アイルランド、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、マデイラ諸島、マルタ共和国、スペイン領北アフリカ、オランダ王国、ノルウェー王国、ポルトガル共和国、サンマリノ共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦、トルコ共和国	14.2 円	11.1 円	11.1 円	10.2 円
ヨーロッパ4	アルバニア共和国、アルメニア共和国、アゼルバイジャン共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア共和国、クロアチア共和国、チェコ共和国、エストニア共和国、グルジア、ハンガリー共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ポーランド共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン共和国	19.0 円	15.2 円	15.2 円	12.3 円
<p>備考</p> <p>1 国際通信に係る通信に関する料金において、その通信が異なる曜日、祝日又は時間帯にわたる場合には、その通信が終了された曜日、祝日又は時間帯における料金額を適用します。</p> <p>2 通信ごとの通信に関する料金の算定に当たっては、料金表通則8（端数処理）の規定は適用しません。</p>					
<p>9 2項の規定により移行した電話等利用契約のうち、改正前の規定又は廃止前の総合デジタル通信サービス契約約款の規定により中継電話サービス等に係るフラット通話料金又は中継総合デジタル通信サービスに係るフラット通信料金の適用を受けていた場合は、5項の規定にかかわらず、この改正規定実施の日において、一般電話サービス等に係る通信に関する料金のうちプランBを適用するものとします。この場合、料金表第1表第2の1の（9）欄の規定は、優先接続の指定に係る「当社の事業者識別番号（0038）」を「当社の事業者識別番号（0038 又は 0081）」と読み替えて適用します。</p>					
<p>10 3項の規定により移行した電話等利用契約については、前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の日において、改正前に当該電話等利用契約について適用されていた一般電話サービス等に係るプランを適用するものとします。この場合、料金表第1表第2（通信</p>					

に関する料金) の 1 の (9) 欄の規定は、優先接続の指定に係る「当社の事業者識別番号 (0038)」を「当社の事業者識別番号 (0038 又は 0081)」と読み替えて適用します。

(付加機能に関する経過措置)

- 11 この改正規定実施の際現に、改正前の規定又は廃止前の総合デジタル通信サービス契約約款の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている中継契約者回線は、この改正規定実施の日において、改正後の規定による同表の右欄の付加機能の提供を受けている利用契約回線に移行したものとみなします。

発信通信利用休止機能 (あらかじめ指定する通信の種類は国際通信に限ります。)	発信通信利用休止機能
---	------------

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により電話等利用契約者に対する付加機能として第三者課金機能を利用している者は、この改正の実施の日において、第三者課金機能利用契約を締結したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 附則（平成 19 年 1 月 1 日実施）の第 8 項（料金の適用に関する経過措置）（2）国際通信にかかる表を次表に改めます。

区 分		6 秒までごとに次に規定する額			
		昼 間	夜 間	深夜・早朝	
				土曜日・日曜日・祝 日	
アジア 1	香港、大韓民国、シンガポール共和国	9.2 円	6.3 円	6.3 円	6.3 円
アジア 2	中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)	11.1 円	5.7 円	5.7 円	5.7 円
アジア 3	マカオ、フィリピン共和国、台湾	11.1 円	7.7 円	7.7 円	7.6 円
アジア 4	東ティモール、北朝鮮	13.3 円	9.9 円	9.9 円	9.0 円
アジア 5	ブルネイ、インドネシア共和国、マレーシア、タイ王国	14.2 円	9.9 円	9.9 円	9.4 円
アジア 7	バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、カンボジア王国、インド、ラオス人民民主共和国、モルディヴ共和国、モンゴル国、ミャンマー連邦、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ベトナム社会主義共和国	18.0 円	14.2 円	14.2 円	11.4 円
アジア 8	アフガニスタン、バーレーン国、キプロス、イラン・イスラム共和国、イラク共和国、イスラエル国、ヨルダン・ハシミテ王国、クエート国、レバノン共和国、オマーン国、カタール国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国	19.9 円	17.1 円	17.1 円	14.2 円
アメリカ 1	アメリカ合衆国(アラスカを含み、ハワイを除きます。)、カナダ	4.1 円	2.8 円	2.8 円	2.7 円

アメリカ2	アメリカ領ヴァージン諸島、メキシコ合衆国、プエルト・リーコ、サン・ピエール及びミクェロン、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、	16.1 円	12.3 円	12.3 円	9.5 円
アメリカ3	アルゼンチン共和国、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、アルバ、バハマ国、バルバドス、ベリーズ、バーミュダ諸島、ボリビア共和国、ケイマン諸島、チリ共和国、コロンビア共和国、コスタリカ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、フォークランド諸島、グアテマラ共和国、オランダ領アンティール、ジャマイカ、フランス領ギアナ、ニカラグア共和国、パナマ共和国、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、トリニダード・トバゴ共和国、ハイチ共和国、タークス及びカイコス諸島、ウルグアイ東方共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、グレナダ	16.1 円	12.3 円	12.3 円	9.5 円
アメリカ4	ブラジル連邦共和国、ペルー共和国	20.6 円	5.7 円	5.7 円	5.7 円
アメリカ5	キューバ共和国、ガイアナ協同共和国、ハイチ、モンセラット、セントクリストファー・ネイビス、パラアイ共和国、スリナム共和国	20.9 円	16.1 円	16.1 円	15.2 円

アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	21.8 円	17.1 円	17.1 円	15.2 円
アフリカ 2	アッセンション、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セント・ヘレナ、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	21.8 円	17.1 円	17.1 円	15.2 円
オセアニア 1	ハワイ	4.1 円	2.8 円	2.8 円	2.7 円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、グアム、ニュージーランド、サイパン	7.6 円	6.6 円	6.6 円	5.7 円

オセアニア 3	アメリカン・サモア、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツヴァル、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦ノーフォーク島	13.3 円	11.1 円	11.1 円	9.4 円
オセアニア 4	ニウエ、バヌアツ共和国	17.1 円	14.2 円	14.2 円	10.4 円
ヨーロッパ 1	フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国、バチカン市国	9.9 円	4.2 円	4.2 円	4.2 円
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国	13.3 円	4.2 円	4.2 円	4.2 円
ヨーロッパ 3	オーストリア共和国、アゾレス諸島、ベルギー王国、カナリア諸島、デンマーク王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ジブラルタル、ギリシャ共和国、グリーンランド、アイスランド共和国、アイルランド、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、マディラ諸島、マルタ共和国、スペイン領北アフリカ、オランダ王国、ノルウェー王国、ポルトガル共和国、サンマリノ共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦、トルコ共和国	14.2 円	11.1 円	11.1 円	10.2 円
ヨーロッパ 4	アルバニア共和国、アルメニア共和国、アゼルバイジャン共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア共和国、クロアチア共和国、チェコ共和国、エストニア共和国、グルジア、ハンガリー共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ポーランド共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン共和国	19.0 円	15.2 円	15.2 円	12.3 円
インマルサット 1	インマルサット-A（インド洋）、インマルサット-A（大西洋西）、インマルサット-A（大西洋東）、インマルサット	72.0 円	72.0 円	72.0 円	72.0 円

	ト-A (太平洋)				
インマルサット 2	インマルサット-M (インド洋)、インマルサット-M (大西洋西)、インマルサット-M (大西洋東)、インマルサット-M (太平洋)	50.0 円	50.0 円	50.0 円	50.0 円
インマルサット 3	インマルサット-B (インド洋)、インマルサット-B (大西洋西)、インマルサット-B (大西洋東)、インマルサット-B (太平洋)	43.0 円	43.0 円	43.0 円	43.0 円
インマルサット 4	インマルサット-ミニM/F (インド洋)、インマルサット-ミニM/F (大西洋西)、インマルサット-ミニM/F (大西洋東)、インマルサット-ミニM/F (太平洋)	40.0 円	40.0 円	40.0 円	40.0 円

備考

- 1 国際通信に係る通信に関する料金において、その通信が異なる曜日、祝日又は時間帯にわたる場合には、その通信が終了された曜日、祝日又は時間帯における料金額を適用します。
- 2 通信ごとの通信に関する料金の算定に当たっては、料金表通則 8 (端数処理) の規定は適用しません。
- 3 ドミニカ国に係る接続においては、平成19年6月末をもってサービスを終了いたします。ただし、サービス終了に係る工事は地域別に順次実施するため、一部地域の電話等利用契約者については、平成19年10月末日まで接続できることがあります。
- 4 インマルサットに係る接続においては、平成19年10月末日までにサービスを開始いたします。ただし、サービス開始に係る工事は地域別に順次実施するため、一部地域の電話等利用契約者については、平成19年7月1日から接続できることがあります。

3 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により料金表第 3 (2) ホームページ開設機能が提供されている電話等利用契約者については、平成 20 年 1 月末日までの間に限り、下記の条件で提供することとします。

- (1) ホームページアカウント追加機能について、平成 19 年 7 月 2 日以降は受付しません。
- (2) ホームページ容量追加機能について、平成 19 年 9 月 2 日までの間に限り、ホームページ容量の変更をすることができます。
- (3) 平成 19 年 8 月 11 日以降の当社が別に定める料金月から、ホームページアカウント追加機能及びホームページ容量追加機能に関する機能使用料は無料とします。

区 分	単 位	料金額 (税込額)
-----	-----	-----------

基本機能	ホームページを使用して電話サービス等取扱所に設置される情報蓄積装置により情報の蓄積、更新又は公開等を行うことができる機能	1 の利用契約回線につき 1 ホームページアカウントに限り	無料
追加機能	ホームページアカウント追加機能	基本機能によりあらかじめ割り当てられたホームページのアカウント（以下「ホームページアカウント」といいます。）の他にホームページアカウントを追加することができる機能	月額 100 円(105 円)
	ホームページ容量追加機能	基本機能又はホームページアカウント追加機能によりあらかじめ割り当てられたホームページ容量（ホームページとして蓄積できる情報量をいいます。以下同じとします。）を追加することができる機能をいいます。	1 のホームページアカウントにつき追加するホームページ容量 1 メガバイトごとに 月額 50 円(52.5 円)
備考	<p>1 当社が基本機能としてあらかじめ割り当てるホームページアカウントの数は、1 の利用契約回線につき 1 つとし、そのホームページ容量は 2 メガバイトまでとします。</p> <p>2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ホームページアカウントの変更をすることがあります。この場合には、あらかじめそのことを電話等利用契約者にお知らせします。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積しているホームページの情報の転送を停止し、又はその情報を消去することがあります。</p> <p>4 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する又は他人の利益を害する態様でホームページが利用されていると認められた場合は、現に蓄積しているホームページの情報の転送を停止することがあります。</p> <p>5 当社は、4 の規定により現に蓄積しているホームページの情報の転送を停止された電話等利用契約者が、なおその事実を解消しないときは、その利用契約回線に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>6 3 から 5 までの規定により、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、当社は、あらかじめそのことを電話等利用契約者にお知らせします。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p>		

	<p>7 当社は、電話等利用契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、その電話等利用契約者に係るホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社は、あらかじめそのことを電話等利用契約者にお知らせします。</p> <p>8 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害（3から5までの規定及び7の規定により現に蓄積しているホームページの情報について転送の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p>
--	--

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 7 月 17 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により料金表第 3（3）着信課金機能が提供されている電話等利用契約者について、次の表の左欄に定める単位で提供されている機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄に定める料金プランに移行したものとみなします。

タイプ	料金プラン
(ア)	第 1 種着信課金プラン
(イ) のタイプ 1	第 3 種着信課金プラン
(イ) のタイプ 2	第 1 種着信課金プラン

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 附則（平成 19 年 1 月 1 日実施）の第 8 項（料金の適用に関する経過措置）（2）国際通信にかかる表を次表に改めます。

(1) (2) 以外のもの

区 分	6 秒までごとに次に規定する額		
	昼 間	夜 間	深夜・早朝
	土曜日・		

			日曜日・ 祝日		
アジア 1	香港、大韓民国、シンガポール共和国	9.2 円	6.3 円	6.3 円	6.3 円
アジア 2	中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)	11.1 円	5.7 円	5.7 円	5.7 円
アジア 3	マカオ、フィリピン共和国、台湾	11.1 円	7.7 円	7.7 円	7.6 円
アジア 4	東ティモール、朝鮮民主主義人民共和国	13.3 円	9.9 円	9.9 円	9.0 円
アジア 5	ブルネイ・ダルサラーム国、インドネシア共和国、マレーシア、タイ王国	14.2 円	9.9 円	9.9 円	9.4 円
アジア 6	バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、カンボジア王国、インド、ラオス人民民主共和国、モルディヴ共和国、モンゴル国、ミャンマー連邦、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ベトナム社会主義共和国	18.0 円	14.2 円	14.2 円	11.4 円
アジア 7	アフガニスタン、バーレーン国、キプロス共和国、イラン・イスラム共和国、イラク共和国、イスラエル国、ヨルダン・ハシミテ王国、クウェート国、レバノン共和国、オマーン国、カタール国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国	19.9 円	17.1 円	17.1 円	14.2 円
アメリカ 1	アメリカ合衆国(アラスカを含み、ハワイを除きます。)、カナダ	4.1 円	2.8 円	2.8 円	2.7 円
アメリカ 2	米領ヴァージン諸島、メキシコ合衆国、プエルトリコ、サン・ピエール及びミクロン、英領ヴァージン諸島、	16.1 円	12.3 円	12.3 円	9.5 円
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、アルバ、バハマ国、バルバドス、ベリーズ、バーミューダ諸島、ボリビア共和国、ケイマン諸島、チリ共和国、コロンビア共和国、コスタリカ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、フォークランド諸島、グアテマラ共和国、オランダ領アンティール、ジャマイカ、フランス領ギ	16.1 円	12.3 円	12.3 円	9.5 円

	アナ、ニカラグア共和国、パナマ共和国、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、トリニダード・ドバコ共和国、タークス及びカイコス諸島、ウルグアイ東方共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、グレナダ				
アメリカ 4	ブラジル連邦共和国、ペルー共和国	20.6 円	5.7 円	5.7 円	5.7 円
アメリカ 5	キューバ共和国、ガイアナ協同共和国、ハイチ共和国、モンセラット、セントクリストファー・ネイビス、パラグアイ共和国、スリナム共和国	20.9 円	16.1 円	16.1 円	15.2 円
オセアニア 1	ハワイ	4.1 円	2.8 円	2.8 円	2.7 円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、グアム、ニュージーランド、サイパン	7.6 円	6.6 円	6.6 円	5.7 円
オセアニア 3	米領サモア、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニューカレドニア、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、ノーフォーク島	13.3 円	11.1 円	11.1 円	9.4 円
オセアニア 4	ニウエ、バヌアツ共和国	17.1 円	14.2 円	14.2 円	10.4 円
ヨーロッパ 1	フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国、バチカン市国	9.9 円	4.2 円	4.2 円	4.2 円
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国	13.3 円	4.2 円	4.2 円	4.2 円

ヨーロッパ3	オーストリア共和国、アゾレス諸島、ベルギー王国、カナリア諸島、デンマーク王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ジブラルタル、ギリシャ共和国、グリーンランド、アイスランド共和国、アイルランド、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国、マデイラ諸島、マルタ共和国、スペイン領北アフリカ、オランダ王国、ノルウェー王国、ポルトガル共和国、サンマリノ共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦、トルコ共和国	14.2 円	11.1 円	11.1 円	10.2 円
ヨーロッパ4	アルバニア共和国、アルメニア共和国、アゼルバイジャン共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア共和国、クロアチア共和国、チェコ共和国、エストニア共和国、グルジア、ハンガリー共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ポーランド共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン共和国	19.0 円	15.2 円	15.2 円	12.3 円
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	21.8 円	17.1 円	17.1 円	15.2 円
アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、	21.8 円	17.1 円	17.1 円	15.2 円

	ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国				
インマルサット1	インマルサット-A（インド洋）、インマルサット-A（大西洋西）、インマルサット-A（大西洋東）、インマルサット-A（太平洋）	72.0 円	72.0 円	72.0 円	72.0 円
インマルサット2	インマルサット-M（インド洋）、インマルサット-M（大西洋西）、インマルサット-M（大西洋東）、インマルサット-M（太平洋）	50.0 円	50.0 円	50.0 円	50.0 円
インマルサット3	インマルサット-B（インド洋）、インマルサット-B（大西洋西）、インマルサット-B（大西洋東）、インマルサット-B（太平洋）	43.0 円	43.0 円	43.0 円	43.0 円
インマルサット4	インマルサット-ミニM/F（インド洋）、インマルサット-ミニM/F（大西洋西）、インマルサット-ミニM/F（大西洋東）、インマルサット-ミニM/F（太平洋）	40.0 円	40.0 円	40.0 円	40.0 円
備考					
<p>1 国際通信に係る通信に関する料金において、その通信が異なる曜日、祝日又は時間帯にわたる場合には、その通信が終了された曜日、祝日又は時間帯における料金額を適用します。</p> <p>2 通信ごとの通信に関する料金の算定に当たっては、料金表通則8（端数処理）の規定は適用しません。</p> <p>3 ドミニカ国に係る接続においては、平成19年6月末をもってサービスを終了いたします。ただし、サービス終了に係る工事は地域別に順次実施するため、一部地域の電話等利用契約者については、平成19年10月末日まで接続できることがあります。</p> <p>4 インマルサットに係る接続においては、平成19年10月末日までにサービスを開始いたしま</p>					

す。ただし、サービス開始に係る工事は地域別に順次実施するため、一部地域の電話等利用契約者については、平成19年7月1日から接続できることがあります。

(2) 総合デジタル通信設備からのデジタル通信モードに係るもの

料 金 種 別	料 金 額
国際通信料	料金表の第2（通信に関する料金）2-1-2の（2）に掲げる国際通信料と同額
備考 平成19年10月末日までにサービスを開始いたします。ただし、サービス開始に係る工事は地域別に順次実施するため、一部地域の電話等利用契約者については、それ以前から接続できることがあります。	

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年9月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 附則（平成19年8月1日実施）の国際通信にかかる表を次表に改めます。

(1) (2) 以外のもの

区 分		6秒までごとに次に規定する額			
		昼 間	土曜日・ 日曜日・ 祝 日	夜 間	深夜・ 早朝
アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、 香港	9.2 円	6.3 円	6.3 円	6.3 円
アジア2	中華人民共和国（香港及びマカオ を除きます。）	11.1 円	5.7 円	5.7 円	5.7 円
アジア3	台湾、フィリピン共和国、マカオ	11.1 円	7.7 円	7.7 円	7.6 円
アジア4	朝鮮民主主義人民共和国、東ティ モール	13.3 円	9.9 円	9.9 円	9.0 円
アジア5	インドネシア共和国、タイ王国、 ブルネイ・ダルサラーム国、マレ	14.2 円	9.9 円	9.9 円	9.4 円

	ーシア				
アジア 6	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モルディヴ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国	18.0 円	14.2 円	14.2 円	11.4 円
アジア 7	アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国	19.9 円	17.1 円	17.1円	14.2 円
アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカを含み、ハワイを除きます。）、カナダ	4.1 円	2.8 円	2.8 円	2.7 円
アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	16.1 円	12.3 円	12.3 円	9.5 円
アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和	16.1 円	12.3 円	12.3 円	9.5 円

	国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島				
アメリカ4	ブラジル連邦共和国、ペルー共和国	20.6 円	5.7 円	5.7 円	5.7 円
アメリカ5	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	20.9 円	16.1 円	16.1 円	15.2 円
オセアニア1	ハワイ	4.1 円	2.8 円	2.8 円	2.7 円
オセアニア2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キーリング諸島、サイパン、ニュージーランド	7.6 円	6.6 円	6.6 円	5.7 円
オセアニア3	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	13.3 円	11.1 円	11.1 円	9.4 円
オセアニア4	ニウエ、バヌアツ共和国	17.1 円	14.2 円	14.2 円	10.4 円
ヨーロッパ1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	9.9 円	4.2 円	4.2 円	4.2 円
ヨーロッパ	アンドラ公国、モナコ公国	13.3 円	4.2 円	4.2 円	4.2 円

2					
ヨーロッパ 3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	14.2 円	11.1 円	11.1 円	10.2 円
ヨーロッパ 4	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	19.0 円	15.2 円	15.2 円	12.3 円
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、	21.8 円	17.1 円	17.1 円	15.2 円

	南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン				
アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	21.8 円	17.1 円	17.1 円	15.2 円
インマルサット2	インマルサットーM（インド洋）、インマルサットーM（大西洋西）、インマルサットーM（大西洋東）、インマルサットーM（太平洋）	50.0 円	50.0 円	50.0 円	50.0 円
インマルサット3	インマルサットーB（インド洋）、インマルサットーB（大西洋西）、インマルサットーB（大西洋東）、インマルサットーB（太平洋）	43.0 円	43.0 円	43.0 円	43.0 円
インマルサット4	インマルサットーミニM/F（インド洋）、インマルサットーミニM/F（大西洋西）、インマルサットーミニM/F（大西洋東）、インマルサットーミニM/F（太平洋）	40.0 円	40.0 円	40.0 円	40.0 円

備考

- 1 国際通信に係る通信に関する料金において、その通信が異なる曜日、祝日又は時間帯にわたる場合には、その通信が終了された曜日、祝日又は時間帯における料金額を適用します。
- 2 通信ごとの通信に関する料金の算定に当たっては、料金表通則8（端数処理）の規定は適用しません。

(2) 総合デジタル通信設備からのデジタル通信モードに係るもの

料 金 種 別	料 金 額
国際通信料	料金表の第2（通信に関する料金）2-1-2の（2）に掲げる国際通信料と同額

- 3 料金表及び前項における国際通信に係る通信のうち、インマルサット1に係る接続においては、平成19年12月末日をもってサービスを終了いたします。ただし、サービス終了に係る工事は順次実施するため、取扱地域により、平成20年1月8日まで接続できることがあります。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年1月8日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

附 則

当社は、平成20年5月20日以降、一般ダイヤルアップサービスの新たな利用登録並びに電子メール機能及び契約者識別符号に係る機能の新たな申込み（電子メール機能におけるメールアドレスの追加の登録を含みます。）は受け付けません。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から実施します。

(電子メール機能に関する経過措置)

- 2 平成 20 年 7 月 11 日以降を起算日とする料金月から電子メール機能に係る付加機能使用料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の際現に電子メール機能の利用登録をしている電話等利用契約者は、この改正規定実施後平成 20 年 10 月 31 日までの間に限り、その電子メール機能で使用しているメールアドレスに宛てて着信する電子メールを、当該契約者が指定するメールアドレスに当社が定める方法により転送することができます。

(ダイヤルアップサービスに関する経過措置)

- 4 ダイヤルアップサービスは平成 20 年 8 月末日をもってサービスを終了します。ただし、サービス終了前から接続中の通信については、継続して接続できることがあります。この場合、その通信の終了時刻までの通信に関する料金の支払いを要します。

(料金その他の債務に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 20 年 12 月 31 日から実施します。

(経過措置)

- 2 附則（平成 20 年 1 月 1 日実施）の国際通信にかかる表を次表に改めます。

(1) (2) 以外のもの

区 分		6 秒までごとに次に規定する額			
		昼 間	土曜日・ 日曜日・ 祝 日	夜 間	深夜・ 早朝
アジア 1	シンガポール共和国、大韓民国、 香港	9.2 円	6.3 円	6.3 円	6.3 円
アジア 2	中華人民共和国（香港及びマカオ を除きます。）	11.1 円	5.7 円	5.7 円	5.7 円
アジア 3	台湾、フィリピン共和国、マカオ	11.1 円	7.7 円	7.7 円	7.6 円
アジア 4	朝鮮民主主義人民共和国、東ティ モール	13.3 円	9.9 円	9.9 円	9.0 円
アジア 5	インドネシア共和国、タイ王国、 ブルネイ・ダルサラーム国、マレ ーシア	14.2 円	9.9 円	9.9 円	9.4 円
アジア 6	インド、カンボジア王国、スリラ ンカ民主社会主義共和国、ネパー ル王国、パキスタン・イスラム共 和国、バングラデシュ人民共和国、 ブータン王国、ベトナム社会主義 共和国、ミャンマー連邦、モルデ イヴ共和国、モンゴル国、ラオス 人民民主共和国	18.0 円	14.2 円	14.2 円	11.4 円
アジア 7	アフガニスタン、アラブ首長国連 邦、イエメン共和国、イスラエル 国、イラク共和国、イラン・イス ラム共和国、オマーン国、カタ ール国、キプロス共和国、クウェ ート国、サウジアラビア王国、シ リア・アラブ共和国、バーレーン国、 ヨルダン・ハシミテ王国、レバノ ン共和国	19.9 円	17.1 円	17.1 円	14.2 円
アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカを含み、 ハワイを除きます。）、カナダ	4.1 円	2.8 円	2.8 円	2.7 円
アメリカ 2	英領バージン諸島、サンピエール	16.1 円	12.3 円	12.3 円	9.5 円

	島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国				
アメリカ3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島	16.1 円	12.3 円	12.3 円	9.5 円
アメリカ4	ブラジル連邦共和国、ペルー共和国	20.6 円	5.7 円	5.7 円	5.7 円
アメリカ5	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	20.9 円	16.1 円	16.1 円	15.2 円
オセアニア1	ハワイ	4.1 円	2.8 円	2.8 円	2.7 円
オセアニア2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キーリング諸島、サイパン、ニュージーランド	7.6 円	6.6 円	6.6 円	5.7 円
オセアニア	キリバス共和国、クック諸島、サ	13.3 円	11.1 円	11.1 円	9.4 円

3	モア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦				
オセアニア 4	ニウエ、バヌアツ共和国	17.1 円	14.2 円	14.2 円	10.4 円
ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	9.9 円	4.2 円	4.2 円	4.2 円
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国	13.3 円	4.2 円	4.2 円	4.2 円
ヨーロッパ 3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	14.2 円	11.1 円	11.1 円	10.2 円
ヨーロッパ 4	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユ	19.0 円	15.2 円	15.2 円	12.3 円

	ーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦				
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	21.8 円	17.1 円	17.1 円	15.2 円
アフリカ 2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共	21.8 円	17.1 円	17.1 円	15.2 円

	和国、モロッコ王国				
インマルサット2	インマルサットーM	50.0 円	50.0 円	50.0 円	50.0 円
インマルサット3	インマルサットーB	43.0 円	43.0 円	43.0 円	43.0 円
インマルサット4	インマルサットーミニM/F	40.0 円	40.0 円	40.0 円	40.0 円

備考

- 1 国際通信に係る通信に関する料金において、その通信が異なる曜日、祝日又は時間帯にわたる場合には、その通信が終了された曜日、祝日又は時間帯における料金額を適用します。
- 2 通信ごとの通信に関する料金の算定に当たっては、料金表通則8（端数処理）の規定は適用しません。

(2) 総合デジタル通信設備からのデジタル通信モードに係るもの

料 金 種 別	料 金 額
国際通信料	料金表の第2（通信に関する料金）2-1-2の（2）に掲げる国際通信料と同額

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年10月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 8 月 31 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 11 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 附則（平成 20 年 1 月 1 日実施）の国際通信にかかる表の一部を次表に改めます。

(1) (2) 以外のもの

区 分		6 秒までごとに次に規定する額			
		昼 間	土曜日・ 日曜日・ 祝 日	夜 間	深夜・ 早朝
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・				

	アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、南スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン				
--	--	--	--	--	--

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。